

令和2年度実務協議会（夏季）

日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容						
7	17	金	11:00 司事 研務 所總 長長 挨拶	11:45 12:00 協議	13:00		16:00	16:00 協 議	16:30 座 談 会

(令和2. 7. 17)

令和2年度実務協議会（夏季）

出席者名簿

1 協議員

新潟地方裁判所長
和歌山地方・家庭裁判所長
富山地方・家庭裁判所長
広島家庭裁判所長
山口地方・家庭裁判所長
岡山家庭裁判所長
福島家庭裁判所長
徳島地方・家庭裁判所長

小林
田内
堀内
水野
徳岡
田中
松村
齋藤

宏喜
政照
有美
由子
寿子
中生
村子
藤人

司喜
美子
子美
生徹
徹人

計 8 人

2 参列員

最高裁判所長官
最高裁判所事務総長
最高裁判所事務総局秘書課長兼広報課長
最高裁判所事務総局情報政策課長兼審議官
最高裁判所事務総局総務局長
最高裁判所事務総局人事局長
最高裁判所事務総局経理局長
最高裁判所事務総局刑事局長

大谷
中村
大須
杜賀
村下
堀田
氏田
安東

直人
慎之
寛記
弘志
齊哉
眞司
厚章

計 8 人

3 司法研修所

所事務局長
長

柘染

木谷

力宣

計 2 人

合計 18 人

令和2年7月17日開催、実務協議会（夏季）

配布資料（民事局・行政局）

「民事・行政事件の現状と課題」



目 次【運用改善編】

- 1 民事訴訟手続のIT化について
- 2 地方裁判所の民事事件について
 - (1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況
 - (2) 民事訴訟の審理運営の課題
 - (3) IT化を契機とした民事訴訟の在り方の抜本的な見直し
- 3 簡易裁判所の民事事件について
 - (1) 民事訴訟
 - (2) 民事調停
 - (3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担
- 4 倒産事件について
 - (1) 倒産事件の事件増に備えた事務処理の合理化等
 - (2) 管財人等の育成
- 5 民事執行事件について
 - (1) 不動産執行事件
 - (2) 執行官をめぐる状況
- 6 地方裁判所の行政事件について
- 7 地方裁判所の国家賠償事件について
- 8 労働関係事件について
 - (1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題
 - (2) 労働審判員に対する研修の実施
 - (3) 労働審判事件取扱支部の拡大
 - (4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進
 - (5) ウェブ会議等の方法による労働審判手続
- 9 知的財産権関係民事事件について
 - (1) 知的財産権関係民事事件をめぐる動向と審理運営上の課題
 - (2) 国際交流・情報発信
 - (3) ビジネス・コード

(注1) 民事局所管事件に関する統計データ及び運用改善・法改正に関する議論の詳細等は、J・NETポータルの「民事情報データベース」(ミンフォ)に掲載しています。

(注2) 行政局所管事件(行政事件、国家賠償事件、労働関係事件及び知的財産権関係事件)に関する統計データ及び各種資料等については、J・NETポータルの「行政・労働・知財情報データベース」(G-deck)に掲載しています。

1 民事訴訟手続のIT化について

民事訴訟手続のIT化については、平成30年3月30日に、内閣官房の「裁判手続等のIT化検討会」の検討結果が報告書として取りまとめられています。この報告書では、訴訟記録の全面的な電子化を前提とした民事訴訟手続の全面IT化を目指すこととされています。具体的には、e提出（主張証拠のオンライン提出等）、e法廷（ウェブ会議等の導入、拡大等）、e事件管理（訴訟記録への随時オンラインアクセス等）の「3つのe」を目指して必要な取組を進めていくものとされ、「3つのe」の実現は、①現行法の下で実施することのできるウェブ会議等を活用した争点整理の運用（フェーズ1）、②法改正によって直ちに実現することのできる運用（フェーズ2）、③システムの開発や導入などを経て初めて実現することができる訴訟記録の電子化等の運用（フェーズ3）という3つの段階に分けて、順次新たな運用を開始していくことが相当であるとされています。

この報告書の内容も踏まえて、裁判所では民事訴訟手続のIT化に向けた検討を進めており、フェーズ1に関しては、本年2月から知財高裁及び高裁所在地の地裁本庁8庁の合計9庁で、5月から地裁本庁5庁（横浜、さいたま、千葉、京都、神戸）で、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の新たな運用が開始されました。運用が開始された本年2月には134件、本年3月には346件の事件でウェブ会議が利用され、順調に運用がスタートしています。残る地裁本庁37庁については、令和2年度中には新たな運用を開始することができるよう環境整備を進めており、それ以外の庁についても、これらの庁における運用状況も踏まえながら順次運用を拡大することを考えています。

民事訴訟法等の改正を要するフェーズ2及びフェーズ3に関しては、平成30年7月に、公益社団法人商事法務研究会に「民事裁判手続等IT化研究会」が設置され、15回にわたって民事訴訟手続を全面的にIT化した場合における課題の整理や規律の在り方の検討等が行われ、昨年12月に報告書が取りまとめられました。本年2月には、法務大臣から法制審議会に対して民事訴訟手続のIT化に向けた民事訴訟制度の見直しに関する諮問がされ、6月から、専門部会において調査審議が行われています。

また、民訴法132条の10第1項は、「申立てその他の申述」につき、最高裁判所規則で定めるところにより電子情報処理組織を用いてすることができるものとし、インターネットを介して準備書面等の書類を電子的に提出することを法律上許容しています。そこで、現在はファクシミリや郵送により提出されている準備書面等について現行法下でのIT化の取組として、民訴法132条の10の枠組みを利用してインターネットを介して電子的に提出することを許容するための検討を進めることとしています。電子提出の具体的な方法については、当事者の利便性の向上など様々な観点を踏まえた検討が必要となります。が、令和3年度中の一部の府での運用開始を目標として、システムの開発を進めいくこととしています。

民事訴訟手続のIT化は、現在のプラクティスに単にITツールを取り入れるというのではなく、民事訴訟手続の在り方を抜本的に見直す契機とすべきものと考えています。そのためには、裁判所全体で幅広く意見交換等をしていくことが必要です。これまで、全国の下級裁判所に設置した検討体（PT）を中心として、精力的に検討を進めていたいきたいところですが、今後も、各PTには引き続き着実に検討を進めていただきたいと考えています。本年6月には、IT化後の書記官事務を見据えたシステムの在り方、立法課題等について、各府から幅広く意見を募る事務連絡を発出したところですので、活発な議論等が行われるよう、よろしくお取り計らいください。

2 地方裁判所の民事事件について

（1）民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況

地方裁判所の民事訴訟事件の新受件数は、平成22年以降減少傾向が続き、平成25年以降おおむね横ばいに推移した後、平成30年以降も若干減少傾向にあります。また、既済事件の平均審理期間は、平成22年以降、長期化傾向が続いている。実質的に争いのある事件では、特に争点・証拠整理手続の期間が長期化しています。

ところで、近時は、社会情勢の変化、情報技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待は高まっています。

それに伴い、裁判の質についても、判断自体の適正さや手続保障のみならず、理由の通用性や合理的な期間内での解決を求める声が強くなっているところです。

(2) 民事訴訟の審理運営の課題

民事訴訟の審理については、上記のとおり、平均審理期間（特に争点・証拠整理期間）が長期化する傾向にあります。その原因としては、事件の複雑困難化や弁護士の急激な増加等による裁判の扱い手の変化も挙げられて来ましたが、弁護士や高裁から、争点・証拠整理や人証調べ、和解等の実情に関して厳しい指摘もあることに照らすと、裁判所も、民事訴訟法が志向する争点中心型の審理を実現する上で果たすべき役割を十分に果たすことができていない面がある可能性も否定できません。

こうした審理判断の課題を踏まえ、裁判の質の更なる向上を図るために、部の内外でのコミュニケーションや議論を通じて、争点中心型の審理の基本的な在り方及びその前提となる争点・証拠整理の目的、手法とは何かについて改めて裁判官の間で共通認識を醸成し、一人一人の裁判官が、担当する事件の処理の枠を超え、審理運営の在り方を含む様々な課題を共有し、改善策を模索することが必要かつ有効と考えられます。

これまでの協議会等における議論を踏まえると、争点中心型の審理を実現し、紛争の実相を捉えた適切な事案の解決を図るために、事案の終局判断を見据えつつ争点・証拠整理の過程において裁判所と当事者との双方向的なコミュニケーションをより活性化させることにより、早期に証拠（書証）にも照らしながら争点を絞り込み、法的判断の枠組み等についての認識を共有し、必要十分な人証について集中的な証拠調べを行うとともに、適正な紛争解決のために積極的に和解勧試を行うこと等が求められているといえます。もっとも、口頭議論をどの段階でどのような形で行うのか、証明権の行使や証拠に基づく争点の絞り込みをどのような方法でどの程度行うのかといった具体的な審理の在り方については、裁判官の間でかなりのばらつきがあるとの指摘もあるところです。民事訴訟の審理運営の改善を図るために、改めて争点・証拠整理の目的にまで立ち帰った上で、それを意識しながら各裁判

官の訴訟観に即して審理運営がされていくものであることについて、裁判官の間で理解や認識の共有を図る必要があると考えられます。

また、合議の充実・活用等により部の機能の活性化を図り、部や庁を越えた裁判官同士の意見交換を充実させ、裁判官の間で民事訴訟の審理運営について議論を深める取組も行われてきたところです。この点については、司法研究「地方裁判所における民事訴訟の合議の在り方に関する研究」に詳しいので、御参照ください。

(3) IT化を契機とした民事訴訟の在り方の抜本的な見直し

民事訴訟手続のIT化を契機に、民事訴訟の在り方全体の抜本的な見直しを図る必要があると考えられることは前記のとおりです。IT化を見据えた充実した審理運営の実現に向けた議論においては、上記(2)の取組を踏まえつつ、現行法規の活用や訴訟指揮を通じた実務上の工夫について、改めてこれを検討し、課題やそれを克服するための方法等について議論し、有用と思われるものを着実に実践していくことが望まれます。

以上のような取組への主体的、積極的な関与を促すためには、所長が、部総括を中心とした各裁判官に対し、上からの押し付けにならないような形で、裁判の質の更なる向上が必要であることや、IT化の機会をとらえて上記のような取組を行うことが有効であり民事裁判官のやりがいにもつながることについての理解を得られるよう、各部の実情を踏まえつつ、地道に働き掛けを行うとともに、庁としての継続的な検討態勢の構築を支援するなどして取組を後押しすることが重要であると考えられます。

3 簡易裁判所の民事事件について

(1) 民事訴訟

簡易裁判所の民事訴訟の新受件数は、平成27年以降、微増が続いている状態にあります。また、国民の意識の変化等を背景に本人訴訟の審理運営が困難化していることに加え、交通損害賠償訴訟などの弁護士関与事件も増加しているため、簡易裁判所の民事訴訟における審理運営は困難さを増しており、審理期間の長期化等も指摘されています。少額の紛争を簡易・迅速に解決するという簡易裁判所本来の役割を十分に果たすためには、簡易裁判所が、

民事訴訟法上の簡易裁判所の訴訟手続に関する特則の趣旨を生かした適切な審理を実現していく必要があることは当然として、地方裁判所の審理及び判決に慣れた弁護士に対しても、簡易裁判所の在るべき審理運営を理解してもらうよう、各地で弁護士会への働き掛けを実施することが重要であると考えられます。

特に、新受の増加傾向及び審理期間の長期化が顕著な交通損害賠償訴訟については、司法研究報告書「簡易裁判所における交通損害賠償訴訟事件の審理・判決に関する研究」において示された審理・判決モデルを実務に定着させるため、各府において具体的な取組を継続的に進める必要があります。

(2) 民事調停

簡易裁判所の民事調停事件の新受件数は緩やかな減少傾向が続いているところ、民事調停が、紛争解決手段として適切に選択され、期待される役割を果たしていくためには、利用者のニーズに応え、その満足を得られるよう、調停運営の更なる改善を図っていく必要があります。各府においては、近年、公正かつ合理的な解決を求める利用者のニーズに応えるため、民事調停の機能強化の取組が進められているところですが、民事調停は、公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性、非公開性、費用の低廉性、傾聴と社会常識とに基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有しており、これらに対する利用者のニーズも大きいと考えられることから、機能強化の取組においても、調停主任と調停委員が充実した評議を実施し、利用者のニーズや事案についての認識共有を図りつつ、多角的な観点からの検討を行い、単に法的観点を踏まえるだけでなく、これらの幅広いニーズにも十分配慮した調停運営を行っていくことが重要です。

また、調停運営を支えるに足りる調停委員を安定的に確保していくため、その任命や育成の在り方についての積極的な取組が必要です。さらに、民事調停が紛争解決手段として適切に選択されるようになるためには、調停協会とも連携しつつ、潜在的な利用者の動向等を踏まえ、紛争に巻き込まれた人々が相談を持ち込む窓口の担当者等に、民事調停の制度やその特長・利点を

十分に理解してもらうなど、効果的な広報を展開することが求められています。

(3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担

上記のとおり、現在、簡易裁判所においては、事件の困難化等に対応して、いかに紛争解決機能の向上を図っていくかが課題となっていますが、これに対応するためには、簡易裁判所による取組だけではなく、簡易裁判所と地方裁判所がその役割分担を踏まえつつ、密接な連携を図ることによってこそ、大きな成果を得られるものと考えられます。地方裁判所においては簡易裁判所への関心が乏しくなりがちですが、地方裁判所の裁判官への十分な意識付けを行いつつ、地方裁判所と簡易裁判所との間で、具体的な課題の解決に向けて継続的に意見交換を行うなどし、地簡裁連携の取組をより実効性あるものとしていく必要があります。

4 倒産事件について

(1) 倒産事件の事件増に備えた事務処理の合理化等

破産事件の新受件数は、平成28年以降、自然人を債務者とする破産事件を中心に増加傾向が続いています。平均処理期間については、近年はほぼ横ばいとなっており、順調な事件処理がうかがわれます。

また、再生事件の新受件数は、通常再生事件については平成20年以降、減少傾向にありましたが、令和元年には歯止めがかかりました。個人再生事件は平成27年以降、増加傾向にあり、特に平成30年までは毎年10%を超える割合で増加していました。開始決定までの平均処理期間については、個人再生事件がその事件増に伴って若干長期化しているものの、全体としてはほぼ横ばいとなっており、おおむね順調な事件処理がうかがわれます。

このように、破産事件や再生事件の処理状況は、全般的に比較的良好な状況にあるといえますが、特に、自然人を債務者とする破産事件や個人再生事件については、今後も、新受件数の増加傾向が続く可能性があり、また今般の新型コロナウイルス感染症の影響についても予断を許しません。

したがって、事件動向を適時・適切に把握するとともに、一層の事件増に備えて、各倒産事件における各種の事務の最適化に向けた見直しを図る必要

があるものと考えられます。

(2) 管財人等の育成

上記のとおり、破産事件の新受件数は増加傾向にあり；また、破産管財人の選任率は高い水準を維持しています。今後の事件増の見込みや若手弁護士の増加を踏まえると、若手の破産管財人の育成と管財人候補者の世代交代を進める必要があることはもとより、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者を育成していくことも喫緊の課題であると考えられます。

加えて、通常再生事件に関与した経験のある弁護士が少なくなっています。裁判所としても、監督委員等機関候補者の確保・育成を進めるとともに、円滑に事件処理できるようにノウハウの継承や運用改善を進めていくことも必要になります。

なお、破産管財人等の選任に客觀性と公平性が求められることはいうまでもなく、万が一にも裁判所の選任が不当に偏っているとの誤解を受けぬよう、選任の適正には常に留意することが求められます。

5 民事執行事件について

(1) 不動産執行事件

不動産執行事件の新受件数は、平成22年度以降減少しています。平均審理期間は全国平均で8.6ヶ月と短縮されており、売却率も全国で約80パーセントと高い水準を維持しています。

このように、不動産執行事件の処理はおおむね順調に行われているところですが、金融機関からは、不動産競売は価額や処理期間の面で利用しにくいという意見もあり、このような利用者の意見を踏まえつつ、より迅速で質の高い運用を不斷に追求していくことが求められています。こうした観点から、価額の面では、平成29年度の協議会において、競売市場修正率の見直しについて議論され、各庁の取組や効果についての紹介がされました。また、処理期間の面では、民事執行法改正により暴力団排除の制度が設けられ、そのままでは処理期間の長期化が避けられないことから、平成30年度の協議会及び令和元年度の事務打合せにおいて、そのことも踏まえて処理期間を短縮するための取組等の協議が行われました。処理期間の短縮化については、個

々の手続の短縮化という観点にとどまらず、手続全体の最適化という観点から検討することが必要であると考えられます。

(2) 執行官をめぐる状況

ア 指導監督の充実

執行官は、独立かつ単独制の司法機関であり、職務のほとんどが庁舎外で行われることから、不適切な事務処理に陥りやすい面があり、近時もそうした不適切処理がなお散見されます。適正な事務処理の確保は、第一次的には各執行官及び総括執行官の責任ですが、監督官等にも監督責任があることはいうまでもなく、過去の過誤事例を見ると、監督官等が十分な関心を払っていれば防止できた例が少なくありません。

加えて、近時、執行事件の減少に伴って執行官数は大幅に減少しており、1人配置や無配置の支部も増加して、執行官室内部の相互研鑽や相互監視も利きにくい状況になっています。さらには、外部採用者が増加しており、公務員倫理や裁判事務の習熟度合いにも差が生じています。このような状況を踏まえ、日常の指導監督の充実強化（例えば、総括執行官等による記録査閲や監督官等と総括執行官との定期的なミーティングの実施など）、特に年2回の事務査察での適切な重点査察事項の選定、過誤や不正が生じやすい部分の重点的な点検及び増加する外部採用者の育成や日常の指導についても、監督官等の積極的な関与が求められています。

イ 引渡実施及び解放実施

執行官による国内の子の引渡し（引渡実施）及び国際的な子の返還（解放実施）については、国内外での関心が非常に高い一方、執行不能で終局する事例が多いことから、その実効性を高めることが強く求められています。このような中で、民事執行法等の一部が改正され、国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化と国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直しが行われたことからすると、執行官が子の心身への影響に配慮しつつ、円滑かつ確実に引渡実施及び解放実施を行うことができるようになるための態勢を整えることがより一層重要となります。すなわち、執行官が、債権者、家庭裁判所、外務省、監督官等と綿密な打合せをして事

前準備を行うとともに、児童心理の専門家の適切な関与を得られるようする仕組み作りや、執行官のスキルアップのための研修等の充実が必要となっています。

6 地方裁判所の行政事件について

地方裁判所における行政訴訟事件の新受件数は、平成18年以降、2000件を超える水準で推移してきましたが、平成30年以降はこれを下回る水準にとどまっています。もっとも、国民の権利意識の高まりや法曹人口の増大、行政活動の複雑多様化等を背景に、新受件数は今後も高い水準で推移していくことが見込まれます。また、近年は、事件の内容が一層複雑困難化していることや、いわゆる多庁係属型訴訟（事実上又は法律上の争点が同一であり、複数の裁判所に提起されている訴訟など）が増加していることも指摘できます。これらを背景として、審理期間が2年を超える長期未済事件数は高い水準で推移しています。

行政訴訟事件は、訴訟法上、複雑な訴訟類型が存在するだけでなく、事実関係の存否よりも詳細な法令や行政基準からなる行政実体法規の解釈が争点となることが多いという特徴があるところ、裁判所が争点を的確に把握して当事者の主張を適切に整理した上で、通用力の高い妥当な判断をするためには、行政活動やその背景となる社会経済活動の実像を把握しつつ、関係法令の構造を踏まえた法解釈を行うことが肝要です。このような観点から、裁判所は、当事者に適切に主張立証を促すとともに、自らも関連する判例・学説を調査するなどして合議の充実を図り、判断の質を一層高めていくことが求められます。また、近時は、審理運営上の課題や工夫等について、部や庁を超えて裁判官同士の意見交換を充実させる取組も進められています。

7 地方裁判所の国家賠償事件について

地方裁判所を第一審とする国家賠償事件の新受件数は、平成27年以降増加基調にあります。多庁係属型訴訟が増加しているほか、事件類型別に見ると、その4割前後をB型肝炎訴訟が占めています。B型肝炎訴訟は、新受件数が減少したにもかかわらず未済件数が増加しているところ、その原因是、1件当たりの原告数が複数に上るものが多いことを背景にして、審理期間が2年を超え

る長期未済件数が顕著な増加を示していることにあります。個々の事件について審理が長期化している原因を適切に把握しつつ、適正迅速な解決に向けた審理を行っていく必要があり、そのためには事務処理上の工夫の集積や共有を図ることが有益であると考えられます。

8 労働関係事件について

(1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題

労働関係分野においては、近時の社会経済情勢の変化、非正規雇用労働者の増加を中心とした雇用形態の多様化、労働者の権利意識の高まりや価値観の多様化等の様々な要因を背景として、裁判所に申し立てられる事件数は高水準で推移しており、その内容も複雑困難化しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景とした解雇や雇止めに関する事案が多く報道されており、今後、こうした事件が裁判所に多数係属することも考えられ、その動向を注視することが必要です。

地方裁判所における労働関係民事訴訟事件は、平成20年以降、未済件数が年々増加し、平均審理期間も長期化しています。労働審判事件は、制度開始以来、概ね順調に運用され、終局事件全体の約7割で調停が成立し、これに労働審判が確定したものを合わせると8割弱が最終的な解決に至っている一方で、制度開始当初に比べて幅広い事案が申し立てられるようになっているなどの事情がうかがわれ、平均審理期間も徐々に長期化しています。

こうした課題に適切に対応するため、各庁において、審理運営上の工夫等を共有するなど、その実情に応じて労働関係事件を適正迅速に処理するための一層の取組を進める必要があると考えられます。

(2) 労働審判員に対する研修の実施

労働審判手続の担い手である労働審判員については、その資質・能力の向上を図るために適切な研修が実施される必要があります。このような観点から、各庁において、毎年、新たに任命された労働審判員を対象とする「労働審判員研修会」及び全労働審判員を対象とする「労働審判員研究会」が開催されています。これらの実施内容等について、各庁の実情や労働審判員の要望等を踏まえた工夫がされているところであり、今後もこれらの充実化を図

っていくことが重要であると考えられます。

(3) 労働審判事件取扱支部の拡大

労働審判事件は、全国の地裁本庁のほか、平成22年4月からは東京地裁立川支部及び福岡地裁小倉支部において、平成29年4月からは静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部及び広島地裁福山支部において取扱いが開始され、順調に運用されています。今後も、労働審判事件を支部で取り扱うかどうかについては、予想される労働審判事件数や本庁に移動するための所要時間等の利便性を基本としつつ、事務処理態勢、労働審判事件の運用状況及び労働審判員の安定的な確保等を含めた地域的事情を総合的に勘案して判断されることになります。

(4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進

労働関係事件の適正迅速な解決のためには、当事者による適切な紛争解決機関及び解決手続の選択を促す必要があります。そのためには裁判所における各手続の特徴を受付窓口で教示する方法を地裁・簡裁間で協議したり、弁護士会や労働局との協議会等において各手続の特徴等について共通認識を持つ機会を設けたりすることが有益であると考えられます。

(5) ウェブ会議等の方法による労働審判手続

労働審判手続についてでは、テレビ会議の活用を図るために周知の取組が各府で行われてきたところですが、本年6月からは、ウェブ会議の方法により労働審判手続の審理を行うことも可能となりました。ウェブ会議等の利用に当たっては当事者の意向を十分に聴取していただく必要がありますが、当事者の利便性の向上等に資するものであることに加え、「3密」を回避しつつ労働審判を実施する一つの有効な手段となり得るものと考えられます。

9 知的財産権関係民事事件について

(1) 知的財産権関係民事事件をめぐる動向と審理運営上の課題

地方裁判所における知的財産権関係民事通常訴訟事件の新受件数は、概ね500件程度で推移していますが、知財高裁における審決取消訴訟事件の新受件数は、平成25年以降減少傾向にあります。

政府の知的財産戦略本部（本部長・内閣総理大臣）による知的財産推進計

令和2020においては、特許法等改正に伴う査証制度及び損害賠償額算定方法の適切な運用の見守り並びに海外へ向けた知財関係裁判例や知財調停制度など知財紛争処理に関する情報発信の充実が期待されています。

(2) 国際交流・情報発信

経済活動のグローバル化に伴う知財紛争の国際化に対応するため、裁判官の国際会議への出席や海外からの訪問者の受け入れを行っています。こうした国際化の要請への取組の一環として、平成29年度から、裁判所が主体となり、法務省、特許庁などとも共催し、国際知財司法シンポジウムを開催しております。

また、知財高裁ウェブサイトを中心として知財訴訟の判決（判決全文又は要旨の英訳を含む。）等を公表するなど、各種情報の発信を行っています。

(3) ビジネス・コード

令和4年頃には、東京高地裁中目黒分室（仮称）に、知財高裁や東京地裁の知財部等、ビジネス関係の訴訟や倒産事件を専門的に扱う部門を集約して移転する計画であり、準備を進めています。

目 次【立法・法改正編】

- 1 民事関係の法改正等について
 - (1) 民事執行法等改正の動向
 - (2) 所有者不明土地問題について
 - (3) 会社法改正の動向
 - (4) 公益信託法改正の動向
 - (5) 消費者契約法改正の動向
 - (6) 仲裁法制の見直しに関する動向
 - (7) その他
- 2 行政法関係の法改正について
- 3 国家賠償事件に関する法改正等について
- 4 労働法関係の法改正等について
 - (1) 働き方改革実行計画を踏まえた法整備について
 - (2) パワーハラスメント防止対策等について
 - (3) 賃金債権等に係る消滅時効の見直しについて
 - (4) 解雇無効時の金銭救済制度について
- 5 知的財産権関係の法改正について
 - (1) 特許法改正の動向
 - (2) 著作権法改正の動向

1 民事関係の法改正等について

(1) 民事執行法等改正の動向

「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」が昨年5月17日に公布されました。

その主な改正項目は、①債務者財産の開示制度の実効性の向上、②不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策、③国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化及び国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し、④債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し、⑤差押禁止債権をめぐる規律の見直しです。

また、これを受け、民事執行規則等の一部を改正する規則が昨年11月27日に公布されました。

この法律及び規則は、いずれも本年4月1日から施行されています（ただし、債務者の不動産に係る情報取得手続の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は適用されません。）。

(2) 所有者不明土地問題について

所有者不明土地に関する問題については、平成30年6月に「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」が公表され、土地所有に関する基本制度や民事基本法制の見直し等の重要課題について令和2年までに必要な制度改正を実現するという方針等が示されました。

これらを踏まえ、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が平成30年11月15日から施行されています。この法律により、民法の特例として、国又は地方自治体の長が不在者財産管理人及び相続財産管理人の選任の申立てをすることができるものとされました。

また、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が昨年5月24日に公布されました。この法律により、不動産登記簿の表題部所有者欄の氏名等が正常に登記されていない土地について、登記官が職権で調査を行って所有者を特定し、表題部所有者を改めるという制度、調査を行っても所有者を特定することができない場合に裁判所が当該土地の管理者を選任するという制度が設けられました。この法律のうち、登記官による所有

者の探索等に関する規定は、昨年11月22日から施行されました。裁判所による管理者の選任等に関する規定は、本年11月1日から施行されますが、この法律による事件の手続について、会社非訟事件等手続規則が改正され、新たに44条の2が追加されました。同改正規則は本年4月22日に公布され、同年11月1日から施行されます。

さらに、昨年2月14日、法制審議会総会において、民法及び不動産登記法の改正につき諮問がされ（諮問第107号），同年3月から法制審議会民法・不動産登記法部会において、①相続登記の申請の義務化、②土地所有権の放棄、③遺産分割の期間制限、④共有制度の見直し、⑤財産管理制度の見直し、⑥相隣関係規定の見直し等について、調査・審議が行われており、本年1月から3月にかけて、中間試案に対してパブリックコメントが実施されました。現在、本年中の法案提出を目指して、調査・審議が行われています。

(3) 会社法改正の動向

「会社法の一部を改正する法律」が昨年12月11日に公布されました。その主な改正項目は、株主総会に関する規律の見直し、取締役等に関する規律の見直し、社債の管理等に関する規律の見直し等です。

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

(4) 公益信託法改正の動向

法制審議会信託法部会における調査・審議を経て、昨年2月14日の法制審議会総会において要綱が決定され、法務大臣に答申されました。

その主な改正項目は、信託事務・信託財産の範囲の拡大、受託者の範囲の拡大、主務官庁制の廃止であり、民事非訟事件として、受託者及び信託管理人の選任・解任、信託の変更命令等の信託法上の手続と同様の手続が設けられる見込みです。

(5) 消費者契約法改正の動向

消費者契約法に関しては、平成30年改正における衆議院及び参議院の附帯決議を受けて、更なる改正の検討が行われており、令和元年9月に消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会において報告書が取りまとめら

れ、同年12月からは消費者契約に関する検討会において調査・審議が行われています。同検討会においては、いわゆる「つけ込み型」勧誘に関する取消権、オンライン取引における消費者保護に関する規律等の実体法上の規律のほか、「平均的な損害の額」（消費者契約法9条1号）に関する消費者の立証負担を軽減するための規律が検討事項とされています。

(6) 仲裁法制の見直しに関する動向

仲裁法制の見直しに関しては、公益社団法人商事法務研究会に設置された仲裁法制の見直しを中心とした研究会において、仲裁法の改正に関する検討等が行われています。同研究会においては、国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）が策定した国際商事仲裁モデル法の平成18年改正（暫定保全措置に関する規律の改正等）への対応を念頭に置いた仲裁法制の見直しを中心としつつ、関連する諸制度の見直しを含めて、国際仲裁等の活性化等の観点から、論点の整理が行われています。

(7) その他

上記のほか、タンカー油に係る損害賠償責任の制限に加えて、燃料油や難破物除去損害についても責任制限手続を設けることを内容とする船舶油濁等損害賠償保障法の改正がなされ、昨年5月31日に公布されたことに伴って、船舶油濁損害賠償責任制限事件等手続規則の改正がなされ、昨年11月27日に公布されました。

また、民法（債権法）の改正法が本年4月1日から、一部の規定を除いて施行されているほか、民法（成年年齢の引下げ）の改正法の施行も令和4年4月1日に予定されています。

2 行政法関係の法改正について

地方公共団体の長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を条例において定めることを可能にすることなどを内容とする「地方自治法等の一部を改正する法律」は、本年4月1日までに全ての規定が施行されています。

3 國家賠償事件に関する法改正等について

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等について定めた「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」及び名誉の回復、福祉の増進等の規定の対象にハンセン病の患者であった者等の家族を加えること等を内容とする「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」が、いずれも昨年11月15日に成立し、同月22日に公布・施行されました。

4 労働法関係の法改正等について

(1) 働き方改革実行計画を踏まえた法整備について

平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」は段階的に施行されているところ、本年4月1日から、
①正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の是正に係る改正規定（中小企業への適用は令和3年4月1日）等が施行されているほか、
②時間外労働の上限規制に係る改正規定が中小企業にも適用されています。

(2) パワーハラスメント防止対策等について

パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務（相談体制の整備等）を新設すること等を内容とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が昨年6月5日に公布され、一部の規定を除き、本年6月1日から施行されました。

(3) 賃金債権等に係る消滅時効の見直しについて

賃金請求権の消滅時効期間等を延長するとともに、当分の間の経過措置を講ずること等を内容とする「労働基準法の一部を改正する法律」が本年3月31日に公布され、4月1日に施行されました。

(4) 解雇無効時の金銭救済制度について

平成30年6月から、厚生労働省において「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」が開催されています。

5 知的財産権関係の法改正について

(1) 特許法改正の動向

ア 特許法の改正

特許権の侵害の可能性が高い場合に、裁判所が選定する中立な技術専門家が被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する査証制度の創設や損害賠償額算定方法の見直し等を内容とする「特許法等の一部を改正する法律」が、昨年5月17日に公布され、一部の規定を除き、本年4月1日から施行されました。査証制度に係る規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされています。また、特許法による査証の手続等に関する規則が、本年4月22日に公布されました。この規則は、上記の査証制度に係る規定の施行の日から施行されます。

イ 民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議等

昨年4月に内閣総理大臣補佐官を議長として「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」が設置され、法務省、知的財産戦略推進事務局、特許庁などの関係府省庁が構成員として、最高裁判所と日弁連はオブザーバーとして、これに参加しました。本年3月10日に開催された連絡会議では報告書が取りまとめられ、知財司法分野における紛争解決機能をなお一層強化するための検討事項として、①二段階訴訟制度の導入、②損害賠償制度の見直しとして懲罰的賠償や利益吐き出し請求権、③アミカスブリーフの導入、④アトニーズ・アイズ・オンリーの導入、⑤訴訟費用の敗訴者負担制度の導入、⑥知財調停の活用・充実、⑦知財高裁の大合議制度の拡大が示されました。

上記検討事項のうち、①から⑤については、現在、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、議論が行われています。

(2) 著作権法改正の動向

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護を目的とした「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」が本年6月5日に成立しました。

主な改正項目は、①リーチサイト（侵害コンテンツへのリンク情報等を集約したウェブサイト）対策、②侵害コンテンツのダウンロード違法化、③写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大です。

この法律は、令和3年1月1日から施行されますが、①及び③等一部の規定については、本年10月1日から施行されます。

令和2年度所長実務協議会（夏季）

事前配布資料

刑事裁判の現状と課題

1 裁判員裁判の現状と課題について

(1) 昨年5月の裁判員制度施行10周年を機に、最高裁判所事務総局から、その成果と課題を総括した「裁判員制度10年の総括報告書」が公表されました。

これまでのところ、裁判員制度は、国民の理解と協力の下、概ね順調に運営されてきたと評価されていますが、裁判所としては、いまだ発展途上であるとの認識を持ち、絶えず運用改善に向けて取り組む必要があります。

(2) 裁判員制度によって、刑事裁判のプラクティスは大きく変容し、核心司法や公判中心主義など刑事訴訟法の本旨に立ち返った裁判が追求されるようになりました。また、行為責任を基本とする量刑判断の枠組みが明確にされ、難解な法律概念についてその本質に立ち返った説明が試みられるなど、裁判員が実質的に意見を述べられる環境が整えられつつあります。これらの変化は、裁判員裁判に対応するための法曹三者による運用改善のための取組等の進展によるところが大きいといえます。

もっとも、これまで以上に裁判員と裁判官が実質的に協働し、裁判員の視点・感覚を的確に判断内容に反映させるとの観点から、裁判官の間では、従来の判断枠組みを前提としつつ、その当てはめについて裁判員の価値判断の範囲をより広く認めることや、従前の判断枠組みにとらわれず、事案に合った形で再構築することなどが議論されています。また、公判前整理手続の長期化も従前からの課題の一つであり、昨年再び長期化したことから、法曹三者の間で、手続の基本的な在り方について共通認識を持つことなどにより改



善を図る必要があります。これらの課題に取り組むためには、法曹三者による意見交換や協議について、より実質的、実践的なものとして充実させていくことが期待されます。

- (3) 裁判員にとって重い精神的負担となるおそれが類型的に大きい刺激証拠の取扱いについては、裁判員の負担への配慮という面のみならず、要証事実は何であり、その要証事実は事案の核心とどのように関係するのか、他の証拠で代替できないかを具体的に検討し、必要性が認められる範囲に限って採用するという意識が高まりました。また、裁判員の安全確保については、考えられる方策等を取りまとめて周知し、各地裁においても、安全確保に関する方策を検討して実施しているところです。もっとも、十分な方策をもってしてもなお、予測できない事態が生じることは避けられませんが、そのようなときにも適切に対応できるよう、裁判部と事務局との連携を常日頃から意識しておく必要があります。
- (4) 裁判員制度施行以降、裁判員候補者の辞退率の上昇傾向、出席率の低下傾向が続いていました。このうち、出席率については、各地裁において裁判員等選任手続における運用上の工夫が実施され、平成30年以降、改善傾向が続いています。また、辞退率については、昨年は改善の兆しが見られたほか、これまで裁判員の選任に具体的な支障が生じた例はないことも踏まえると、制度の安定的な運用に差し迫った影響を及ぼすには至っていないといえます。
- (5) 裁判員制度の円滑な運営を支えてきた最も基本的な要素の一つが、裁判員制度に対する国民の理解と協力であり、今後も国民の幅広い参加を得るためにの努力を惜しんではありません。協力いただける裁判員経験者による出張講義等の広報活動を積極的に行い、裁判員経験者の声を広く届けるなどの地道な努力を続けるとともに、広報活動等を通じ様々なレベルで地域社会との接点を持ち、その実情等を踏まえながら得られた知見を制度運営全般に活かし

ていくことが求められます。

(6) なお、裁判員裁判の取組や理念は、刑事訴訟法の本旨に立ち返ろうとするものであり、対象事件の第一審の審理のみならず、刑事裁判全体に推し及ぼされるべきものです。控訴審の在り方については、事後審の徹底という本来の趣旨を踏まえつつ、高裁・地裁の裁判官との間で議論・検討が重ねられています。また、非対象事件の審理の在り方についても、裁判員裁判のプラクティスを形式的に導入するのではなく、そのプラクティスの目的を踏まえた上で、具体的な事案においてそれを活用する必要性・相当性があるかどうかを十分に吟味する必要があります。

2 その他の刑事裁判に関する課題について

刑事裁判で問題となる事項の中には、以下のとおり、社会的な影響の大きなものが多いことから、社会の動きに常に関心を持つとともに、裁判官同士でよく議論し、その内容に応じて事務局とも連携して対応することが求められます。

(1) 適正な通訳の確保のための取組について

ア 近年、いわゆる要通訳事件の数は高い水準で推移しています。また、出入国管理及び難民認定法の改正により新たな在留資格が創設されたことなどから、在留外国人の増加が見込まれています。このような中で、司法における通訳の扱い手の数や質に対するニーズと社会の関心は高まっており、裁判所としても、このような情勢に対応し、適正な通訳を担保するために、①通訳人の数の確保、②通訳の質の確保の双方の観点からの取組を続ける必要があります。

イ 通訳人の数の確保について

通訳人候補者名簿データベースの登録者数を充実させるための取組が重要であるところ、昨年から、複数の庁において、裁判官が通訳人候補者の供給源となることが期待される大学に出張して法廷通訳に関する説明会を実施する取組が行われています。今後も、各庁においてこのような広報活

動を通じて、積極的に通訳人候補者を確保していくことが強く望されます。

ウ 通訳の質の確保について

従前から、各庁において、通訳経験の多寡等に応じた研修を実施するなどして、通訳人の能力向上に努めているところです。

また、通訳人候補者名簿データベースへの登録希望者の面接について、本年6月から、希望者の通訳能力をより適切に審査するために、経験豊富な通訳人候補者に同席してもらい、希望者の通訳能力について意見を述べてもらうという運用が全国で実施されることとなりました。

通訳の質を確保するためには、通訳人の能力に加えて、裁判所及び訴訟関係人の間でも、要通訳事件における配慮の必要性や在り方について認識を共有することが不可欠です。裁判所及び訴訟関係人が配慮すべき事項等について、司法研修所の研究会でも議論がされたところであり、勉強会等を開催して法曹三者と通訳人経験者とで意見交換するといった取組も各地で行われています。

(2) 令状処理に関する動向について

勾留請求や保釈請求に対する判断については、社会的な関心が高いところです。これまでも、司法研修所における研究会や各庁における議論の場において令状審査の在り方を取り上げ、裁判官同士が議論を重ねてきたところですが、昨年来保釈中の被告人の逃走事案が相次いで発生したことを受け、本年1月から2月にかけて行われた刑事事件担当裁判官協議会において、逃亡防止の判断についてよりきめ細かな検討を行う必要があるとして、具体的には、保釈保証金を含む逃亡防止を担保するための保釈条件の在り方や、当事者双方と十分な意見交換を行うことにより、保釈条件を設定するために必要な情報を適切に把握することなどの審査手続の在り方等について議論がなされ、さらに、各庁でその結果を還元した上で、具体的な事例を踏まえて、逃亡防止に関する議論と実践を繰り返していく必要があるとされました。今後も、

令状事件や準抗告事件を担当する民事事件担当裁判官、簡裁の裁判官も含め、このような議論を継続的に幅広く行うなどしながら、引き続き適正な事件処理に取り組んでいく必要があります。

なお、本年2月に開催された法制審議会総会において、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法を整備するための諮問がされ、本年6月から、刑事法（逃走防止関係）部会において調査・審議が行われています。

(3) 性犯罪及び被害者に係る取組について

平成29年7月13日から、「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第72号）が施行されているところ、同法律の国会審議の過程で、衆議院及び参議院の各法務委員会において、①裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等について心理学的・精神医学的知見等を踏まえた研修を行うこと、②性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において二次被害の防止に努めること等を内容とした附帯決議がなされています。従前から、司法研修所において、性犯罪を含む被害者に関する研修が行われていましたが、同附帯決議以降、毎年、刑事実務研究会で性犯罪被害をテーマとして取り上げています（なお、平成30年3月には、それまでの司法研修所の研究会における専門家の講演録等を取りまとめた「性犯罪被害者の心理等に関する参考資料（刑事裁判資料第291号）」を各庁に配布しています。）。また、本年1月から2月にかけて行われた刑事事件担当裁判官協議会においても、性犯罪に関する協議が行われました。さらに、各高等裁判所で毎年開催されている「犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会」においても、同附帯決議以降、各庁で、性犯罪被害者本人を講師として迎えるなどの取組がされています。

同改正法は、附則9条において、施行後3年を目処として、改正後の状況を勘案して検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずる旨のいわゆる検討

条項が定められているところ、これを受け、法務省に設置されたワーキンググループにおいて性犯罪に関する実態調査が行われ、本年6月からは、その調査結果を踏まえ、同省に設置された「性犯罪に関する刑事法検討会」において、法改正の要否等に関する議論が始まっています。

このように、この問題に対する社会の関心は極めて高い状況にあり、裁判所としても、引き続き適切な運用が求められているといえます。

(4) 秘匿、逃亡防止等について

裁判所では、秘匿情報を取り扱うことが多く、このような情報がいったん流出した場合には回復が困難ですし、庁舎内で加害事案や逃亡事案が発生した場合には、地域社会に不安を与えることとなり、いずれも国民の裁判所に対する信頼に大きな影響を与えかねません。このような事態が生じないようにするために、裁判部と事務局とが連携し、庁として適切な事務処理態勢を構築するとともに、問題事案が発生した場合には、所長まで迅速に情報を流通させて、庁として適切な対応がとれるようにしておく必要があります。

また、個別の裁判における感染症に対する防止策や被告人の入退廷時の解錠等に関する押送職員への指示の在り方のように、裁判体がそれぞれ個別に判断すべき事項であっても、当該個別の事案における当事者・関係機関の意向だけでなく、裁判所全体の人的・物的状況や他の裁判体の事件処理に与える影響等を踏まえた上で、あらかじめ裁判所内部で十分な意見交換や検討をし、さらに、組織として関係機関と事前の調整を行う必要がある場合もあるということを念頭に置き、個々の事件処理を行うことも重要な思われます。

以上

参考統計表

第1表	通常訴訟事件、略式請求事件の処理状況	(平成22年～令和元年) 一高裁・地裁・簡裁	1
〔参考グラフ〕 通常訴訟事件、略式請求事件の推移			
		(平成22年～令和元年) 一高裁・地裁・簡裁	1
〔参考グラフ〕 通常第一審事件の新受人員の推移 (昭和24年～令和元年) 一地裁 2			
第2表	長期係属実人員の長期化事由別内訳	(平成22年～令和元年) 一高裁・地裁	3
第3表	事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の合議(法定・裁定)・単独別、罪名別審理長期化の事由	(令和元年末現在) 一地裁	3
〔参考グラフ〕 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移 (平成12年～令和元年各年末現在) 一高裁・地裁・簡裁 4			
第4表	被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況	(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁	5
第5表	通常第一審において弁護人が選任された人員	(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁	6
第6表	通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人数	(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁	7
第7-1表	通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成22年～令和元年) 一地裁	8
第7-2表	通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成22年～令和元年) 一簡裁	9
第8表	通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員	(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁	10
〔参考グラフ〕 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移 (平成22年～令和元年) 一地裁 10			
第9表	通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員	(平成27年～令和元年) 一地裁・簡裁	11
第10表	簡易公判手続決定人員と決定取消人員	(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁	12
第11表	刑訴法332条による移送人員	(平成22年～令和元年) 一簡裁	12
第12表	即決裁判手続により審判が行われた人員	(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁	13
第13表	控訴申立人員及び控訴率	(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁	14
第14表	犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況	(平成22年～令和元年) 一高・地・簡裁総数	15
第15-1表	通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(処断罪名別)	(令和元年) 一地・簡裁総数	16
第15-2表	通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(年別)	(平成22年～令和元年) 一地・簡裁総数	16
第16表	刑事損害賠償命令事件の処理状況	(平成22年～令和元年) 一地裁	17
第17表	刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数	(平成22年～令和元年) 一地裁	17
第18表	逮捕状の請求と発付等	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 27～令和元年) 一簡裁・地裁	18
第19表	差押・記録命令付差押・捜索(許可)状・検証許可状の請求と発付等	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 27～令和元年) 一簡裁・地裁	19
第20表	勾留請求と勾留状の発付等	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 27～令和元年) 一簡裁・地裁	20
第21表	通常第一審における勾留、保釈請求、保釈人員及びその割合	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 27～令和元年) 一簡裁・地裁	21
第22表	準抗告事件の処理状況	(平成22年～令和元年) 一地裁	22
第23表	医療観察処遇事件における終局区分	(平成22年～令和元年) 一地裁	23

第1表 通常訴訟事件、略式請求事件の処理状況

(平成22年～令和元年) 一高裁・地裁・簡裁

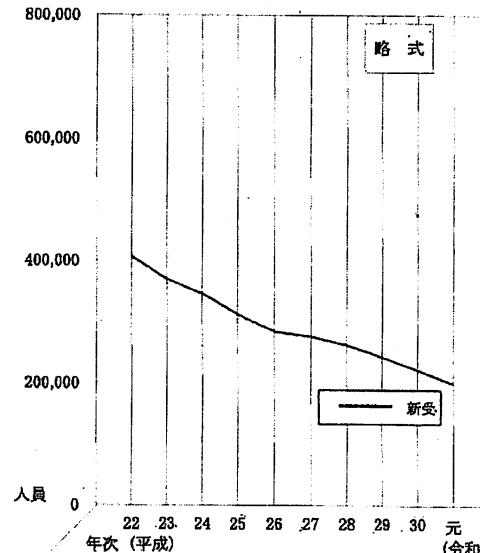
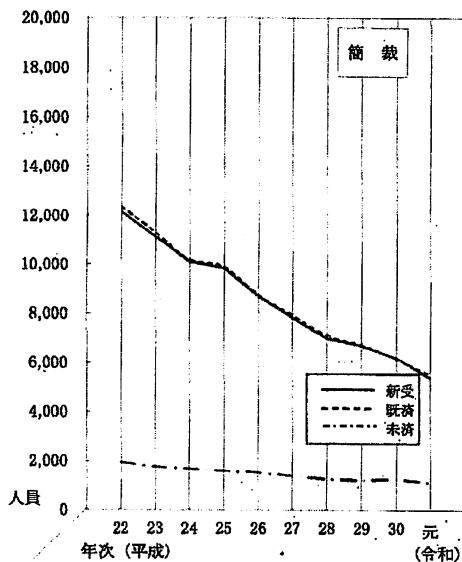
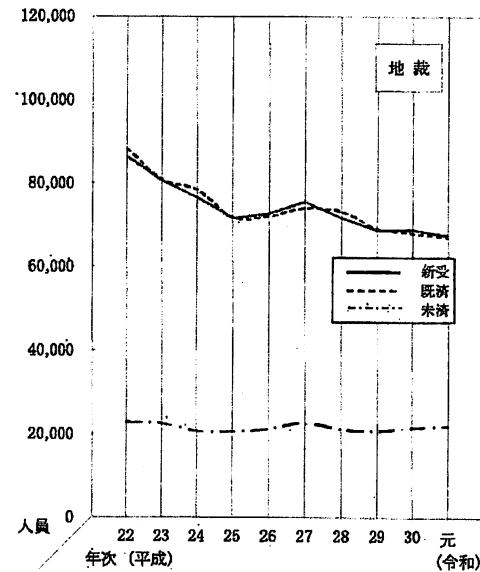
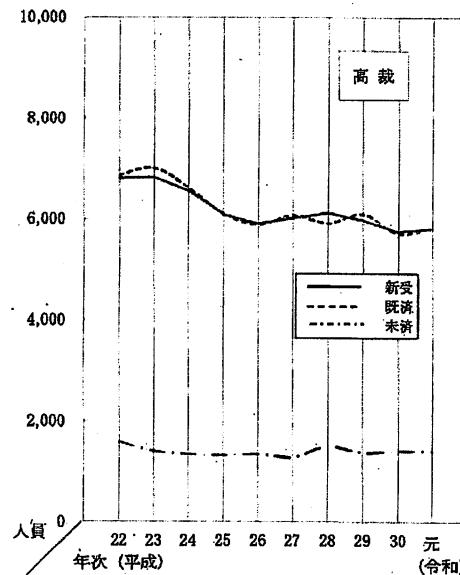
区分 年次	通常訴訟事件									略式命令 請求事件 (新受人員)
	高裁			地裁			簡裁			
新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員		
平成22年	6,803	6,856	1,590	86,387	88,399	22,819	12,164	12,382	1,923	406,070
23	6,824	7,006	1,408	80,608	80,888	22,539	11,113	11,284	1,752	369,670
24	6,556	6,619	1,345	76,588	78,395	20,732	10,105	10,202	1,655	345,150
25	6,091	6,108	1,328	71,771	71,904	20,599	9,842	9,912	1,585	312,248
26	5,905	5,890	1,343	72,776	72,115	21,260	8,694	8,758	1,521	284,342
27	6,017	6,078	1,282	75,566	74,112	22,714	7,821	7,957	1,385	275,994
28	6,124	5,910	1,496	71,900	73,359	21,255	6,991	7,117	1,259	262,491
29	5,976	6,098	1,374	68,830	69,296	20,789	6,681	6,724	1,216	242,970
30	5,750	5,710	1,414	69,028	68,163	21,654	6,197	6,167	1,246	222,478
令和元年	5,814	5,828	1,400	67,553	67,221	21,986	5,384	5,519	1,111	199,510

(注) 1 延べ人員(同一被告人につき別件が係属した都度累積計上)である。

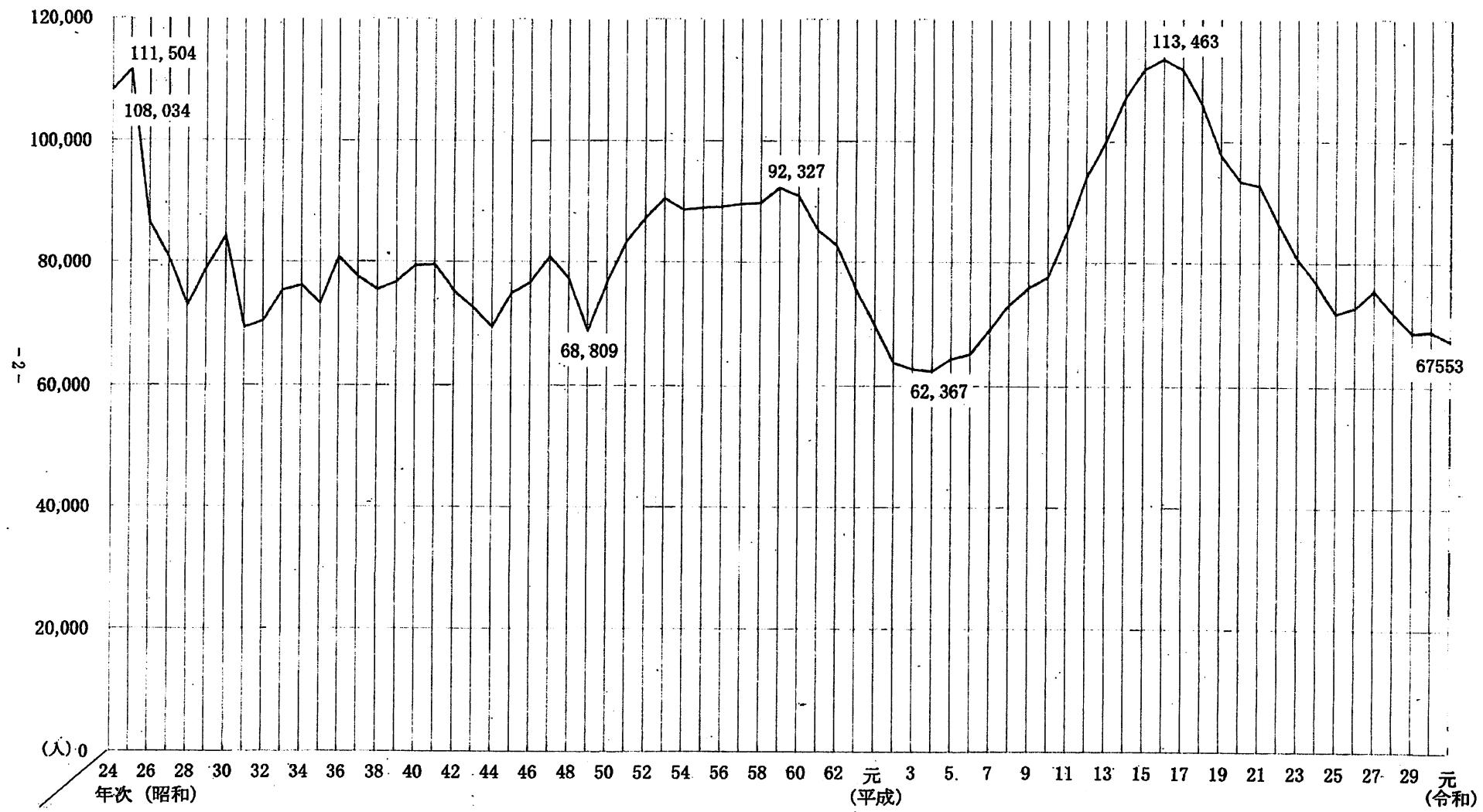
2 令和元年は速報値である。

[参考グラフ]

通常訴訟事件、略式請求事件の推移



〔参考グラフ〕通常第一審事件の新受人員の推移（昭和24年～令和元年）一地裁



(注) 1 延べ人員であり、再審事件を含まない。

2 令和元年は速報値である。

第2表 長期係属実人員の長期化事由別内訳

(平成22年～令和元年) - 高裁・地裁

裁判所	高 裁			地 裁			
	長期化事由 年次	総 数	事案複雑等	逃亡等	事案複雑等		逃亡等
					2年を超える	3年を超える	
平成 22 年	17	6	11	136	37	3	96
23	21	9	12	186	70	7	109
24	23	8	15	155	46	17	92
25	15	3	12	137	26	18	93
26	16	4	12	158	50	16	92
27	17	3	14	152	53	12	87
28	14	1	13	184	73	20	91
29	11	6	5	178	65	34	79
30	7	1	6	191	61	47	83
令和 元 年	9	1	8	193	81	33	79

(注) 1 概数である。

2 長期係属実人員とは、係属2年を超える事件の実人員（同一被告人につき複数の事件があつても弁論が併合されている限り1人として計上）である。

第3表 事案複雑等を理由として審理期間が2年を超える長期係属事件の合議（法定・
抜定）・単独別・罪名別審理長期化の事由

(令和元年未型在) - 地裁

罪名	長期化事由 件数	事 案 複 雜										そ の 他			
		被 告 人 多 数	訴 因 多 数	争 き 審 理 に 時 間 を 要 し た	証 明 書 提出 に 時 間 を 要 し た	証 公 人 判 決 調 べ に 時 間 を 要 し た	被 多 数 の 公 人 判 決 質 問 等 を 要 し た	そ の 他	紛 糾 争 等 の た め 審 理 が 延 期 さ れ た	公 共 事 務 事 件 の 審 理 が 延 期 さ れ た	開 審 事 件 の 審 理 が 延 期 さ れ た	そ の 他			
総 数	75	(9.3)	(14.7)	(68.7)	(13.3)	(56.0)	(36.0)	(14.0)	(18.7)	(22.7)	(2.7)	(16.0)	(12.0)	(20.0)	
法 定 合 議	25	6	4	12	3	14	6	2	4	7	-	2	5	9	9
うち裁判員裁判対象事件	17	6	2	10	-	9	4	2	4	5	-	2	5	6	6
裁 定 合 議	29	1	3	20	5	17	14	-	7	5	1	6	3	1	1
單 独	21	-	4	12	2	11	7	1	3	5	1	4	1	5	5
詐 / 偽	14	-	5	8	3	9	9	-	6	5	-	3	-	1	1
殺 人	9	3	1	5	-	4	2	2	2	4	-	2	3	3	3
覚せい剤取締法違反	7	1	-	6	2	1	2	-	1	1	1	2	-	-	1
窃 盗	5	-	1	2	-	1	1	1	-	-	-	-	1	2	2
傷 害	4	-	-	4	-	3	2	-	-	-	-	1	1	-	-
有印公文書偽造・同行使	3	-	1	-	2	3	1	-	-	2	-	-	-	2	-
金融商品取引法違反	3	-	-	3	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
商標法違反	3	-	-	3	-	3	1	-	-	-	-	1	-	-	-
非現住建造物等放火	2	-	1	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1
傷 害致死	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
強 盗 同 教 死 億	2	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1
恐 吓	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2	2
器 物 損 壊	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
組織的犯罪処罰法違反	2	2	1	2	-	2	2	-	2	-	-	-	2	-	-
開 稅 法 違 反	2	1	-	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-
不正競争防止法違反	2	-	-	-	2	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-
過失運転致死傷	2	-	-	-	2	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-
そ の 他	9	-	1	4	-	4	3	-	2	3	1	2	-	-	1

(注) 1 当刑事局への個別報告による件数建てである。

2 横罫罪名の事件については、審理長期化の事由と密接な関係があるものとして報告のあった罪名によつた。

3 1件で複数の事由がある場合には、各欄に重複して計上した。

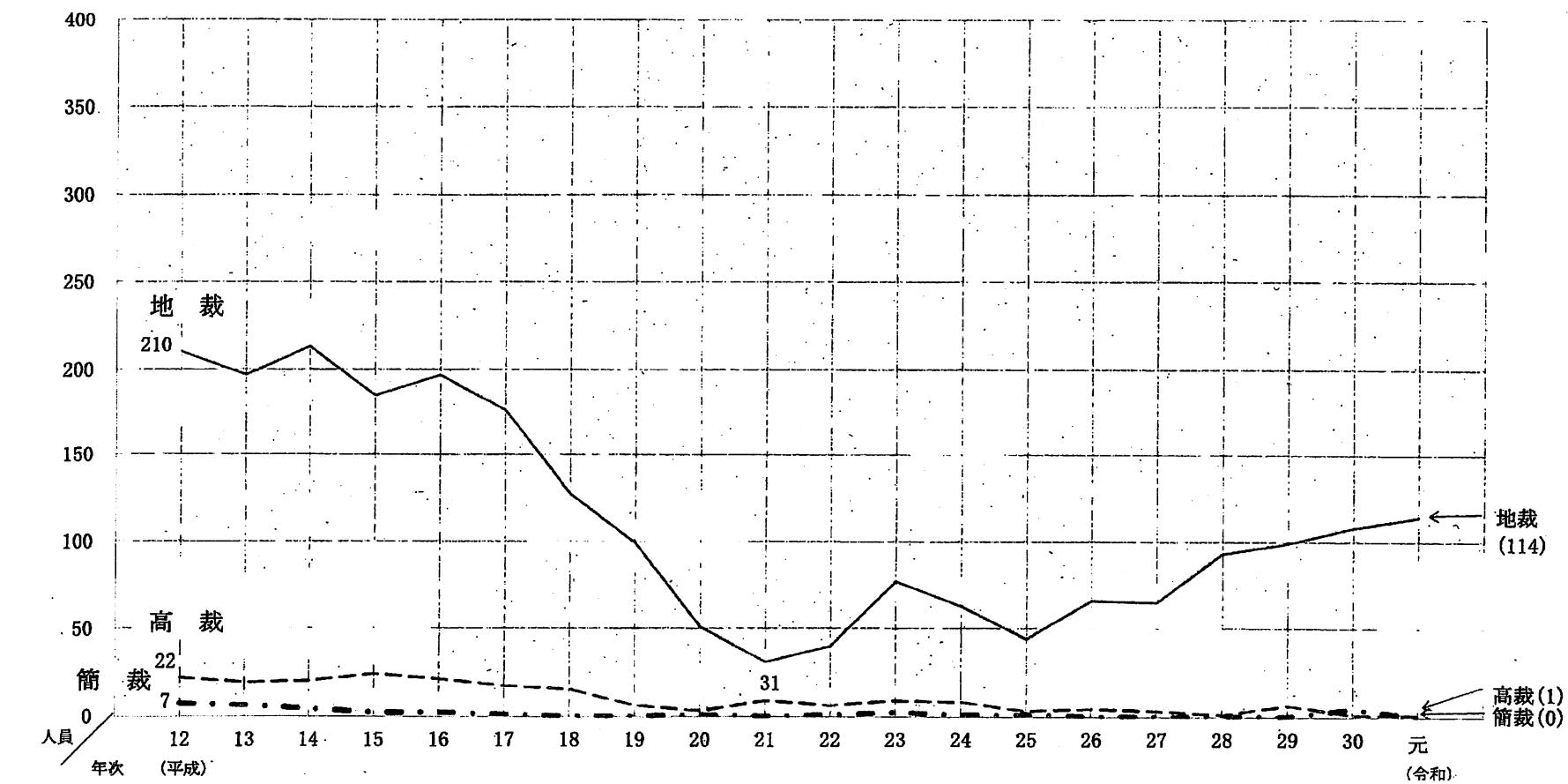
4 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

5 「過失運転致死傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失致死傷）を含む。

6 () 内は係属事件数に対する%である。

〔参考グラフ〕事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移

(平成12年～令和元年各年末現在) 一高裁・地裁・簡裁



- (注) 1 係属 2 年を超える事件の実人員である。
2 高裁については特別権限による第一審事件を除く。
3 概数である。

第4表 被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況

(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁

裁判所	区分 年次	勾留人員	新受人員		既済人員			
			総 数	うち即決裁判手続同意確認のための請求	総 数	うち即決裁判手続同意確認のための請求	国選弁護人が選任された被疑者数	うち即決裁判手続同意確認のための請求
地 裁	平成 22 年	46,189	26,279	5	26,271	5	25,815	4
	23	43,988	25,718	11	25,737	11	25,223	11
	24	45,289	26,290	-	26,268	-	25,736	-
	25	43,268	25,130	6	25,352	6	24,813	6
	26	42,306	25,077	2	25,073	2	24,242	2
	27	42,441	25,518	-	25,529	-	24,859	-
	28	41,773	24,837	-	24,769	-	24,036	-
	29	39,958	23,964	-	23,958	-	23,251	-
	30	40,644	29,566	1	29,553	1	28,565	1
	令和 元 年	38,179	31,037	-	31,025	-	29,977	-
簡 裁	平成 22 年	75,445	45,303	53	45,290	53	44,860	53
	23	72,114	46,179	29	46,194	19	45,737	19
	24	72,342	47,620	54	47,511	54	47,135	53
	25	70,207	46,594	7	46,611	7	46,143	7
	26	69,887	45,654	1	45,817	1	45,178	1
	27	69,538	45,309	1	45,265	1	44,496	1
	28	65,222	42,933	-	42,943	-	42,294	-
	29	62,035	40,822	1	40,845	1	40,068	1
	30	57,900	46,680	-	46,628	-	45,643	-
	令和 元 年	55,936	49,786	-	49,700	-	48,324	-

(注) 1 延べ人員である。

2 「うち即決裁判手続同意確認のための請求」には、刑訴法350条の17第1項（平成28年法律第54号による改正前の刑訴法350条の3第1項）による即決裁判手続同意確認のための請求のあった被疑者数を計上した。

3 被疑者段階の国選弁護人請求の新受人員及び既済人員の各「総数」には、勾留請求が却下されたため、国選弁護人選任請求が却下されたものも含む。

4 令和元年は速報値である。

第5表 通常第一審において弁護人が選任された人員

(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁

裁判所	地裁								簡裁							
	区分	終局人員	弁護人が選任された人員		私選弁護		国選弁護		弁護人が選任された人員	終局人員	弁護人が選任された人員		私選弁護		国選弁護	
年次			うち 必要的 弁護	人が選任 された人員	うち 必要的 弁護	人が選任 された人員	うち 必要的 弁護	人が選任 された人員			うち 必要的 弁護	人が選任 された人員	うち 必要的 弁護	人が選任 された人員	うち 必要的 弁護	人が選任 された人員
平成 22 年		62,840	(99.3)	(82.2)	(18.0)	(14.0)	(84.0)	(70.2)	(0.7)	9,876	(98.8)	(86.8)	(5.3)	(4.1)	(94.4)	(83.4)
		62,401	51,650	11,317	8,803	52,779	44,090	439		9,759	8,576	521	407	9,326	8,233	117
	23	57,968	(99.4)	(82.1)	(17.0)	(13.0)	(85.1)	(71.0)	(0.6)	9,142	(98.7)	(86.5)	(5.5)	(4.1)	(94.1)	(82.9)
		57,628	47,600	9,864	7,563	49,329	41,184	340		9,025	7,909	502	379	8,599	7,575	117
	24	56,734	(99.4)	(81.9)	(17.8)	(13.2)	(85.1)	(71.0)	(0.6)	8,340	(98.6)	(86.5)	(6.3)	(4.4)	(94.0)	(82.9)
		56,393	46,484	10,109	7,474	48,275	40,299	341		8,227	7,215	523	363	7,842	6,917	113
	25	52,229	(99.5)	(82.3)	(19.3)	(14.0)	(84.3)	(70.7)	(0.5)	8,109	(98.8)	(82.0)	(7.5)	(5.2)	(93.2)	(77.6)
		51,944	42,965	10,072	7,326	44,032	36,905	285		8,015	6,646	606	421	7,554	6,289	94
	26	52,502	(99.5)	(81.4)	(19.5)	(13.9)	(84.4)	(69.9)	(0.5)	7,165	(98.9)	(86.9)	(7.6)	(4.9)	(93.5)	(82.8)
		52,265	42,744	10,241	7,288	44,302	36,695	237		7,088	6,224	546	351	6,696	5,932	77
	27	54,297	(99.5)	(80.3)	(20.1)	(13.9)	(84.0)	(68.8)	(0.5)	6,590	(98.6)	(85.8)	(9.0)	(6.1)	(92.0)	(80.6)
		54,039	43,613	10,910	7,564	45,593	37,357	258		6,497	5,652	596	401	6,060	5,311	93
	28	53,247	(99.6)	(80.8)	(20.6)	(14.8)	(83.6)	(68.5)	(0.4)	5,856	(98.7)	(86.5)	(8.0)	(5.3)	(92.8)	(82.1)
		53,010	43,038	10,988	7,876	44,529	36,496	237		5,777	5,068	469	310	5,434	4,806	79
	29	50,591	(99.5)	(81.1)	(20.8)	(15.1)	(83.8)	(68.9)	(0.5)	5,524	(98.6)	(86.6)	(10.1)	(6.8)	(91.7)	(81.3)
		50,357	41,038	10,520	7,616	42,384	34,837	234		5,449	4,785	556	373	5,066	4,489	75
	30	49,811	(99.6)	(80.0)	(19.1)	(14.2)	(84.5)	(68.1)	(0.4)	5,051	(98.7)	(87.2)	(8.6)	(6.6)	(92.0)	(81.7)
		49,623	39,839	9,509	7,096	42,080	33,932	188		4,987	4,403	435	334	4,645	4,125	64
令和 元 年		48,751	(99.6)	(78.7)	(17.0)	(13.5)	(85.0)	(67.4)	(0.4)	4,511	(98.4)	(85.6)	(8.4)	(6.5)	(90.9)	(79.9)
		48,538	38,387	8,264	6,574	41,456	32,841	213		4,441	3,862	378	294	4,102	3,603	70

(注) 1 実人員である。

2 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。

3 ()内は各終局人員に対する%である。

4 令和元年は速報値である。

第6表 通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人數

(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁

区分	通常第一審事件全体							自白							否認						
	終局人員	平均審理期間(月)		平均開廷回数	平均開廷間隔(月)	平均取調べ証人數(人)	終局人員	平均審理期間(月)		平均開廷回数	平均開廷間隔(月)	平均取調べ証人數(人)	終局人員	平均審理期間(月)		平均開廷回数	平均開廷間隔(月)	平均取調べ証人數(人)			
		受公理判から期日まで	から終局まで	1回	1回	1回		受公理判から期日まで	から終局まで	1回	1回	1回		受公理判から期日まで	から終局まで	1回	1回	1回			
年次																					
平成22年	62,840	2.9	1.6	1.3	2.5	1.2	0.8	(91.2) 57,336	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(7.2) 4,522	8.1	3.4	4.7	5.7	1.4	2.6
23	57,968	3.0	1.6	1.4	2.6	1.2	0.8	(90.3) 52,349	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(8.2) 4,734	8.6	3.5	5.1	6.1	1.4	2.6
24	56,734	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.8	(89.7) 50,890	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(8.8) 5,012	8.5	3.2	5.3	6.2	1.4	2.7
25	52,229	3.1	1.6	1.5	2.7	1.1	0.8	(88.5) 46,247	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(10.0) 5,212	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	2.7
26	52,502	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.8	(89.0) 46,732	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(9.4) 4,913	8.2	2.8	5.4	6.2	1.3	2.6
27	54,297	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.8	(89.2) 48,445	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(9.1) 4,921	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	2.6
28	53,247	3.2	1.7	1.5	2.7	1.2	0.8	(88.6) 47,160	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.6	(9.6) 5,127	8.7	3.0	5.7	6.3	1.4	2.5
29	50,591	3.2	1.6	1.6	2.7	1.2	0.8	(88.2) 44,598	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.6	(9.9) 5,015	8.9	3.0	5.9	6.4	1.4	2.5
30	49,811	3.3	1.8	1.5	2.7	1.2	0.7	(88.7) 44,192	2.7	1.6	1.1	2.3	1.2	0.6	(9.3) 4,626	9.2	3.3	5.9	6.4	1.5	2.6
令和元年	48,751	3.4	1.8	1.6	2.7	1.2	0.7	(88.4) 43,073	2.8	1.7	1.1	2.3	1.2	0.5	(9.5) 4,639	9.3	3.4	5.9	6.3	1.5	2.5
法定合議	2,291	7.6	5.4	2.2	4.1	1.8	1.8	(65.6) 1,503	5.4	3.7	1.7	3.1	1.7	0.9	(33.2) 760	12.0	8.8	3.2	6.1	2.0	3.6
裁定合議	622	11.6	4.1	7.5	6.6	1.8	3.1	(41.6) 259	6.4	2.9	3.5	3.6	1.8	0.8	(57.6) 358	15.5	5.1	10.4	8.7	1.8	4.7
単独	45,838	3.1	1.6	1.5	2.6	1.2	0.6	(90.1) 41,311	2.7	1.6	1.1	2.3	1.2	0.5	(7.7) 3,521	8.1	2.1	6.0	6.2	1.3	2.1
簡裁	4,511	2.4	1.4	1.0	2.3	1.1	0.4	(91.0) 4,107	2.2	1.4	0.8	2.1	1.0	0.4	(4.6) 208	7.0	2.3	4.7	4.9	1.4	1.4

(注) 1 実人員である。

2 「通常第一審事件全体」には、自白及び否認以外に被告事件についての陳述に入らずに終局した事件を含む。

3 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

4 () 内は、「通常第一審事件全体」の終局人員に対する%である。

5 令和元年は速報値である。

第7-1表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔

(平成22年～令和元年) -地裁

区分 年次	終局人員	受理から終局まで								平均審理期間 (月)	平均開廷回数 (回)	平均開廷間隔 (月)
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年を超える			
平成 22 年	62,840	(6.8) 4,248	(40.1) 25,184	(29.4) 18,462	(16.3) 10,216	(6.1) 3,810	(1.4) 851	(0.1) 47	(0.0) 22	2.9	2.5	1.2
23	57,968	(5.4) 3,137	(42.4) 24,588	(28.6) 16,579	(15.7) 9,102	(6.1) 3,544	(1.6) 924	(0.1) 63	(0.1) 31	3.0	2.6	1.2
24	56,734	(4.6) 2,631	(42.3) 23,992	(28.9) 16,424	(16.2) 9,204	(6.3) 3,562	(1.4) 780	(0.2) 103	(0.1) 38	3.0	2.7	1.1
25	52,229	(3.8) 1,988	(42.9) 22,409	(28.1) 14,653	(16.5) 8,604	(6.9) 3,629	(1.6) 852	(0.1) 56	(0.1) 38	3.1	2.7	1.1
26	52,502	(3.7) 1,962	(42.7) 22,407	(28.9) 15,194	(16.6) 8,736	(6.5) 3,403	(1.4) 714	(0.1) 54	(0.1) 32	3.0	2.7	1.1
27	54,297	(3.3) 1,780	(41.8) 22,706	(30.5) 16,548	(16.4) 8,905	(6.5) 3,550	(1.3) 706	(0.1) 62	(0.1) 40	3.0	2.7	1.1
28	53,247	(2.9) 1,541	(40.1) 21,361	(31.2) 16,620	(16.8) 8,937	(7.1) 3,776	(1.7) 902	(0.2) 88	(0.0) 22	3.2	2.7	1.2
29	50,591	(3.5) 1,748	(39.1) 19,800	(31.1) 15,711	(17.1) 8,675	(7.2) 3,640	(1.8) 886	(0.2) 81	(0.1) 50	3.2	2.7	1.2
30	49,811	(2.8) 1,386	(39.0) 19,420	(31.6) 15,724	(17.2) 8,582	(7.2) 3,606	(2.0) 984	(0.2) 80	(0.1) 29	3.3	2.7	1.2
令和 元 年	48,751	(2.6) 1,247	(35.5) 17,323	(33.1) 16,140	(18.6) 9,059	(8.0) 3,900	(2.0) 966	(0.2) 83	(0.1) 33	3.4	2.7	1.2

(注) 1 実人員(同一被告人につき複数の起訴があるても弁論が併合されている限り1人として計上)である。

2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

3 ()内は終局人員に対する%である。

4 令和元年は速報値である。

第7-2表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔

(平成22年～令和元年) -簡裁

区分 年次	終局人員	受理から終局まで								平均審理期間 (月)	平均開廷回数 (回)	平均開廷間隔 (月)
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年を超える			
平成 22 年	9,876	(7.6)	(59.7)	(22.9)	(7.9)	(1.7)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	2.1	2.2	1.0
	753	5,892	2,257	782	163	26	1					
23	9,142	(6.7)	(62.3)	(21.7)	(7.5)	(1.4)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	2.1	2.2	1.0
	611	5,698	1,984	688	130	25	3					
24	8,340	(6.1)	(62.2)	(22.1)	(7.6)	(1.6)	(0.2)	(0.1)		2.1	2.2	1.0
	506	5,191	1,847	635	137	19	5					
25	8,109	(8.2)	(61.0)	(21.6)	(7.4)	(1.5)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	2.0	2.1	1.0
	664	4,950	1,750	602	119	18	3					
26	7,165	(4.5)	(61.1)	(24.3)	(7.9)	(1.8)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	2.1	2.2	1.0
	320	4,380	1,744	568	128	20	2					
27	6,590	(4.1)	(59.5)	(26.6)	(7.4)	(2.2)	(0.3)		(0.0)	2.2	2.2	1.0
	267	3,918	1,753	486	148	17			1			
28	5,856	(4.0)	(60.4)	(25.4)	(8.0)	(2.0)	(0.3)		(0.0)	2.2	2.2	1.0
	236	3,535	1,488	466	115	15			1			
29	5,524	(4.8)	(58.6)	(25.3)	(8.8)	(2.2)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	2.2	2.2	1.0
	264	3,239	1,398	486	122	12	1		2			
30	5,051	(4.4)	(57.0)	(26.4)	(9.9)	(1.9)	(0.3)		(0.1)	2.2	2.2	1.0
	224	2,878	1,333	499	98	16			3			
令和 元 年	4,511	(4.1)	(49.3)	(32.7)	(11.0)	(2.4)	(0.4)	(0.1)	(0.0)	2.4	2.3	1.1
	185	2,224	1,474	496	108	18	4		2			

(注) 1 実人員（同一被告人につき複数の起訴があっても弁論が併合されている限り1人として計上）である。

2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

3 ()内は終局人員に対する%である。

4 令和元年は速報値である。

第8表 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員

(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁

裁判所 区分 年次	地 裁			簡 裁		
	有罪人員 総 数	うち 外 国 人	うち 通訳翻 訳人 が付 いた 外 国 人	有罪人員 総 数	うち 外 国 人	うち 通訳翻 訳人 が付 いた 外 国 人
平成 22 年	61,585	4,288	3,254	9,386	166	73
23	56,843	3,492	2,568	8,686	166	70
24	55,667	3,265	2,363	7,927	159	81
25	51,177	3,090	2,197	7,330	145	64
26	51,389	3,153	2,312	6,842	137	68
27	53,120	3,470	2,632	6,255	131	65
28	52,016	3,397	2,560	5,562	111	61
29	49,335	3,665	2,922	5,208	115	65
30	48,507	4,418	3,665	4,768	93	55
令和 元 年	47,445	4,585	3,840	4,230	95	51

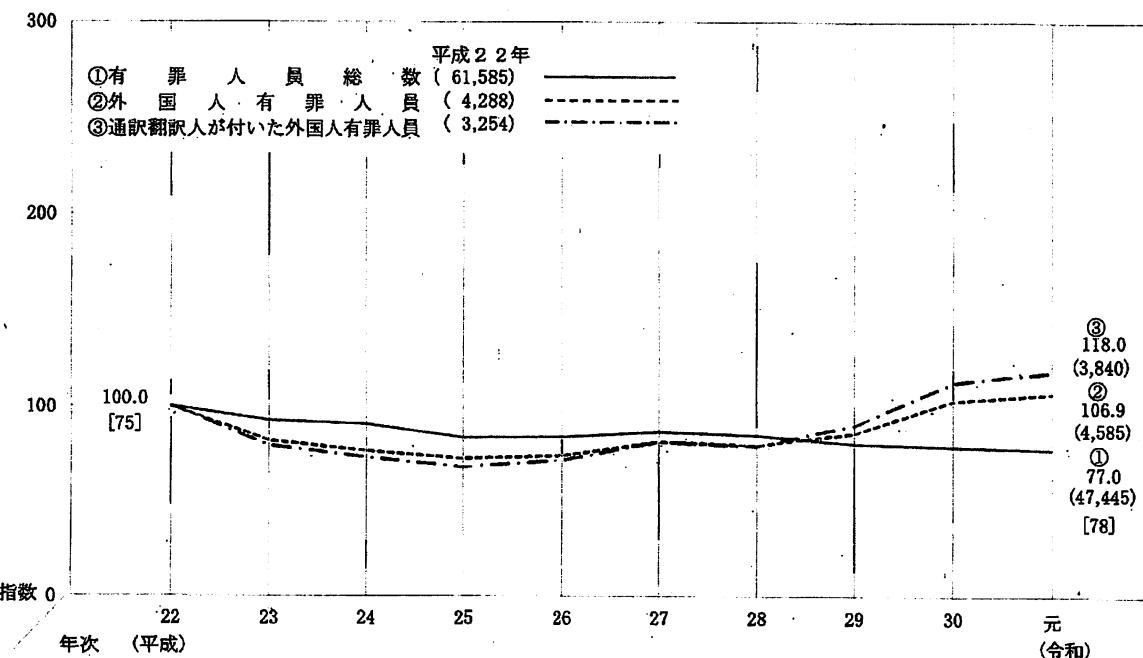
(注) 1 実人員である。

2 「通訳翻訳人が付いた被告人」には、証人についてのみ通訳人（手話を含む。）が付いた場合等も含む。

3 令和元年は速報値である。

[参考グラフ] 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移

(平成22年～令和元年) 一地裁



(注) 1 平成 22 年を 100 とする指数である。

2 ()内は実人員であり、[]内は通訳翻訳人が付いた外国人有罪人員の国籍数である。

3 令和元年は速報値である。

第9表 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員
(平成27年～令和元年) 一地裁・簡裁

言語	年次	平成27年	28	29	30	令和元年
総 数		2,714	2,654	3,031	3,757	3,907
中 国 語		887	758	920	1,203	1,084
北 京 語		867	736	882	1,153	1,055
廣 東 語		8	15	29	37	25
台 湾 語		3	2	3	6	2
上 海 語		4	1	3	2	—
福 建 語		—	—	1	2	—
その他の中国語		5	4	2	3	2
ベトナム語		490	548	718	1,003	1,180
フィリピン(タガログ)語		252	236	247	254	264
タ イ 語		132	126	140	165	219
ボルトガル語		221	242	216	216	219
英 語		197	174	190	209	216
スペイン語		134	147	132	126	129
インドネシア語		25	48	51	60	98
韓 国 ・ 朝 鮮 語		125	138	115	120	74
ネ パ ー ル 語		13	16	29	38	74
シ ン ハ ラ 語		32	17	28	58	70
ペ ル シ ャ 語		38	37	42	30	27
モ ン ゴ ル 語		19	19	23	32	27
ト ル コ 語		16	25	39	36	25
フ ラ ン ス 語		15	14	15	15	24
ミ ャ ン マ 一 語		6	9	18	30	22
ウ ル ド ウ 一 語		13	17	14	23	17
ア ラ ビ ア 語		6	10	10	8	16
ウ ズ ベ ク 語		1	1	2	5	15
ヒ ン デ イ 一 語		10	8	9	8	13
ロ シ ア 語		15	13	26	36	13
そ の 他		67	51	47	82	81

(注) 1 実人員である。

2 被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件には、証人等についてのみ通訳人が付いた場合等を含まない。

また、終局人員は有罪のほかに無罪、移送等により終局した人員を含む。したがって、本表における「総数」は、第8表の「うち通訳翻訳人が付いた外国人」とは一致しない。

3 令和元年は速報値である。

第10表 簡易公判手続決定人員と決定取消人員

(平成22年～令和元年) - 地裁・簡裁

裁判所区分 年次	地 裁					簡 裁				
	自白人員 (A)	簡 易 公 判 手 続				自白人員 (D)	簡 易 公 判 手 続			
		決 定 人 員 (B)	B A %	決 定 取 消 人 員 (C)	C B %		決 定 人 員 (E)	E D %	決 定 取 消 人 員 (F)	F E %
平成 22 年	55,108	332	0.6	5	1.5	9,165	382	4.2	3	1
23	50,473	173	0.3	4	2.3	8,473	207	2.4	1	0.5
24	49,168	195	0.4	11	5.6	7,704	153	2.0	2	1.3
25	44,663	113	0.3	16	14.2	7,125	60	0.8	-	0.0
26	45,095	39	0.1	15	38.5	6,653	33	0.5	-	0.0
27	46,869	166	0.4	2	1.2	6,076	20	0.3	-	-
28	45,677	218	0.5	12	5.5	5,403	19	0.4	-	-
29	43,263	166	0.4	4	2.4	5,031	2	0.0	-	-
30	42,672	42	0.1	9	21.4	4,631	5	0.1	1	20
令和 元 年	41,570	1	0.0	1	100.0	4,107	-	-	-	-

(注) 1 実人員である。

2 「自白人員」とは、法定合議事件を除く終局人員中公訴事実全部について自白し、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合の人員であり、「簡易公判手続決定(決定取消)人員」とは、当該年度に決定(決定取消)された人員である。

3 令和元年は速報値である。

第11表 刑訴法332条による移送人員

(平成22年～令和元年) - 簡裁

区分 年次	(簡裁) 終局人員 (A)	(地裁) 法332条 による 受理人員 (B)	B A	
平成 22 年	9,876	91	0.92	
23	9,142	97	1.06	
24	8,340	90	1.08	
25	8,109	88	1.09	
26	7,165	69	0.96	
27	6,590	76	1.15	
28	5,856	65	1.11	
29	5,524	91	1.65	
30	5,051	92	1.82	
令和 元 年	4,511	59	1.31	

(注) 1 実人員である。

2 (B)は、簡裁の法332条による移送人員とは一致しないが、統計上は近似する。

3 概数であり、令和元年は速報値である。

第12表 即決裁判手続により審判が行われた人員

(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁

裁判所	区分 年次	終局人員	即決裁判手続の 申立てのあった 人員	うち 即決裁判手続に より審判する旨 の決定のあった 人員	
				うち 即決裁判手続に より審判する旨 の決定が取り消 された人員	
地裁	平成22年	62,840	2,953	2,932	18
	23	57,968	1,887	1,875	6
	24	56,734	1,397	1,391	2
	25	52,229	850	841	3
	26	52,502	747	743	2
	27	54,297	550	547	1
	28	53,247	370	368	2
	29	50,591	678	657	3
	30	49,811	326	315	-
	令和元年	48,751	92	90	-
簡裁	平成22年	9,876	345	344	2
	23	9,142	229	228	-
	24	8,340	157	156	1
	25	8,109	84	84	-
	26	7,165	56	56	-
	27	6,590	22	22	-
	28	5,856	17	17	-
	29	5,524	69	69	-
	30	5,051	33	33	1
	令和元年	4,511	11	11	-

(注) 1 実人員である。

2 令和元年は速報値である。

第13表 控訴申立人員及び控訴率

(平成22年～令和元年) -地裁・簡裁

区分 年次	総 数			地 裁			簡 裁		
	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)
平成22年	71,061	6,813	9.6	61,665	6,368	10.3	9,396	445	4.7
23	65,618	6,713	10.2	56,922	6,280	11.0	8,696	433	5.0
24	63,684	6,724	10.6	55,750	6,372	11.4	7,934	352	4.4
25	59,055	6,518	11.0	51,291	6,150	12.0	7,764	368	4.7
26	58,355	6,331	10.8	51,498	6,002	11.7	6,857	329	4.8
27	59,458	6,423	10.8	53,191	6,108	11.5	6,267	315	5.0
28	57,691	6,541	11.3	52,121	6,262	12.0	5,570	279	5.0
29	54,662	6,282	11.5	49,446	5,992	12.1	5,216	290	5.6
30	53,386	6,079	11.4	48,612	5,825	12.0	4,774	254	5.3
令和元年	51,788	6,103	11.8	47,549	5,848	12.3	4,239	255	6.0

(注) 1 実人員である。

2 判決人員は有罪人員と無罪人員の合計である。

3 令和元年は速報値である。

第14表 犯罪被害者保護関連法に基づく措置の実施状況

(平成22年～令和元年) 一高・地・簡裁総数

		平成22年 高・地・簡裁 合計	平成23年 高・地・簡裁 合計	平成24年 高・地・簡裁 合計	平成25年 高・地・簡裁 合計	平成26年 高・地・簡裁 合計	平成27年 高・地・簡裁 合計	平成28年 高・地・簡裁 合計	平成29年 高・地・簡裁 合計	平成30年 高・地・簡裁 合計	令和元年 高・地・簡裁 合計	総数 高・地・簡裁 合計
付 添 い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	102	136	121	116	112	141	128	78	144	118	1,196
	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	52	39	46	41	76	79	71	84	84	69	641
透 か れ い	証人尋問の際に透かれいの措置が採られた証人の数	1,295	1,317	1,757	1,792	1,661	1,563	1,623	1,105	1,461	1,505	15,079
	意見陳述の際に透かれいの措置が採られた被害者等の数	123	125	140	151	198	214	209	191	230	226	1,810
ビ デ オ リ ン ク	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	261	242	268	278	299	290	303	225	302	318	2,806
	うち 透かれいの措置が採られた証人の数	237	219	264	265	282	277	288	214	291	299	2,636
	うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数	35	42	52	51	46	65	47	67	81	68	554
	ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数	20	16	21	10	8	10	6	6	9	2	108
	うち 透かれいの措置が採られた被害者等の数	17	16	21	10	8	8	6	6	8	2	101
	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数								16	23	38	
	うち 透かれいの措置が採られた証人の数								10	17	27	
	うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数								8	1	9	
記 録 機 器	ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数											
	うち 透かれいの措置が採られた被害者等の数											
被 害 者 特 定 届 け 付 け	記録媒体がその一部とされた調査が取り調べられた数	2	1	-	1	1	2	-	-	2	5	14
	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	3,854	3,887	4,273	4,093	3,978	3,822	3,976	3,351	3,846	4,025	39,105
	刑法第290条の第2項の決定をしないとした被害者の数	56	62	64	84	77	42	50	11	27	24	496
被 害 者 特 定 届 け 付 け	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した被害者の数	17	13	8	16	5	4	7	3	3	8	84
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数								4	116	174	534
	刑法第290条の第3項の決定をしないとした証人等の数								-	3	3	13
被 害 者 特 定 届 け 付 け	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した証人等の数								-	-	-	-
被 害 者 特 定 届 け 付 け	刑法第299条の第5項の取消決定をした証人等の数								-	3	4	7
	うち 刑法第299条の第2項の条件を付し又は時期等の指定をした証人等の数								-	1	4	5
	刑法第299条の第5項の請求を却下した証人等の数								-	4	-	4
意 見 陳 述	公判期日に心将の他の意見を陳述した被害者等の数	1,198	1,164	1,157	1,171	1,147	1,200	1,181	1,072	1,169	1,129	11,588
	意見陳述に代えて意見を記録した書面を提出せたとした被害者等の数	567	561	517	572	495	615	616	526	546	544	5,549
	意見陳述をさせないとした被害者等の数	8	14	19	17	21	17	28	45	42	48	259
被 害 者 問 答 書 記 録 等 等	被害者等に公判記録の閲覧履歴をさせた数	1,175	1,278	1,381	1,463	1,558	1,461	1,486	1,254	1,281	1,180	13,517
	被害者等に公判記録の閲覧履歴をさせなかつた数	22	13	22	21	12	28	9	6	14	7	154
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧履歴をさせた数	50	33	45	18	89	38	44	16	18	15	366
被 害 者 問 答 書 記 録 等 等	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧履歴をさせなかつた数	7	6	1	1	4	1	5	2	1	3	31
被 害 者 問 答 書 記 録 等 等	刑法第299条の第5項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数								-	2	13	17
	刑法第299条の第6項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数								-	-	-	3
	うち 開庭陳述の禁止となった証人等の数								-	-	-	3
被 害 者 問 答 書 記 録 等 等	刑法第299条の第6項の開庭陳述又は開庭拒絶の対象となった証人等の数								-	-	-	-
被 害 者 問 答 書 記 録 等 等	被害者等が保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判開審に記載した数	34	30	38	29	20	17	23	26	18	18	253
	被害者等が保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判開審に記載しないとした数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和 解	合 計	8,932	8,937	9,898	9,874	9,761	9,514	9,769	8,128	9,410	9,534	93,687

(注) 1 垂べ数である。概数である。

2 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律(平成25年法律第33号)により、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の規定は、「犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項」から「犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項」に改められた(平成25年12月1日施行)。

3 「証人等秘密」、「裁定請求」及び「弁護人等閲覧権」(平成28年12月1日施行)の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。

4 「付添い」、「透かれい」、「ビデオリンク(構内)」、「被害者等秘密」、「意見陳述」、「被害者等閲覧権」及び「和解」の数値については、平成28年までに決定等がなされた日を基準に計上している。が、平成29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している(なお、平成28年以前に決定等がなされたが平成29年に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。)。この計上基準日の変更により、平成29年の数値は一時的に減少することとなるので留意されたい。

第15-1表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(処断罪名別)

(令和元年) 一地・簡裁総数

	終局人員数	参加を申し出た被害者等	うち参加を許可された被害者等	うち弁護士委託の届出があつた被害者等	うち国選弁護士への委託があつた被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑訴法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等	うち付添いの措置が採られた被害者等	うち遡へいの措置が採られた被害者等
総数	998	1,482	1,466	1,157	602	204	623	723	1,059	106	318
(準)強制わいせつ	116	162	160	133	111	22	55	82	116	32	78
(準)強制わいせつ致死傷	22	24	24	21	21	7	12	15	23	5	16
監護者わいせつ	4	4	4	4	4	-	2	3	3	-	1
(準)強制性交等	84	117	117	110	96	16	42	69	97	20	75
(準)強制性交等致死傷	21	27	27	25	24	5	12	17	23	9	19
監護者性交等	16	18	18	15	15	2	10	8	10	4	12
殺人	85	141	140	121	79	11	51	76	106	15	39
自殺閑与及び同意殺人	3	3	3	2	1	-	1	1	2	-	1
傷害	112	122	120	105	64	21	52	57	91	5	31
傷害致死	31	54	49	44	24	9	31	38	42	2	10
危険運転致傷	9	11	11	5	2	1	5	2	6	-	-
危険運転致死	5	14	14	14	5	3	8	1	8	-	-
業務上過失傷害	1	1	1	1	-	-	1	1	1	-	-
業務上過失致死	20	57	57	34	7	7	20	25	41	-	-
重過失傷害	1	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-
重過失致死	1	1	1	1	-	1	1	1	-	-	-
過失運転致傷	105	141	139	76	22	13	52	49	93	-	-
過失運転致死	248	416	415	304	48	66	196	175	278	6	5
過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	1	1	1	-	-	-	1	-	1	-	-
過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	2	3	3	-	-	-	-	-	3	-	-
無免許過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	1	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-
無免許過失運転致死	3	3	3	1	1	-	-	1	2	-	-
無免許過失運転致死	3	6	6	6	5	1	4	3	4	-	-
逮捕輸禁致死傷	6	8	8	8	7	2	4	6	8	-	3
未成年者略取扱	4	4	4	4	3	-	2	2	2	-	-
官利妨取等	6	15	15	10	-	-	5	12	10	-	5
妨取者等の代金取得等	2	2	2	2	-	2	-	2	2	-	-
強盗致傷	19	26	26	23	16	2	5	7	11	3	7
強盗致死(強盗殺人)	10	20	20	20	7	4	12	13	14	1	7
強盗・強制性交等	10	12	12	11	10	2	3	10	11	4	6
暴力行為等犯罰ニ関スル法律違反(常習傷害)	2	2	2	2	2	-	2	2	2	-	1
道路交通法違反	29	43	43	35	8	6	28	31	31	-	2
その他	16	22	19	15	10	1	6	13	17	-	-

(注) 1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

2 罪名は、有罪の場合は処断罪名、無罪その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、法定刑が最も重いものであるため、被害者参加制度の対象罪名とは異なる場合がある。

3 被害者等の数は、延べ人員である。

4 「(準)強制性交等」には、平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦及び集団(準)強姦を含む。

5 「(準)強制性交等致死傷」には、平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷及び集団(準)強姦致死傷を含む。

6 「危険運転致傷」及び「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪をそれぞれ含む。

7 「過失運転致傷」及び「過失運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪(自動車運転過失傷害及び自動車運転過失致死)をそれぞれ含む。

8 「強盗・強制性交等」には、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦を含む。

9 速報値である。

第15-2表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(年別)

(平成22年～令和元年) 一地・簡裁総数

区分	終局人員数	参加を申し出た被害者等	うち参加を許可された被害者等	うち弁護士委託の届出があつた被害者等	うち国選弁護士への委託があつた被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑訴法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等	うち付添いの措置が採られた被害者等	うち遡へいの措置が採られた被害者等
生 次											
平成22年	588	849	839	557	272	217	484	428	522	40	115
23	586	914	902	632	275	176	459	454	591	30	104
24	660	1,023	1,002	677	324	193	475	479	639	38	95
25	811	1,306	1,297	873	410	257	596	605	833	47	147
26	821	1,241	1,227	951	462	261	587	596	804	93	195
27	916	1,393	1,379	1,081	533	269	604	687	938	87	249
28	982	1,417	1,400	1,102	580	228	629	708	1,010	107	258
29	908	1,389	1,380	1,060	553	196	560	667	1,020	115	276
30	1,022	1,490	1,485	1,184	649	221	605	698	1,074	149	362
合計	998	1,482	1,466	1,157	602	204	623	723	1,059	106	318

(注) 1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

2 被害者等の数は、延べ人員である。

3 令和元年は速報値である。

第16表 刑事損害賠償命令事件の処理状況
(平成22年～令和元年) - 地裁

	新受	既済	未済
平成22年	251	239	64
23	230	237	57
24	258	246	69
25	303	312	60
26	287	264	83
27	320	307	96
28	301	306	91
29	314	295	110
30	289	309	90
令和元年	311	317	84
総 数	2,864	2,832	804

(注) 1 件数建てである。

2 令和元年は速報値である。

第17表 刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数

(平成22年～令和元年) - 地裁

	終局件数	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
总数	2,832	239	237	246	312	264	307	306	295	309	317
認容・決定書	1,273	121	128	123	149	114	123	98	138	138	141
認容・口頭告知	34	4	2	7	2	4	4	1	4	3	3
棄却・決定書	6	-	2	-	1	-	2	-	1	-	-
棄却・口頭告知	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
却下・27条1項1号	8	1	-	2	1	-	-	-	-	3	1
却下・27条1項2号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
却下・27条1項3号	32	-	7	2	5	2	1	7	1	2	5
却下・27条1項4号	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
終了・38条1項	310	25	26	23	32	37	37	37	30	36	27
終了・38条2項1号	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
終了・38条2項2号	61	5	4	6	9	4	5	6	6	5	11
決定・その他	3	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-
和解	663	47	37	43	62	57	77	107	85	74	74
放棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
認諾	120	10	5	13	11	14	15	11	9	13	19
取下げ	305	24	24	25	37	28	40	39	20	33	35
その他	12	2	1	1	2	1	3	-	1	1	-

(注) 1 件数建てである。

2 「決定・その他」は、民訴法141条の準用により、決定で申立てが却下された場合などである。

3 「その他」は、犯罪被害者保護法25条(平成25年法律第33号による改正前の同法19条を含む。)により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を承継するものがいないために事件が終局したものなどである。

4 「却下・27条1項1号」は平成25年法律第33号による改正前の犯罪被害者保護法21条1項1号、「却下・27条1項2号」は同改正前の同法21条1項2号、「却下・27条1項3号」は同改正前の同法21条1項3号、「却下・27条1項4号」は同改正前の同法21条1項4号、「終了・38条1項」は同改正前の同法32条1項、「終了・38条2項1号」は同改正前の同法32条2項1号、「終了・38条2項2号」は同改正前の同法32条2項3号により終局したものと含む。

5 令和元年は速報値である。

第18表 違捕状の請求と発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 27~令和元年) - 簡裁・地裁

裁判所	区分 年次	通 常						緊 急			
		請求 (A)	発付 (B)	却下 (C)	取下げ	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請求 (D)	発付	却下 (E)	$\frac{E}{D}$ %
総 数	昭和 55 年	127,743	127,401	94	248	0.07	0.27	19,199	19,174	25	0.13
	60	132,353	131,928	76	349	0.06	0.32	19,437	19,417	20	0.10
	平成 2 年	96,759	96,472	50	237	0.05	0.30	14,813	14,804	9	0.06
	7	93,704	93,356	36	312	0.04	0.37	16,731	16,719	12	0.07
	12	115,484	114,933	38	513	0.03	0.48	20,156	20,134	22	0.11
	17	129,140	128,296	33	811	0.03	0.65	15,797	15,774	23	0.15
	22	101,007	99,915	37	1,055	0.04	1.08	10,008	9,980	28	0.28
	27	94,175	92,766	36	1,373	0.04	1.50	8,140	8,114	26	0.32
	28	90,213	88,806	19	1,388	0.02	1.56	7,660	7,625	35	0.46
	29	86,343	85,100	31	1,212	0.04	1.44	7,446	7,422	24	0.32
	30	84,110	82,884	32	1,194	0.04	1.46	7,353	7,328	25	0.34
	令和元年	80,240	78,957	56	1,227	0.07	1.60	6,733	6,701	32	0.48
簡 裁	昭和 55 年	102,282	102,062	54	166	0.05	0.22	11,958	11,949	9	0.08
	60	109,497	109,160	45	292	0.04	0.31	12,635	12,623	12	0.09
	平成 2 年	80,899	80,719	29	151	0.04	0.22	9,555	9,550	5	0.05
	7	78,589	78,350	23	216	0.03	0.30	9,552	9,546	6	0.06
	12	93,248	92,816	17	415	0.02	0.46	10,179	10,169	10	0.10
	17	103,582	102,912	17	653	0.02	0.65	8,631	8,621	10	0.12
	22	82,101	81,224	20	857	0.02	1.07	6,679	6,662	17	0.25
	27	78,880	77,685	20	1,175	0.03	1.51	5,610	5,595	15	0.27
	28	75,026	73,831	16	1,179	0.02	1.59	5,142	5,118	24	0.47
	29	72,053	71,056	27	970	0.04	1.38	4,899	4,887	12	0.24
	30	69,809	68,848	28	933	0.04	1.38	4,796	4,784	12	0.25
	令和元年	67,186	66,096	45	1,045	0.07	1.62	4,453	4,432	21	0.47
地 裁	昭和 55 年	25,461	25,339	40	82	0.16	0.48	7,241	7,225	16	0.22
	60	22,856	22,768	31	57	0.14	0.39	6,802	6,794	8	0.12
	平成 2 年	15,860	15,753	21	86	0.13	0.67	5,258	5,254	4	0.08
	7	15,115	15,006	13	96	0.09	0.72	7,179	7,173	6	0.08
	12	22,236	22,117	21	98	0.09	0.54	9,977	9,965	12	0.12
	17	25,558	25,384	16	158	0.06	0.68	7,166	7,153	13	0.18
	22	18,906	18,691	17	198	0.09	1.14	3,329	3,318	11	0.33
	27	15,295	15,081	16	198	0.10	1.40	2,530	2,519	11	0.43
	28	15,187	14,975	3	209	0.02	1.40	2,518	2,507	11	0.44
	29	14,290	14,044	4	242	0.03	1.72	2,547	2,535	12	0.47
	30	14,301	14,036	4	261	0.03	1.85	2,557	2,544	13	0.51
	令和元年	13,054	12,861	11	182	0.08	1.48	2,280	2,269	11	0.48

(注) 1 延べ人員である。

2 令和元年は速報値である。

第19表 差押・記録命令付差押・検証許可状の請求と発付等 (昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 27~令和元年) 一簡裁・地裁

裁判所 区分 年次	総 数						簡 裁						地 裁					
	請求 (A)	発付 (B)	却下 (C)	取下げ (A) A %	B A A %	B+C A A %	請求 (D)	発付 (E)	却下 (F)	取下げ (E) D D %	E D D %	E+F D D %	請求 (G)	発付 (H)	却下 (I)	取下げ (H) G G %	H G G %	H+I G G %
昭和 55 年	89,747	89,235	(6) 152	360	0.17	0.57	67,958	67,667	63	228	0.09	0.43	21,789	21,568	89	132	0.41	1.01
60	111,631	110,681	(4) 190	760	0.17	0.85	89,718	89,039	102	577	0.11	0.76	21,913	21,642	88	183	0.40	1.24
平成 2 年	114,381	113,168	212	1,001	0.19	1.06	91,505	90,718	104	683	0.11	0.86	22,876	22,450	108	318	0.47	1.86
7	155,129	153,120	(1) 120	1,889	0.08	1.30	124,283	122,898	78	1,307	0.06	1.11	30,846	30,222	42	582	0.14	2.02
12	183,129	181,014	(3) 76	2,039	0.04	1.15	143,903	142,415	42	1,446	0.03	1.03	39,226	38,599	34	593	0.09	1.60
17	207,542	204,983	45	2,514	0.02	1.23	167,050	165,077	18	1,955	0.01	1.18	40,492	39,906	27	559	0.07	1.45
22	223,557	219,516	(6) 43	3,998	0.02	1.81	188,420	185,049	24	3,347	0.01	1.79	35,137	34,467	19	651	0.05	1.91
27	250,179	244,755	(4) 108	5,316	0.04	2.17	216,008	211,444	59	4,505	0.03	2.11	34,171	33,311	49	811	0.14	2.52
28	247,787	242,119	(5) 48	5,620	0.02	2.29	212,800	207,951	35	4,814	0.02	2.28	34,987	34,168	13	806	0.04	2.34
29	245,878	240,197	(6) 56	5,625	0.02	2.31	212,050	207,324	49	4,677	0.02	2.23	33,828	32,873	7	948	0.02	2.82
30	252,974	247,712	(4) 103	5,159	0.04	2.08	217,979	213,480	84	4,415	0.04	2.06	34,995	34,232	19	744	0.05	2.18
令和元年	239,745	234,337	(1) 113	5,295	0.05	2.26	207,943	203,235	99	4,609	0.05	2.26	31,802	31,102	14	686	0.04	2.20

(注) 1 延べ人員である。

2 () 内は職権により発付された人員で外数である。

3 令和元年は速報値である。

第20表 勾留請求と勾留状の発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 27~令和元年) 一簡裁・地裁

裁判所区分 年次	総 数						簡 裁						地 裁					
	請求 (A)	発付 (B)	却下 (C)	取下げ (D)	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請求 (D)	発付 (E)	却下 (E)	取下げ (F)	$\frac{E}{D}$ %	$\frac{E+F}{D}$ %	請求 (G)	発付 (H)	却下 (H)	取下げ (I)	$\frac{H}{G}$ %	$\frac{H+I}{G}$ %
昭和 55 年	93,291	(5,298) 92,362	899	30	0.96	1.00	47,789	(789) 47,554	219	16	0.46	0.49	45,502	(4,509) 44,808	680	14	1.49	1.53
60	103,753	(5,692) 103,344	388	21	0.37	0.39	52,275	(723) 52,154	108	13	0.21	0.23	51,478	(4,969) 51,190	280	8	0.54	0.56
平成 2 年	76,914	(3,826) 76,525	378	11	0.49	0.51	42,700	(534) 42,614	76	10	0.18	0.20	34,214	(3,292) 33,911	302	1	0.88	0.89
7	90,977	(4,076) 90,664	287	26	0.32	0.34	47,168	(435) 47,092	66	10	0.14	0.16	43,809	(3,641) 43,572	221	16	0.50	0.54
12	122,916	(5,585) 122,354	549	13	0.45	0.46	62,533	(561) 62,427	94	12	0.15	0.17	60,383	(5,024) 59,927	455	1	0.75	0.76
17	152,445	(5,199) 151,720	711	14	0.47	0.48	78,690	(517) 78,548	133	9	0.17	0.18	73,755	(4,682) 73,172	578	5	0.78	0.79
22	123,289	(3,281) 121,634	1,648	7	1.34	1.34	75,833	(330) 75,445	384	4	0.51	0.51	47,456	(2,951) 46,189	1,264	3	2.66	2.67
27	115,888	(3,128) 111,979	3,891	18	3.36	3.37	70,604	(201) 69,538	1,053	13	1.49	1.51	45,284	(2,927) 42,441	2,838	5	6.27	6.28
28	111,391	(2,464) 106,995	4,394	2	3.94	3.95	66,592	(142) 65,222	1,369	1	2.06	2.06	44,799	(2,322) 41,773	3,025	1	6.75	6.75
29	107,267	(2,534) 101,993	5,268	6	4.91	4.92	63,591	(151) 62,035	1,551	5	2.44	2.45	43,676	(2,383) 39,958	3,717	1	8.51	8.51
30	104,720	(2,364) 98,544	6,169	7	5.89	5.90	59,827	(137) 57,900	1,921	6	3.21	3.22	44,893	(2,227) 40,644	4,248	1	9.46	9.46
令和元年	100,379	(2,252) 94,115	6,262	2	6.24	6.24	58,049	(118) 55,936	2,111	2	3.64	3.64	42,330	(2,134) 38,179	4,151	-	9.81	9.81

(注) 1 延べ人員である。

2 () 内は職権により発付された人員で外数である。

3 令和元年は速報値である。

第21表 通常第一審における勾留、保釈請求、保釈人員及びその割合

(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27～令和元年) 一簡裁・地裁

区分 裁判所 年次	新受人員 (A)	その年中に勾留状が発付された人員 (B)	その年中に保釈が請求された人員 (C)	その年中に保釈が許可された人員 員 (D)	勾留率 B/A %	保釈請求率 C/B %	保釈率 D/B %	保釈許可率 D+E/C %
総 数	昭和55年	115,911	57,683	39,598	19,150	1,716	49.8	68.6
	60	115,899	61,693	29,301	14,224	859	53.2	47.5
	平成2年	79,850	43,922	20,814	11,008	640	55.0	47.4
	7	84,028	50,850	17,501	8,958	374	60.5	34.4
	12	109,728	67,906	18,292	8,831	282	61.9	26.9
	17	130,221	82,798	19,539	10,396	310	63.6	23.6
	22	98,551	65,125	20,809	11,741	477	66.1	32.0
	27	83,387	55,517	22,812	14,233	802	66.6	41.1
	28	78,891	51,587	23,918	15,182	1,129	65.4	46.4
	29	75,511	48,910	23,294	15,230	1,360	64.8	47.6
	30	75,225	48,190	22,534	15,493	1,468	64.1	46.8
	令和元年	72,937	46,297	23,223	14,813	1,339	63.5	50.2
簡 裁	昭和55年	26,923	13,248	4,830	2,422	49	49.2	36.5
	60	24,958	12,996	3,237	1,657	46	52.1	24.9
	平成2年	16,087	9,067	2,148	1,292	18	56.4	23.7
	7	14,884	8,947	1,623	899	10	60.1	18.1
	12	15,587	9,621	1,282	722	-	61.7	13.3
	17	18,491	11,246	1,345	759	5	60.8	12.0
	22	12,164	8,210	1,257	661	3	67.5	15.3
	27	7,821	4,936	1,379	716	10	63.1	27.9
	28	6,991	4,331	1,295	682	10	62.0	29.9
	29	6,681	4,119	1,233	678	24	61.7	29.9
地 裁	30	6,197	3,734	1,136	679	11	60.3	30.4
	令和元年	5,384	3,250	995	564	22	60.4	30.6
	昭和55年	88,988	44,435	34,768	16,728	1,667	49.9	78.2
	60	90,941	48,697	26,064	12,567	813	53.5	53.5
	平成2年	63,763	34,855	18,666	9,716	622	54.7	53.6
	7	69,144	41,903	15,878	8,059	364	60.6	37.9
	12	94,141	58,285	17,010	8,109	282	61.9	29.2
	17	111,730	71,552	18,194	9,637	305	64.0	25.4
	22	86,387	56,915	19,552	11,080	474	65.9	34.4
	27	75,566	50,581	21,433	13,517	792	66.9	42.4
	28	71,900	47,256	22,623	14,500	1,119	65.7	47.9
	29	68,830	44,791	22,061	14,552	1,336	65.1	49.3
	30	69,028	44,456	21,398	14,814	1,457	64.4	48.1
	令和元年	67,553	43,047	22,228	14,249	1,317	63.7	51.6
(注) 1 延べ人員である。								
2 「勾留状が発付された人員」とは、第一審において受理時に既に勾留されていた人員及び受理後、終局前に新たに勾留状が発付された人員をいう。								
3 保釈が請求された人員には、同一被告人に対して時を異にして保釈の請求があったときはその都度1人として計上した。								
4 勾留率は、新受人員のうち勾留状が発付された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。								
5 保釈率は、勾留状が発付された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。								
6 保釈許可率は、保釈が請求された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。								
7 令和元年は速報値である。								

第22表 準抗告事件の処理状況 (平成22年～令和元年) -地裁

事項	年次	裁判所区分	
		新受人員	原裁判又は原処分の取消し・変更のあったもの
刑訴法 429条	平成22年	7,172	1,327
	23	7,608	1,371
	24	9,016	1,577
	25	9,438	1,512
	26	9,570	1,775
	27	10,323	2,018
	28	10,868	2,115
	29	11,166	2,205
	30	13,263	2,541
	令和元年	14,643	2,832
刑訴法 430条	平成22年	87	4
	23	154	31
	24	53	9
	25	263	9
	26	78	9
	27	151	15
	28	111	9
	29	110	6
	30	102	8
	令和元年	123	5

(注) 延べ人員であり、令和元年の数値は速報値である。

第23表 医療観察処遇事件における終局区分

(平成22年～令和元年) - 地裁

区分	終局	終局区分																		
		入院・通院 (3:3条1項)							退院・入院継続 (49条又は50条)			処遇終了・ 通院期間延長 (54条又は55条)		再入院等 (59条)						
		42条1項			処遇決定 中の入院 割合		40条1項 (却下)		51条1項			56条1項		61条1項						
年次	人員	入	院	通	院	医療を行わない旨の決定	法42条 中の入院 割合 (A/ (A+B +C)) (%)	対象行為 心神喪失 を行つて 者等では ないな い	法42条 2項 (却下)	入	院	継続	退院許可	医療終了	通院期間 延長決定 等	医療終了	入	院	却	処遇終了
		(1号)	(2号)	(3号)	(A)	(B)	(C)	(1号)	(2号)	(1号)	(2号)	(3号)	(1号)	(2号)	(1号)	(2号)	(1号)	(2号)	(3号)	
総数		17,238	2,508	358	526	73.9	5	105	3	10,169	1,961	348	173	638	72	11	4	357		
平成22年	1,347	242	61	46	69.3	-	17	-	-	679	157	34	11	55	5	1	1	38		
23	1,534	269	38	72	71.0	-	13	-	-	856	145	25	10	51	14	-	1	39		
24	1,691	257	39	74	69.5	-	11	2	955	189	45	18	49	4	2	1	45			
25	1,746	267	39	59	73.2	-	14	-	1,036	166	34	26	51	9	-	-	45			
26	1,859	262	31	53	75.7	1	8	-	1,139	203	31	22	66	6	1	-	36			
27	1,916	253	33	46	76.2	-	6	-	1,141	257	45	20	65	7	-	-	43			
28	1,769	237	36	50	73.4	1	13	-	1,054	210	37	14	75	7	2	-	33			
29	1,851	268	32	48	77.0	-	5	-	1,121	208	40	16	84	6	2	-	21			
30	1,810	241	26	41	78.2	-	11	1	1,093	243	28	15	71	5	2	-	33			
令和元年	1,715	212	23	37	77.9	2	7	-	1,095	183	29	21	71	9	1	1	24			

(注) 1 實人員である。

2 1人で複数の終局区分がある場合には、最も左にある区分のみに計上した。

3 「その他」は、入院・通院の申立て以外の申立てにおける却下（法51条2項、法56条2項及び61条2項）のほか、移送や取下げである。

4 令和元年の数値は速報値である。

裁判員裁判の実施状況について（制度施行～令和2年2月末・速報）

目 次

表 1 罪名別の新受人員の推移	1
表 2 庁別の新受人員、終局人員及び未済人員の推移	2
表 3 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員	4
表 4 裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・補充裁判員の数の推移	5
表 5 平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移（自白否認別）	6
表 6 公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）	6
表 7 平均実審理期間及び平均開廷回数の推移（自白否認別）	7
表 8 平均取調べ証人数の推移（自白否認別）	8
表 9 平均評議時間の推移（自白否認別）	9

裁判員裁判の実施状況について(制度施行～令和2年2月末・速報)

表1 罪名別的新受人員の推移

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年 (2月末)
総数	15,010	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393	1,333	1,077	1,122	1,090	1,133	162
強盗致傷	3,490	295	468	411	329	342	321	290	224	253	281	222	54
殺人	3,286	270	350	371	313	303	302	303	255	278	250	255	36
現住建造物等放火	1,464	98	179	167	128	141	136	162	124	105	115	100	9
覚せい剤取締法違反	1,360	90	153	173	105	105	129	58	67	102	96	252	30
傷害致死	1,256	70	141	169	146	136	131	107	103	96	82	71	4
(準)強制わいせつ致死傷	1,149	58	105	105	109	133	131	111	115	90	104	77	11
(準)強制性交等致死傷	1,022	88	111	137	124	121	91	104	75	65	47	55	4
強盗・強制性交等	516	61	99	83	59	57	36	34	20	21	24	18	4
強盗致死(強盗殺人)	358	51	43	37	37	37	27	35	22	19	23	21	6
偽造通貨行使	252	34	60	30	34	12	4	20	7	13	18	20	-
危険運転致死	220	13	17	20	27	21	23	28	28	18	7	16	2
通貨偽造	127	14	18	20	19	17	4	8	6	11	5	5	-
銃刀法違反	110	13	5	3	4	10	10	15	10	16	16	7	1
保護責任者遺棄致死	82	7	9	12	4	5	7	5	6	10	11	6	-
集團(準)強姦致死傷	79	13	2	17	6	9	17	8	1	4	2	-	-
逮捕監禁致死	63	4	18	21	1	4	3	2	1	5	4	-	-
組織的犯罪処罰法違反	55	6	5	-	-	3	14	18	1	7	-	1	-
麻薬特例法違反	31	1	5	3	2	1	1	11	3	2	1	1	-
爆発物取締罰則違反	17	6	-	-	5	2	-	2	1	1	-	-	-
身の代金拐取	11	-	3	-	1	1	1	-	3	1	-	1	-
麻薬取締法違反	10	1	3	1	2	2	-	-	-	-	-	1	-
拐取者身の代金取得等	6	-	-	-	-	-	-	2	1	-	2	1	-
その他	46	3	3	5	2	3	5	10	4	5	2	3	1

(注) 1 延べ人員である。

2 受理後の罰則の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。

3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。

4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

5 「(準)強制わいせつ致死傷」は、監護者わいせつ致死傷を含む。

6 「(準)強制性交等致死傷」は、監護者性交等致死傷及び平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷を含む。

7 「強盗・強制性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦を含む。

8 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条に規定する罪である。

9 「銃刀法」は、「銃砲刀剣類所持等取締法」の略である。

10 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

11 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

12 「麻薬取締法」は、「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。

13 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

14 速報値である。

表2 庁別的新受人員、終局人員及び未済人員の推移

	累計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年			平成27年			平成28年			平成29年			平成30年			令和元年			令和2年(2月末)			
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済							
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済							
总数	13,889	12,352	937	1,142	148	994	1,591	1,530	1,055	1,624	1,568	1,111	1,344	1,526	929	1,329	1,415	843	1,291	1,220	914	1,180	1,206	888	1,008	1,127	769	1,071	993	847	1,057	1,038	866	1,099	1,021	944	153	160	937	
東京地裁本庁	1,417	1,257	160	98	9	89	149	138	100	138	136	102	120	132	90	119	137	72	127	111	88	104	102	90	86	97	79	139	99	119	129	141	107	188	129	166	20	26	160	
東京地裁立川支部	367	345	22	43	4	39	51	54	36	46	40	42	31	48	25	39	38	26	30	35	21	18	21	18	22	20	20	28	24	24	40	33	31	14	27	18	5	1	22	
横浜地裁本庁	639	592	47	41	3	38	82	65	55	88	84	59	59	81	37	62	61	38	54	51	41	58	57	42	48	58	32	34	35	31	58	39	50	46	54	42	9	4	47	
横浜地裁小田原支部	116	112	4	9	2	7	9	12	4	20	12	12	6	14	4	14	8	10	14	18	6	12	15	3	7	6	5	10	9	6	10	9	7	4	8	3	1	-	4	
仙台地裁本庁	672	636	36	59	7	52	74	68	58	67	77	48	91	79	60	55	77	38	71	58	51	63	64	50	63	56	47	40	61	26	34	34	26	47	35	38	8	10	36	
千葉地裁本庁	1,467	1,336	131	115	14	101	175	143	133	194	202	125	118	166	77	128	128	77	149	121	105	102	136	71	97	92	76	115	85	106	99	120	85	158	107	136	17	22	131	
水戸地裁本庁	317	288	29	22	1	21	38	48	11	29	25	15	28	29	14	27	27	14	27	24	17	34	25	26	24	32	18	34	22	30	22	27	25	23	27	7	5	29		
宇都宮地裁本庁	209	206	3	16	1	15	26	26	15	26	26	15	23	26	12	36	30	18	19	23	14	16	18	12	10	16	6	13	12	7	18	12	13	6	14	5	-	2	3	
前橋地裁本庁	205	197	8	21	1	20	22	33	9	24	20	13	31	29	15	9	17	7	15	12	10	12	13	9	18	17	10	20	17	13	20	21	12	13	15	10	-	2	8	
静岡地裁本庁	82	80	2	4	-	4	8	9	3	12	8	7	10	10	7	5	7	5	8	9	4	9	9	4	5	5	4	13	7	10	4	11	3	3	4	2	1	1	2	
静岡地裁沼津支部	110	106	4	11	2	9	13	14	8	16	13	11	11	16	6	8	7	7	16	7	16	7	11	12	7	13	6	10	9	7	3	9	1	8	5	4	-	-	4	
静岡地裁浜松支部	89	82	7	5	1	4	8	6	6	8	7	7	9	11	5	10	7	8	10	11	7	9	7	9	9	11	7	7	9	5	7	4	8	6	7	7	1	1	7	
甲府地裁本庁	108	105	3	8	2	6	10	9	7	15	12	10	12	16	6	9	12	3	11	9	5	4	9	-	9	6	3	7	6	4	12	8	8	11	15	4	-	1	3	
長野地裁本庁	84	77	7	11	-1	10	12	14	8	10	11	7	8	12	3	4	4	3	10	6	7	5	8	4	1	1	11	6	6	3	8	1	9	2	8	-	1	7		
長野地裁松本支部	66	61	5	7	1	6	9	7	8	7	11	4	6	6	4	7	8	3	6	7	2	2	2	5	3	4	9	4	9	3	8	4	5	4	5	-	5			
新潟地裁本庁	122	112	10	7	-	7	17	17	7	20	14	13	10	16	7	8	12	3	12	9	6	8	9	5	6	9	2	11	6	7	9	9	7	13	9	11	1	2	10	
大阪地裁本庁	1,207	1,120	87	108	12	96	119	126	89	130	113	106	123	123	105	122	134	94	107	120	81	113	103	91	82	112	61	90	85	66	97	81	92	100	94	88	16	17	87	
大阪地裁明石支部	305	290	15	29	1	28	43	38	33	42	41	34	31	41	24	35	37	22	22	28	16	20	21	15	27	23	19	17	23	13	17	20	10	20	16	14	2	1	15	
京都地裁本庁	269	254	15	20	3	17	35	22	30	28	35	23	40	29	34	27	36	25	28	31	22	16	23	15	20	20	15	16	15	16	16	17	15	21	18	2	5	15		
神戸地裁本庁	417	391	26	31	4	27	52	48	31	36	43	24	24	38	30	47	43	34	30	39	25	43	42	26	21	33	14	35	28	22	39	33	38	28	37	19	10	3	26	
神戸地裁姫路支部	118	112	6	20	1	19	12	19	12	9	14	7	7	9	5	10	6	9	7	9	7	14	7	14	6	14	6	12	11	7	11	8	10	7	10	7	3	4	6	
奈良地裁本庁	112	108	4	9	4	5	11	7	9	13	11	11	17	18	10	6	8	8	12	10	10	15	13	12	5	10	7	8	10	9	6	6	6	-	2	4				
大分地裁本庁	112	108	14	18	6	12	10	12	10	17	18	9	16	14	11	15	17	9	6	10	5	14	8	11	7	11	7	14	13	8	10	9	6	6	6	-	2	4		
和歌山地裁本庁	153	139	14	18	2	8	19	18	9	11	11	9	7	7	9	12	11	10	8	6	12	4	10	6	10	4	12	7	9	10	6	9	7	3	4	1	7			
名古屋地裁本庁	605	568	37	63	4	59	67	74	52	88	77	63	53	73	43	38	43	38	64	49	53	53	63	43	62	56	49	35	57	27	32	29	30	45	39	36	5	4	37	
名古屋地裁岡崎支部	193	186	7	13	1	12	21	18	15	25	-21	19	25	25	19	16	28	7	26	11	22	17	31	8	15	20	3	10	5	8	12	9	11	14	15	7	2	7	-	7
津地裁本庁	146	140	6	7	1	6	16	12	10	25	15	20	19	24	15	14	20	9	12	13	8	12	12	8	5	8	15	11	9	8	11	6	13	10	9	-	3	6		
岐阜地裁本庁	192	173	19	17	4	13	25	21	17	-18	23	12	-15	19	8	30	19	19	13	22	10	21	15	16	7	9	11	5	10	7	8	25	10	23	2	6	19			
福井地裁本庁	66	64	2	3	1	2	7	4	5	12	7	10	4	10	4	4	7	1	9	6	4	10	6	8	5	7	6	3	8	1	6	2	5	3	6	2	-	-	2	
金沢地裁本庁	72	70	2	7	-	7	10	8	9	10	11	8	7	11	4	7	8	3	3	5	1	8	1	8	3	9	2	5	3	4	8	5	7	3	8	2	1	1	2	
富山地裁本庁	57	50	7	1	1	-	10	7	3	8	4	7	5	9	3	7	5	5	1	5	1	3	3	1	5	1	5	5	6	4	8	1	2	7	-	2	7			

裁判員裁判の実施状況について(制度施行～令和2年2月末・速報)

	累計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年			平成27年			平成28年			平成29年			平成30年			令和元年			令和2年(2月末)			
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済							
広島地裁本庁	291	277	14	23	4	19	36	24	31	33	34	30	29	36	23	39	31	31	23	36	18	34	28	24	16	22	18	16	22	12	28	9	31	14	27	18	-	4	14	
山口地裁本庁	99	96	3	7	2	5	8	11	2	11	5	8	15	15	8	5	8	5	4	6	7	8	5	6	8	3	14	13	4	12	10	6	8	11	3	1	1	3		
岡山地裁本庁	210	193	17	13	3	10	27	16	21	27	29	19	11	21	9	26	21	14	26	20	20	11	19	12	19	17	14	15	17	12	15	18	9	17	11	15	3	1	17	
鳥取地裁本庁	35	33	2	5	2	3	2	3	2	4	3	3	2	1	4	1	4	5	6	3	6	5	4	3	4	3	-	2	1	2	4	4	2	-	-	2				
松江地裁本庁	30	29	1	3	1	2	1	2	1	4	3	2	4	4	2	5	4	3	4	5	2	1	3	4	-	1	-	1	1	1	1	3	3	1	-	-	1			
福岡地裁本庁	527	460	67	43	5	38	61	64	35	56	56	35	34	46	23	36	43	16	54	38	32	44	46	30	52	29	53	57	37	73	38	50	61	40	41	60	12	5	67	
福岡地裁小倉支部	202	197	5	10	-	10	17	22	5	14	14	-5	18	11	12	22	21	13	34	-23	24	27	35	16	22	25	13	17	18	12	14	17	9	3	10	2	4	1	5	
佐賀地裁本庁	73	73	-	7	1	6	5	9	2	8	6	4	11	10	5	13	14	4	9	6	7	3	8	2	11	5	8	5	9	4	1	5	-	-	-	-				
長崎地裁本庁	72	70	2	14	2	12	6	15	3	8	5	6	8	11	3	7	7	3	7	7	3	4	3	4	3	5	2	7	3	6	6	5	7	2	7	2	-	2		
大分地裁本庁	96	94	2	6	1	5	13	11	7	16	17	6	15	12	9	11	17	3	8	7	4	8	7	5	4	6	3	4	4	3	8	6	5	3	6	2	-	2		
熊本地裁本庁	129	125	4	13	4	9	13	17	5	20	11	14	12	18	8	19	19	8	8	11	5	9	7	7	8	6	11	9	8	12	9	11	5	12	4	-	-	4		
鹿児島地裁本庁	170	161	9	19	3	15	17	20	13	29	26	16	6	20	2	22	12	12	20	16	16	11	18	9	13	12	10	8	11	7	7	9	5	16	12	9	2	2	9	
宮崎地裁本庁	86	83	3	6	2	4	9	9	4	11	8	7	14	12	9	2	9	2	14	4	12	3	11	4	7	6	5	7	5	8	7	6	5	8	3	-	-	3		
宮崎地裁本庁	192	180	12	15	1	14	18	24	8	16	19	5	11	13	3	16	12	7	20	16	11	29	17	23	18	28	13	17	17	13	9	17	5	22	13	14	1	3	12	
仙台地裁本庁	175	171	4	18	6	12	-28	29	11	26	17	20	13	21	12	16	21	7	8	10	5	17	11	11	15	15	11	12	16	7	13	14	6	8	10	4	1	1	4	
福島地裁本庁	65	62	3	2	1	1	7	4	4	16	16	4	2	4	2	4	3	3	7	9	1	7	7	1	7	5	3	8	9	2	2	3	1	3	1	-	3			
福島地裁郡山支部	119	117	2	14	2	12	24	21	15	11	22	4	10	7	7	9	11	5	7	11	1	11	-4	8	12	11	9	7	11	5	10	10	5	4	7	2	-	2		
山形地裁本庁	77	73	4	5	1	4	10	8	6	9	11	4	15	5	14	10	17	7	3	7	3	6	3	6	6	8	4	8	6	6	-6	-5	1	4	-	4				
盛岡地裁本庁	52	50	2	2	-	2	6	4	4	7	6	5	5	6	4	10	9	5	2	5	2	4	3	3	3	3	2	4	1	5	4	2	6	3	5	-	3	2		
秋田地裁本庁	67	65	2	3	1	2	5	3	4	4	4	4	8	7	5	7	7	5	6	7	4	7	5	6	7	5	6	6	5	11	7	9	4	10	3	-	1	2		
青森地裁本庁	118	106	12	7	2	5	23	17	11	-11	15	7	23	13	17	9	19	7	4	9	2	10	6	6	3	7	2	6	3	5	9	5	9	12	1	1	12			
札幌地裁本庁	318	305	13	30	4	26	39	35	30	37	23	25	34	14	39	28	25	24	29	20	30	28	22	23	31	14	14	21	7	36	24	19	27	31	15	1	3	13		
函館地裁本庁	56	54	2	2	-	2	6	5	3	7	7	3	6	6	3	7	8	2	4	2	4	6	6	4	8	7	5	4	6	3	3	3	4	2	-	-	2			
旭川地裁本庁	60	60	-	6	-	5	6	6	5	4	8	1	7	4	4	4	7	1	4	4	1	8	7	2	8	3	7	3	6	4	11	9	6	-	6	-	-			
釧路地裁本庁	74	72	2	2	-	2	6	3	5	12	11	6	12	10	8	11	15	4	1	5	-	11	5	6	7	8	5	4	6	3	4	6	1	4	3	2	-	2		
高松地裁本庁	127	122	5	7	1	6	19	18	7	16	13	10	13	16	7	10	-13	4	19	14	9	9	10	8	10	13	5	11	11	5	4	7	2	9	5	6	-	1	5	
徳島地裁本庁	93	86	7	7	2	5	5	7	3	7	8	2	7	7	2	10	8	4	7	7	4	11	6	9	8	12	5	9	7	7	7	12	9	10	8	12	6	2	1	7
高知地裁本庁	69	64	5	13	1	12	3	14	1	6	5	2	3	4	1	8	5	4	7	6	5	7	8	4	6	8	2	7	4	5	4	6	3	5	2	6	-	1	5	
松山地裁本庁	126	125	1	8	2	6	11	12	5	9	10	4	21	10	15	18	23	-10	24	21	13	13	-19	7	7	10	4	8	7	5	4	7	2	2	4	-	1	-	1	

(注) 1 実人員である。

2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

3 訴因変更により裁判員裁判対象事件となった事件は、訴因変更決定日ではなく、起訴日をもって新受領の当該箇所に計上した。

4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

5 概数である。

裁判員裁判の実施状況について(制度施行～令和2年2月末・速報)

表3 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員

(注) 1 対人員である

2 「その他」は、免訴、公訴棄却、移送（少年法 55 条による家続移送を除く）等である。

3 未遂处罚規定のある罪名については、未遂のものを含む

4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は廃止認定を、無罪、その他の場合は終局時ににおいて当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名（裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いものを、それぞれ計上）。

5 認定罪名と認定罪名が異なる場合は各認定の実質的範囲のうちにおいては、判決が認定された事件の罪名に照らして認定をなす。

6. 駐車場についての「州の一部執行規則が干已被された人員はない。」
 7. 「麻薬特別法例」は、「国際的な努力の下に規制規制に係る下正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に附する法律」の略である。
 8. 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪である。
 9. 「危険運転致死」の「死傷」は、死傷の程度を問わないが、死傷の程度を問うる場合は「死傷」の代わりに「死傷の程度」を用いる。
 10. 「死傷」は、死傷の程度を問うる場合は「死傷の程度」を用いる。

「筋力法」は、「筋肉対抗所持取筋法」の略である。

10 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び更正のための特別の法律」、11 「麻薬取締法」は、「麻薬及び向精神薬取締法」の略称である。

「麻薬及び向精神薬取扱法」の略である。

12 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の罰則及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。

平成25年法律第86号による改正前後の刑法211条2項及び自動車の運転により人を死に至らしめたる場合の罰則の規定を記す。

14 「危険運送取扱」は、自己車の運送により車を死傷させる行為等の处罚に關する法律に規定する用語である。
15 陪審員法 2 条 1 項の除外規定があつたものを除く。

裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く

16 機械的機械的に回す事例を取扱う部又は支部以外の部又は支部に専門化され、当該部の管轄区域を取扱区域とする本部又は支部に回付された人員を除く
17 通常従事である。

... 這就是我的夢。

表4 裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・
補充裁判員の数の推移

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年 (2月末)
イ	裁判員候補者名簿記載者数	3,130,406	295,036	344,900	315,940	285,530	259,200	236,500	233,800	229,200	233,600	230,600	233,300	232,800
ロ	名簿使用率(%) (「ハ」/「イ」)	42.0	4.5	36.7	41.7	47.5	52.2	52.0	56.8	55.8	51.4	55.3	50.9	9.3
ハ	選任された裁判員候補者数	1,314,305	13,423	126,465	131,880	135,535	135,207	123,059	132,831	127,811	120,187	127,490	118,754	21,663
ニ	調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数	390,982	3,785	32,245	37,771	38,488	39,666	36,755	40,755	39,485	36,011	39,703	38,578	7,740
ホ	期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者数 (「ハ」-「ニ」)	923,323	9,638	94,220	94,109	97,047	95,541	86,304	92,076	88,326	84,176	87,787	80,176	13,923
ヘ	質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数	419,773	3,185	34,147	37,756	42,443	43,451	40,351	43,806	41,563	41,707	44,907	39,523	6,934
ト	選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数 (「ホ」-「ヘ」)	503,550	6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	45,953	48,270	46,763	42,469	42,680	40,653	6,989
チ	選任手続期日に出席した裁判員候補者数	362,261	5,415	48,422	44,150	41,543	38,527	32,833	32,598	30,313	27,152	28,961	27,874	4,473
リ	出席率(%) (「チ」/「ハ」)	27.6	40.3	38.3	33.5	30.7	28.5	26.7	24.5	23.7	22.6	22.7	23.5	20.6
リ	(「チ」/「ト」)	71.9	83.9	80.6	78.3	76.1	74.0	71.4	67.5	64.8	63.9	67.5	68.6	64.0
ヌ	選任手続期日当日に辞退等により不選任決定がされた裁判員候補者数	96,744	1,326	11,850	11,308	10,933	11,055	9,321	9,150	8,324	7,528	7,498	7,299	1,152
ル	(a) 辞退が認められた裁判員候補者の総数	827,926	7,134	66,977	77,909	83,426	85,615	79,288	86,201	82,647	79,284	85,484	79,241	14,720
ル	(b) 辞退率(%) (「ル(a)」/「ハ」)	63.0	53.1	53.0	59.1	61.6	63.3	64.4	64.9	64.7	66.0	67.1	66.7	67.9
ヲ	くじの母数となった候補者数に、理由なし不選任数を加えたもの	310,687	4,802	42,559	38,274	35,785	32,586	27,703	27,554	25,678	22,954	24,853	24,044	3,895
ワ	選任された裁判員の数	73,022	838	8,673	8,816	8,633	7,937	6,938	6,768	6,363	5,536	5,905	5,718	897
カ	選任された補充裁判員の数	24,800	346	3,067	2,988	2,906	2,622	2,333	2,293	2,140	1,896	1,989	1,919	301

(注) 1 「イ」は刑事局の集計結果であり、平成29年以降は、実際には裁判員候補者に選ばれない18歳及び19歳の者が含まれる。なお、18歳及び19歳の者については、名簿開設後直ちに消去されるため「ハ」には含まれない。

2 「ハ」ないし「ヲ」は延べ人員であり、速報値である。

3 「ニ」及び「ト」には、辞退が認められたものほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置又は呼出取消しがされたものが含まれ、更に前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。

4 「ト」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれる。

5 「ヌ」には、理由あり不選任決定(裁判員法34条4項)、辞退による不選任決定(同法34条7項)、理由なし不選任決定(同法36条)及び質問なし不選任決定(同規則35条2項、3項)がされたものを含み、くじ等による不選任決定(同法37条3項)がされたものは含まない。

6 「ル(a)」のうち、平成21年及び平成22年の人数には、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。

7 「リ」及び「カ」は実人員であり、概数である。

8 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。

9 「ト」は、判決人員(累計12,701人、平成21年142人、平成22年1,506人、平成23年1,525人、平成24年1,500人、平成25年1,387人、平成26年1,202人、平成27年1,182人、平成28年1,104人、平成29年966人、平成30年1,027人、令和元年1,001人、令和2年159人)1人当たりの平均である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

裁判員裁判の実施状況について(制度施行～令和2年2月末・速報)

表5 平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年(2月末)	
総数		判決人員	12,701	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	1,027	1,001	159
		平均審理期間(月)	9.2	5.0	8.3	8.9	9.3	8.9	8.7	9.2	10.0	10.1	10.1	10.3	10.6
		公判前整理手続期間の平均(月)	7.1	2.8	5.4	6.4	7.0	6.9	6.8	7.4	8.2	8.3	8.2	8.5	8.9
		公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.1	2.2	2.9	2.5	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	1.8	1.9	1.8	1.7
自白		判決人員	6,841	114	970	885	806	725	644	623	568	449	496	491	70
		平均審理期間(月)	7.4	4.8	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	7.4	8.0	7.9	7.7	7.9	8.5
		公判前整理手続期間の平均(月)	5.5	2.8	4.6	5.0	5.2	5.4	5.4	5.8	6.5	6.4	6.1	6.4	6.8
		公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	1.9	2.0	2.8	2.3	2.0	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.6	1.5	1.7
否認		判決人員	5,860	28	536	640	694	662	558	559	536	517	531	510	89
		平均審理期間(月)	11.4	5.6	9.8	10.9	11.7	10.9	10.6	11.2	12.1	12.1	12.3	12.5	12.3
		公判前整理手続期間の平均(月)	9.0	3.1	6.8	8.3	9.1	8.5	8.5	9.1	10.1	10.0	10.0	10.5	10.6
		公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.4	2.5	3.0	2.6	2.6	2.4	2.1	2.1	2.0	2.1	2.3	2.0	1.7

(注) 1 判決人員は実人員である。

2 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰則の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。

3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

5 速報値である。

表6 公判前整理手続期間(公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで) 別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間(自白否認別)

判決人員		公判前整理手続期間															平均公判前整理手続期間
		15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年3月以内	1年6月以内	1年9月以内	2年以内	2年3月以内	2年6月以内	2年9月以内	3年以内	
総数	12,533	-	7	235	886	5,316	3,170	1,541	748	308	132	84	43	23	16	7	17.1月
自白	6,738	-	6	204	783	3,740	1,392	395	142	46	13	12	3	2	-	-	-5.5月
否認	5,795	-	1	31	103	1,576	1,778	1,146	606	262	119	72	40	21	16	7	17.9.0月

(注) 1 実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰則の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を含まないため、判決人員は他の表と異なる。

3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

5 速報値である。

裁判員裁判の実施状況について(制度施行～令和2年2月末・速報)

表7 平均実審理期間及び平均開廷回数の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年 (2月末)
総数	判決人員	12,701	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	1,027	1,001	159
	平均実審理期間(日)	8.3	3.7	4.9	6.2	7.4	8.1	8.2	9.4	9.5	10.6	10.8	10.5	11.1
	平均開廷回数(回)	4.5	3.3	3.8	4.1	4.5	4.5	4.5	4.7	4.6	4.9	4.8	4.8	4.8
自白	判決人員	6,841	114	970	885	806	725	644	623	568	449	496	491	70
	平均実審理期間(日)	5.7	3.5	4.0	4.5	5.0	5.8	5.9	6.2	6.7	7.2	7.3	6.8	7.2
	平均開廷回数(回)	3.7	3.2	3.5	3.6	3.7	3.8	3.8	3.8	3.8	3.9	3.9	3.8	3.8
否認	判決人員	5,860	28	536	640	694	662	558	559	536	517	531	510	89
	平均実審理期間(日)	11.3	4.7	6.6	8.5	10.1	10.5	10.8	13.0	12.6	13.5	14.0	14.1	14.2
	平均開廷回数(回)	5.4	3.7	4.4	4.9	5.5	5.4	5.3	5.6	5.6	5.8	5.7	5.7	5.6

(注) 1 判決人員は実人員である。

2 実審理期間は、第1回公判期日から終局（判決宣告）までの期間であり、審理等が行われなかつた日や土日祝日を含む。最長のものは207日であり、最短のものは2日である。

なお、次の事件は、(1)～(3)の方法により算出した。

(1) 区分審理を行つたものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。

(2) 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があつたため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。

(3) 東日本大震災の影響等で公判期日が延期され、裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。

3 開廷回数には、裁判官のみで行われた公判の回数を含む。

4 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があつたものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があつたものを含まない。

5 裁判員法3条1項の除外決定があつたものを除く。

6 速報値である。

表8 平均取調べ証人数の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年(2月末)	
総数		判決件数	11,918	138	1,423	1,442	1,415	1,294	1,131	1,104	1,037	900	958	931	145
		取調べ証人実人数	2.8	1.6	2.1	2.3	3.0	2.9	2.9	3.0	3.1	3.1	3.1	2.9	3.0
		検察官請求証人数	1.8	0.7	1.1	1.3	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	2.2	2.2	2.0	2.1
		弁護人側請求証人数	1.2	1.1	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2
自白		判決件数	6,364	110	905	818	753	662	602	579	532	417	463	459	64
		取調べ証人実人数	1.7	1.4	1.5	1.5	1.8	1.9	1.9	2.0	1.9	1.9	1.8	1.7	1.7
		検察官請求証人数	0.7	0.5	0.4	0.4	0.8	0.8	1.0	1.0	0.9	0.9	0.8	0.7	0.8
		弁護人側請求証人数	1.2	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.2	1.1	1.1
否認		判決件数	5,554	28	518	624	662	632	529	525	505	483	495	472	81
		取調べ証人実人数	4.0	2.4	3.3	3.4	4.3	4.1	4.1	4.2	4.3	4.2	4.4	4.1	4.0
		検察官請求証人数	3.1	1.2	2.3	2.5	3.4	3.1	3.2	3.3	3.4	3.3	3.6	3.2	3.1
		弁護人側請求証人数	1.3	1.3	1.3	1.2	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.3	1.2

- (注) 1 裁判員の参加した合議体により審理終局した事件ごとの件数建てである。
 2 証人の数は、相被告人のみの関係で取り調べた証人を含む。
 3 双方請求の場合には、「検察官請求証人数」及び「弁護人側請求証人数」に重複して計上した。
 4 「取調べ証人実人数」には、職権で取り調べた証人を含む。
 5 判決件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 6 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 7 概数である。

裁判員裁判の実施状況について(制度施行～令和2年2月末・速報)

表9 平均評議時間の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年 (2月末)
総数	判決人員	12,701	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	1,027	1,001	159
	平均評議時間(分)	659.2	397.0	504.4	564.1	619.8	630.1	674.9	719.6	731.9	760.3	778.3	768.2	755.4
自白	判決人員	6,841	114	970	885	806	725	644	623	568	449	496	491	70
	平均評議時間(分)	510.9	377.3	438.7	468.4	475.2	498.1	532.2	541.9	560.1	580.3	583.9	567.5	581.1
否認	判決人員	5,860	28	536	640	694	662	558	559	536	517	531	510	89
	平均評議時間(分)	832.3	477.3	623.4	696.3	787.7	774.6	839.6	917.7	914.1	916.6	959.8	961.5	892.4

(注) 1 判決人員は実人員である。

2 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。

3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

5 速報値である。

(令和2年7月)
令和2年度実務協議会（夏季）資料

家庭裁判所の現状と課題



最高裁判所事務総局家庭局

はじめに

家庭裁判所は、家庭や家族に係る紛争や、少年の非行について、その背後にある原因を探りながら、それぞれの事案に応じた適切妥当な措置を講じ、将来を展望した解決を図るという理念に基づき、昭和24年1月1日に創設された。

その基本的役割は創設から70年余を経ても変わることはないが、社会状況や価値観の変化の中で、家庭裁判所に求められる具体的な役割もまた変化してきており、家庭裁判所は、その変化を踏まえつつ、上記の理念の実現に向けて的確に対応していくことが求められている。

本資料は、こうした家庭裁判所の現状及び課題をコンパクトにまとめたものである。

家庭裁判所は今年で創設70周年を迎えます。その間の歩みの中で、裁判所に持ち込まれる事件には常にその時々の社会経済情勢や人々の家族観・価値観が反映されてきましたが、近時における家族や社会の在りようの変化にはとりわけ目を見張るものがあり、家事事件は、当事者間の対立が先鋭化するなどして解決が困難な事案が増えてきています。少年事件においても、調査や処遇判断に困難を覚える事件が少なくありません。また、こうした変化に伴い、家庭裁判所が社会で果たすべき役割も、それに応じて大きく変わりつつあります。成年後見制度については、成年後見制度利用促進基本計画を受けて、市町村をはじめとする関係機関との間で連携に向けた協議が進められています。裁判所としては、引き続き個々の事件処理における運用の改善に向けた努力を尽くしていく一方で、計画の目指す地域連携ネットワークの構築へ向けて、関係機関とも協力していかなければなりません。各職種がそれぞれの果たすべき役割を改めて検討し、関係機関との連携を強化するなどして、家庭裁判所としての機能を一層充実させていくことが求められます。

(平成31年最高裁判所長官「新年のことば」より)

第1 家裁の事件の概況

1 家事事件等の概況

令和元年の家事事件及び人事訴訟等事件の新受総件数は109万1,803件であり、この10年間で約34%増となっている。このうち家事審判事件は90万7,799件（10年間で約43%増）、家事調停事件は13万6,358件（同約3%減）で、これらが全体の約96%を占めている。家裁は、これまでも社会経済情勢の変化に対応し、事務処理の態勢や方式を工夫、改善してきたが、家事事件手続法（以下「家事法」という。）の趣旨やその背景にある国民のニーズを踏まえて、事件の種別を問わず、更に取組を深化させる必要がある。

（1）家事審判事件の概況

家事審判事件の約98%を占める別表第一審判事件の新受件数については、増加傾向が続いている。特に成年後見関係事件の増加が著しい。他方、別表第二審判事件の新受件数については、近年増加傾向にあつたが、平成25年以降、緩やかな減少傾向にある。もっとも、子の監護に関する処分事件は、平成25年以降もおおむね増加傾向にある。

（2）家事調停事件の概況

家事調停事件の新受件数は、平成19年から平成24年まではおおむね増加傾向にあつたが、平成25年以降、高止まり状態にあり、令和元年も高水準にある。

（3）人事訴訟事件の概況

人事訴訟事件の新受件数は、平成16年4月に家裁へ移管された後、平成24年に最も多くなったが、平成25年以降は減少傾向にある。

（4）子の返還申立事件の概況

子の返還申立事件の新受件数は、平成26年（ただし、施行された4月以降）は9件、平成27年は26件、平成28年は25件、平成29年は12件、平成30年は27件、令和元年は16件であった。

2 少年事件の概況

少年保護事件の新受人員は、平成14年以降減少しており、令和元年は、5万6,408人（前年比約13%減。10年間で約63%減）となっている。この減少傾向は、少年人口の減少が一つの要因と考えられるが、新受人員は、少年人口の減少割合以上に減少している。

事件種別で見ると、交通関係事件は一貫して減少しており、令和元年は2万4,426人（前年比約1.5%減）となった。これは、10年前と比べると約60%減少したことになる。また、同様に一般事件も減少しており、令和元年は3万1,982人（前年比約11%減）となった。一方、

凶悪犯（殺人、放火、強盗及び強制性交等）は、平成24年から平成29年までは減少傾向にあったが、平成30年に一旦増加に転じた後、令和元年は406人（同約12%減）となった。

個別の事件を見ると、社会的関心を集める重大事件や、資質や家庭等の環境に根深い問題を抱えた少年の事件が少なくない。複雑多様な事件について、適正な事件処理が求められているといえる。

第2 家事事件関係

1 家事法の下における家事事件の処理に関する運用上検討すべき事項

（1）家事法施行の意義

平成25年1月に施行された家事法は、家族をめぐる社会状況や国民の法意識の変化を背景に、当事者間の利害の対立が先鋭化し、解決困難な紛争が増加しているという家事事件を取り巻く現状にふさわしい法的紛争解決手続を実現しようとするものであり、家事事件の手続を現代社会の要請に合致したものとするため、当事者等の手続保障に資する規定を拡充するなどし、また、手続をより利用しやすくするための制度を新設するなどしている。

家事法の下における家事事件の処理に当たっては、法の規定を遵守することは当然のことであるが、裁判官を始めとする各職員が、家事法が制定された背景をしっかりと理解した上、家事法の趣旨に則った運用の実現に努めることが求められている。

（2）家事法の下における家事調停の運営

家事法の施行は、家裁の紛争解決機能の強化を実現するための重要な契機と位置付けられるところであり、各家裁においては、家裁の主要な事件である家事調停の運営改善に取り組んでいる。

家事調停の運営改善の取組においては、裁判官はもとより、家事調停委員、書記官、家裁調査官等の関係職種が、問題意識を共有してそれぞれの役割を適切に果たしていく必要があり、定量的、定性的両面からの効果検証の視点を持ちながら、この取組を序として継続していくことが肝要と考えられる。このような観点から、協議会等においては、家事調停における裁判官の効果的な関与の実現方法、裁判官と関係職種の果すべき役割を踏まえた書記官及び家裁調査官との合理的な役割分担や連携の在り方、取組の効果検証の在り方、効果検証の結果を踏まえて取組を修正し、これを継続、定着させていくための課題といった点について議論が重ねられてきており、家裁においては、関係職種間の連携をベースとした紛争解決機能の強化に取り組んでいくことが必要との意識が浸

透しつつある。

今後は、今まで積み重ねてきた総論的な議論を、個別具体的な事件の中でどのように実践していくのかといった視点で検討を深めていくことも重要であり、離婚調停事件や子の監護に関する事件など、裁判官のリーダーシップと関係職種との連携が強く求められる複雑困難な事件類型を意識しながら、更に取組を進めていくことが求められている。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からは、小規模の室内で当事者と対面し比較的長時間にわたり事情聴取及び調整を行う従前の調停の在り方をそのまま維持することは難しく、調停手続の利点を生かしつつ利用者のニーズや生活様式の変化に対応する新たな手続の在り方を検討・模索していく必要がある。

(3) 家事法の運用上の諸問題

申立書の写しの送付、子の意思の把握・考慮、電話・テレビ会議、調停に代わる審判（別表第二に掲げる事項につき新設）等、家事事件の手続に関し規定が新設されたものについては、それぞれ新設された趣旨等を十分に踏まえた運用の定着に向けた実務が積み重ねられているところである。

なお、家事事件に限らず、秘匿情報の適切な管理が課題とされており、各家裁においては、これを実現するための職種間連携の在り方を含めた検討や実践が進められている。

2 後見関係事件及び財産管理人選任事件の運用見直し

(1) 後見関係事件の運用見直しの現状

後見関係事件は、平成12年4月に現在の成年後見制度が始まって以来増加の一途をたどっており、令和元年12月末日現在の管理継続中の本人数は、約23万3,000人に上っている（平成30年12月末日時点は約22万7,000人）。また、政府が作成したオレンジプランによれば、我が国における認知症有病者数は令和7年には約700万人に上ると推計されており、成年後見制度の利用者数は、今後更に増加することが見込まれる。このような状況から、国民の成年後見制度に対する関心も高い状況にあり、近年、家裁においては、従前の制度運用がノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった成年後見制度の趣旨に沿ったものとなっているかという視点で検討を重ねてきた。

とりわけ、後見等監督の在り方については、後見人の裁量を尊重するという制度趣旨を踏まえたものとなっているかという点について、現状を客観的に検証した上で、実証的な視点を持って見直しが進められ、そ

の結果、後見人が家裁に報告する事項を必要かつ十分な範囲に絞り込み、家裁が審査すべき事項を明確にするといった新たな監督手法が取り入れられたが、引き続き、新たな監督手法の定着に向けた取組を進めていく必要がある。今後は、成年後見制度の趣旨から在るべき後見監督の姿を検討するという取組の理念を軸として継承していくことが課題である。

(2) 外部機関との連携に向けた取組

平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が施行された。同法に基づいて設置された「成年後見制度利用促進委員会」において、政府が策定する「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）について盛り込むべき事項について議論が重ねられた。その結果、平成29年1月、市町村が主体となって、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築とその中核となる機関を設置することが望ましい旨が記載された成年後見制度利用促進委員会の意見書が提出され、政府は、同意見書を踏まえ、平成29年3月に基本計画を閣議決定し、平成29年度から、基本計画に沿って制度の利用促進に関する取組が進められている。

基本計画の推進については、促進法に基づき、成年後見制度利用促進専門家会議（以下「専門家会議」という。）が設置され、厚生労働省が事務局を担うかたちで平成30年7月から会議が開催されている。

制度の運用を担う裁判所としても、政府における取組を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度の実現に向けた取組を進めていく必要がある。そのためには、後見等監督における運用の見直しに限らず、本人の生活状況等を踏まえた適切な後見人の選任や、後見開始後の本人及び後見人に対する継続的な支援といった点についても、制度の理念に沿った運用の見直しを検討していくことが求められる。また、裁判所内部における取組のみならず、地域社会全体で後見人を支援することのできる環境整備、とりわけ、利用者の身近なところで福祉行政を担っている市町村等やこれを支援する都道府県の関与が不可欠であり、また、市町村等が中核的役割を担うためにも、身上監護や財産管理において専門的な知見を有する専門職団体が行政の取組に積極的に関与し、連携していくことが重要と考えられる。

この問題は関係機関等との間の協議・運営を必要とする重要課題として司法行政的な対応を要し、事務局が事件部と一体となって府全体で取組を進めていく必要があることから、平成29年度、平成30年度に引き続き、令和元年度も7月に最高裁において後見関係事件事務打合せを開催した。同事務打合せにおいては、①中核機関の設置に向けた自治体

の取組とそれに対する家裁の連携の在り方、②基本計画を踏まえた裁判所の運用の改善に向けた取組、③後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定、④裁判所の取組等を迅速かつ円滑に行うための態勢などについて意見交換等を行った。前記②に關し、家庭局と日弁連等の専門職団体との間で、基本計画を踏まえた後見人等の選任と報酬付与の在り方について継続的に協議を重ねている。基本計画を踏まえた後見人等の選任の在り方については家庭局と専門職団体との間で認識の共有に至り、報酬付与の在り方については専門職団体からの意見を踏まえ、各家裁において今後の運用について具体的な検討を行うことについての理解を得て、各家裁での検討を行う際の参考となる資料を添付した家庭局第二課長書簡を平成31年1月に発出した。また、家庭局と専門職団体との間で、親族後見人に対する支援という観点から後見監督人に期待される役割についても、今後の検討の基本となる考え方方がおおむね共有されたので、その内容について記載した家庭局第二課長書簡を令和元年8月に発出した。現在、各家裁において、親族後見人支援を中核に据えた後見人選任の運用の検討を進めるとともに、後見人等が行った事務の内容等に応じて報酬を付与するという考え方に基づき、大規模庁における検討状況を参考としながら、新たな報酬算定基準の検討が進められている。

令和元年度は、基本計画の対象期間である5年間の中間年度であり、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う中間検証が行われた。令和元年5月に開催された専門家会議（第3回）においては、基本計画に盛り込まれている施策の進捗状況についての報告がされたほか、2021年度末までに達成すべき数値目標（KPI）が設定された。また、専門家会議において「中間検証ワーキンググループ」が設置され、令和元年10月から同年12月にかけて、4回にわたり、施策ごとに中間検証に向けた意見交換が行われた後、令和2年3月、専門家会議において、中間検証報告書が取りまとめられ、成年後見制度利用促進会議に報告された。このような状況も踏まえ、成年後見制度の利用促進に向けた地方自治体等における実践的な検討や取組が進められることが予想される中、家裁も地方自治体や専門職団体等の外部機関と十分に連携し、促進法及び基本計画において家裁に求められている役割を果たしていくことが求められる。

成年後見制度で利用する診断書については、財産管理能力の確認に偏り過ぎているという指摘を踏まえ、判断能力についての医師の意見欄の表現を見直すなどの改定を行うとともに、福祉関係者が有している本人

の生活状況等の情報を医師に伝え、より的確に診断を行ってもらうため、平成31年4月から、新たに「本人情報シート」を導入した。

(3) 不正防止に関する取組

平成31年1月から令和元年12月までに家庭局に報告された後見人等による不正事案は201件、被害総額は約11億2,000万円で、前年と比べて減少したものの(平成30年1月から12月までに報告された不正事案は250件、被害総額は約11億3,000万円)、なお社会的に許容される水準とはいいがたい状況にある。

不正対応については、平成23年以来、各家裁において、不正対応時の緊急事務処理態勢の確立に向けた取組が進められており、一定の成果を上げつつあるように思われるが、今後も引き続き不正対応の重要性等について注意を喚起し、更なる不正被害を防止するために必要かつ合理的な措置を迅速に講ずることの重要性を十分に認識した運用を徹底することが必要である。

また、後見制度支援信託については、平成24年2月から令和元年12月末日までの間に、2万6,191件が契約締結に至っており、支部・出張所における利用件数も徐々に伸びてきている。

さらに、基本計画の閣議決定を受けて、一部の地域金融機関において、後見制度支援預貯金の取扱いが開始された。同預貯金を取り扱う金融機関は徐々に増えており、平成30年1月から令和元年12月末日までの間に1,867件が契約締結に至っている。今後は、同預貯金を取り扱う金融機関が更に増加することが予想される。

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金のような不正防止効果のある金融商品については、更なる利用拡大に向けた各家裁の取組が期待される。

(4) 財産管理事件の処理について

財産管理事件の新受件数に関する過去10年の動向を見ると、不在者財産管理事件については、8,000件前後で推移しているのに対し、相続財産管理事件は、年々増加を続け、令和元年には2万1,751件となり、10年間で約1.5倍となった。

財産管理事件において、定期的に財産状況を確認することの必要性や、特に相続財産管理事件において、管理終了に向けて計画的に清算手続を進めるため、管理人に対する助言や働き掛けを行うことの重要性については、従来から強調されてきたところである。また、財産管理上の問題を把握した後は、後見関係事件と同様に、財産の流出を阻止する措置を迅速に講じることが求められている。

平成30年11月から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)が一部の規定を除き施行されている。同法には、所有者不明土地を適切に管理するため特に必要があると認めるとときは、国の行政機関の長又は地方公共団体の長が、家裁に対し、財産管理人の選任を請求できるとする民法の特例が定められている。今後、国の行政機関の長等からの財産管理人選任事件の申立てが増加することが予想されるところであり、事案の性質に応じて、適切な運用を行うことが求められている。

3 人事訴訟事件の適正かつ迅速な審理

家裁に人事訴訟が移管されて16年が経過した。その間、未済事件は、平成20年以降、年々増加し、平成23年12月末時点では1万件を超える状態となっていたが、平成24年以降、9,700件前後で推移している。

また、既済事件の平均審理期間は長期化する傾向にあり、令和元年の平均審理期間は13.2月であった。未済事件の平均審理期間も、平成24年は若干短縮したものの、平成25年以降は長期化傾向に戻っていることからすると、平均審理期間の長期化の原因を長期未済事件の優先的な処理に求めることは難しいと考えられる。

なお、令和元年の既済事件の平均審理期間は、地裁で処理していた当時(平成15年)よりも審理期間は約3.9月長くなっている。また、財産分与の申立てがある離婚の訴えでは、争点整理期間を中心に年々審理期間が長期化しており(平成20年は13.0月、令和元年は17.0月)、財産分与に関する合理的かつ効率的な審理の在り方等について検討することが必要であると指摘されている。さらに、財産分与の申立てがないものについても、審理期間が年々長期化していること(平成20年は9.4月、令和元年は11.4月)を直視した上で、その原因分析及び対応策の検討が重要であると考えられる。

4 國際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の運用

国際結婚が破綻した場合等において、子が国境を越えて不法に連れ去られた際に、迅速に常居所地国に子を返還すること等を定めた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」が、平成26年4月、日本について効力を生じ、その国内実施法(平成25年法律第48号)及び実施規則(平成25年最高裁判所規則第5号)も施行された。

子の返還申立事件の第一審専属管轄を有する東京家裁及び大阪家裁並びに抗告審裁判所である東京高裁及び大阪高裁においては、適切な運用の確立に向けた取組がされており、これまでのところ、円滑な事件処理がされ

ているところである。東京・大阪以外の家裁に係属する親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件及びこれらの抗告事件においても、一定の場合には、上記実施法及び実施規則の適用があるところであり、この点については留意が必要である。

5. 最近の立法の動向について

(近時成立した法律について)

(1) 児童虐待対応に関する児童福祉法等の改正

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律が、平成30年4月に施行された。

この改正により、①児福法28条の審判事件において家裁が都道府県に対して保護者指導措置を行うよう勧告できる場面が拡大し、②保護者の意思に反して2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに家裁の承認審判を必要とする制度が創設された。

また、この改正法の附則第4条において、政府は、施行後3年を目処として、改正後の法律の施行状況等を勘案し、改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされたことなどを受け、厚生労働省や法務省との協議が行われているところである。

(2) 国際裁判管轄に関する規律等の整備

人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄に関する改正法が、平成31年4月に施行された。

この法律の主な内容は、①人事訴訟法の一部を改正し、人事に関する訴えについて日本の裁判所が管轄権を有する場合等を定めるとともに、②家事事件手続法の一部を改正して、家事事件について、その申立てに係る事件の類型ごとに日本の裁判所が管轄権を有する場合を定め、③民事執行法の一部を改正して、外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えについて、原則として家裁が管轄することを定めるというものである。

(3) 成年年齢の引下げ

民法の成年年齢を18歳に引き下げる民法の一部改正法が、平成30年6月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行される。

家事事件において、成年年齢引下げ後に影響が及ぶものとしては、親権喪失事件、親権停止事件、管理権喪失事件、親権・管理権辞任許可事件、未成年者を養子とする場合の養子縁組許可事件、離縁後の未成年後見人選任事件、離縁後の親権者の指定事件、未成年後見人選任事件、親

権者の指定・変更事件などがある。

(4) 相続法の見直し

相続に関する規律を見直す改正法が、平成30年7月に成立し、公布された。この法律は、配偶者居住権を除く主な規定につき令和元年7月に、配偶者居住権については令和2年4月1日にそれぞれ施行された。

この法律の主な内容は、①配偶者の居住権を保護するための方策、②遺産分割に関する見直し等（配偶者保護のための持戻し免除の意思表示の推定規定や仮払い制度等の創設・要件明確化等）、③遺言制度に関する見直し（自筆証書遺言の方式緩和や自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設等）、④遺留分制度に関する見直し、⑤相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し、⑥相続人以外の者の貢献を考慮するための方策である。

法改正を受けて、家事事件手続規則の一部が改正された。

(5) 執行法の見直し

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律が、令和元年5月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、令和2年4月1日に施行された。

この法律のうち国際的な子の返還の強制執行に関するもの主な内容は、①間接強制の前置に関する規律の見直し、②債務者の審尋に関する規律の見直し、③子と債務者の同時存在に関する規律の見直し、④債務者の占有する場所以外の場所における執行官の権限等に関する規律の見直し、⑤子の身上の配慮に関する規律の新設である。民事執行法については、国際的な子の返還の強制執行と同内容の規定が設けられた。なお、この法律により、債務者の財産状況に関する情報取得手続が新設され、養育費の権利者も、金融機関等から預貯金債権情報を、市町村等から給与債権情報を、それぞれ取得できることになり、強制執行を行いやすくなつた。

法改正を受けて、民事執行規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則等の一部が改正された。

(6) 戸籍法の改正

戸籍法の一部を改正する法律が、一部の規定を除き、令和元年6月に施行された。

この法律の主な内容は、マイナンバー法による情報連携により、一定の行政手続における戸籍証明書の添付省略を可能とするとともに、戸籍の記載事項の正確性を担保するための規定を整備することなどである。

家裁実務に影響のある事項としては、戸籍訂正の要件の明確化が行われた。

(7) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律が、一部の規定を除き、令和元年7月に施行された。

家裁実務に影響がある事項としては、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する遺留分に関する民法の特例の対象が、個人事業者の経営承継に拡大された。

法改正を受けて、家事事件手続規則の一部が改正された。

(8) 成年被後見人等の権利制限（欠格事由）の見直し

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和元年6月に成立し、公布された。この法律は、条文によって施行日が異なり、令和元年6月14日、同年9月14日、同年12月1日、同月14日に分かれて施行された。

この法律は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人を資格、職種、営業許可等から一律に排除する規定について、これを削除したり、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）を整備したりすることなどを内容としている。

また、会社法並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における取締役等の欠格条項が削除されるなどの規定が設けられた会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、令和元年12月に成立し、公布された。これらの法律は、一部の規定を除いて、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

(9) 特別養子縁組制度の改正

特別養子縁組制度の改正を内容とする民法等の一部を改正する法律が、令和元年6月に成立し、公布された。この法律は、一部の規定を除き、令和2年4月1日に施行された。

この法律の主な内容は、①養子となる者の年齢要件等の見直し及び②2段階の手続の導入等、特別養子縁組の成立の手続に係る規律の見直しである。

法改正を受けて、家事事件手続規則の一部が改正された。

(法案の提出が検討されているものについて)

(10) 登記制度・土地所有権の在り方の見直し

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が、平成30年

11月に施行され、土地収用法の特例などとともに、所有者不明土地を適切に管理するため特に必要があると認めるときは、国の行政機関の長又は地方公共団体の長が、家裁に対し、不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任を請求できるとする民法の特例が定められた。

また、政府は、所有者不明土地問題の解決に向けた取組を加速しており、平成29年10月から、登記制度・土地所有権の在り方に関する研究会が開始され、平成31年2月に研究会の報告書が取りまとめられた。これを受け、同月の法制審議会第183回会議において、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組み及びこれを円滑かつ適正に利用するための仕組みを整備するために必要な方策について諮問が行われ、同年3月から法制審議会の民法・不動産登記法部会において審議が行われている。

令和元年12月に民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案が取りまとめられ、令和2年1月から3月にかけてパブリック・コメントの手続が行われた。中間試案では、民法等の見直しとして、財産管理制度、共有制度、遺産分割制度の見直しなどが検討されている。民法・不動産登記法等の改正に関する法案については、令和2年中の国会に提出される予定となっている。

(11) 民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直し

いわゆる無戸籍者問題解決に向けた取組の一環として、平成30年10月から、嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会が開催され、嫡出否認の訴えの提訴権者の拡大や出訴期間の見直しなど、嫡出推定制度に関する論点のほか、生殖補助医療によって生まれた子に関する親子関係の整備等について議論がされ、令和元年7月に研究会報告書が取りまとめられた。

また、同年6月に公布された児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律において、政府は施行後2年を目途に懲戒権について定めた民法第822条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとされたことを受け、同月から監護権の規定の在り方に関する研究会で議論がされ、同年7月に研究会報告書が取りまとめられた。

同年6月に開催された法制審議会第184回会議において、民法の嫡出推定制度に関する規定及び懲戒権に関する規定等の見直しについて諮問され、同年7月から法制審議会民法（親子法制）部会において、調査・審議が行われている。

② 親権に関する規定等の見直し

平成23年民法改正においては、親権制度の見直しに併せて、民法766条に養育費や面会交流等が例示されたが、父母の離婚後等における養育費及び面会交流の確保については、政治的にも関心が高い状況が続いている。同改正の附帯決議においても離婚後の共同親権の可能性を含めた検討が求められている。

令和元年11月より、家族法研究会において、離婚後の親権行使の在り方を含む家族法の課題についての議論が始められた。

第3 少年事件関係

1 少年審判の機能の更なる強化

再非行少年の割合は、依然として高い水準にあり、少年刑事司法全体の再非行防止機能についてこれまで以上に厳しい目が向けられており、家裁としては、少年審判が果たすべき役割を再認識し、その機能を充実・強化する必要がある。

かかる観点からすると、決定機関である家裁としては、家裁調査官において、非行のメカニズムを分析して少年の再非行危険性を的確に評価し、これに基づく論理的で客観性の高い処遇意見を形成して、これを踏まえて裁判官がより適切な処遇選択を行うようにしていく必要がある。そのため、家裁調査官が行う社会調査について、裁判官とも共通認識を持ちつつ、行動科学の最新の知見に基づく統一的な分析枠組みを踏まえた客観的かつ実証的なものとすべきであり、その実現に向けた取組が進められている。

また、家裁には、適切な決定をすることのみならず、決定に至るプロセスにおいて教育的機能を発揮することも求められている。これを踏まえ、各庁においては、家裁調査官が個別面接の中で行う保護的措置（教育的措置）を含めて、少年が抱える特性や問題点に応じた保護的措置（教育的措置）のプログラムが偏りなく設けられているかについて検証し、必要に応じて見直しを行うなどの取組が進められている。

2 手続全体における事務処理の在り方の検証・見直しの必要性

少年審判の機能を十分に発揮するためには、調査段階のみならず、家裁送致から終局決定まで、更には、決定後を含む手続全体において事務処理が適時適切に行われる必要があり、かかる観点から、手続全体における事務処理の在り方について不断の検証、見直しが求められている。

とりわけ、再非行防止の観点からは、少年の非行性が深刻な段階に至っていない在宅事件についても、少年審判の機能を十分に発揮することが必

要と考えられる。

3 被害者の審判傍聴制度等の運用

被害者等の審判傍聴制度は、平成20年12月から施行されたが、これまで、運用において大きな問題は生じていない。これは、各職員が慎重に運用に当たってきた結果であるといえる。特に傍聴対象事件については、今後も引き続き、被害者等の心情に配慮しつつも審判の本質的機能である教育的機能を十分に発揮するという法の趣旨に則った運用をするため、不斷の改善に取り組んでいく必要がある。

傍聴対象事件については万全の態勢を整えて対応する必要があるが、既に各庁に配布されている平成22年度司法研究「少年審判の傍聴制度の運用に関する研究」では、課題として、対応の質を落とさずに態勢の合理化を図っていく必要があること、傍聴を実施する審判を適切に運営するためには合議体によるべき場合が多いと考えられるが、一部の庁を除き、合議体による審理が低調であるため、事案に応じて必要な場合には積極的に合議体による審理（その前提としての回付を含む。）を行うようとする必要があること、特に身柄事件は原則として受理後4週間以内で最終審判をしなければならず、事件受理後に合議や回付の検討を始めるのでは遅きに失することがあるため、あらかじめ、どのような場合に裁定合議決定をするか、また、支部から本庁に回付するかなどについて庁内で検討して申合せ等で決めておく必要がある旨が指摘されている。この指摘は現在においても妥当するものであり、庁として態勢整備に向けた取組を続けていくことが求められている。

令和元年における傍聴制度及び説明制度の実施状況は、傍聴につき、許可20件（37人）、説明につき、申出294件（実施280件）であった。

4 裁量による国選付添人制度等の適切な運用

裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大等を主な内容とする少年法の一部を改正する法律が、平成26年6月から施行された。

改正少年法の下における裁量による国選付添人制度の運用については、国選付添人の必要性判断を、立法の経緯や制度の趣旨を十分に踏まえて適切に行うとともに、選任過誤や選任遅滞を防止するため、普段から各庁の実情を踏まえて事務処理態勢を見直したり、職種間の連携を強化したりすることが極めて重要と考えられる。

5 最近の立法作業の動向について

少年法適用対象年齢の引下げに関する議論

少年法適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方全般について検討するため、平成27年11月から平成28年7月にかけて、法務省の「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」においてヒアリングが行われ、同年12月、勉強会の内容を取りまとめた報告書が公表された。同報告書には、年齢引下げについて示された意見の概要とともに、引き下げられた場合の若年者に対する刑事政策的措置が記載されている。この検討結果も踏まえ、平成29年2月に開催された法制審議会総会において、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について諮問がされるとともに、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会の設置が決定され、同年3月から、同部会において、諮問事項に関する審議が行われている。

諮問事項については、各論点の意見交換がされた後、審議の進め方につき、少年法適用対象年齢の引下げを議論する前提として、犯罪者に対する処遇の議論を進めることとされた。

その中で、家裁に関する議論としては、罪を犯した18歳及び19歳の者に対し、家裁における現在の少年審判手続と類似の手続を行うものとする制度の導入がある。

従前の議論では、比較的軽微な罪を犯して起訴猶予となった者を家裁に送致して、この制度の対象とすることが検討されてきたが、第21回（令和元年12月9日）の会議以降、その対象者の範囲を拡大する案についても議論が進められている。具体的には、一定の事件については検察官が家裁の判断を経ないで公訴を提起することができるものとし、それ以外の事件では全て家裁に送致しなければならないとする案と、全ての事件を家裁に送致しなければならないとする案であり、これらの案につき今後更に議論される予定である。

少年法適用対象年齢の引下げについては、少年事件の処理や家裁調査官制度はもちろん、裁判所全体に与える影響が極めて大きい問題であるため、今後の動向を注視していく必要がある。

なお、平成28年6月から施行された公職選挙法等の一部を改正する法律の附則には、選挙犯罪等についての少年法の特例として、家裁は、当分の間、18歳以上20歳未満の者による選挙犯罪等のうち連座制に係る事件について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法20条1項の決定（検察官送致決定）をしなければならない旨が定められるなどしている。これらの規律に関する運用の在り方は、個別の事案に応じて判断されるべき事項であるが、その立法趣

旨を十分に踏まえることが求められる。

また、前記の公職選挙法の一部改正により、満18歳以上の者が投票できることとなつたため、家裁に係属中の少年についても、対象となる少年の選挙権の行使に支障が生じないように取り扱われる必要がある。補導委託中の少年に関しては、家裁としても、補導委託先に対し、必要な情報提供や注意喚起を行つておく必要があるものと考えられ、これに関して、平成28年6月29日付け家庭局第一課長事務連絡「補導委託中の少年の選挙権の行使に対する配慮について」を発出している。

第4 家裁調査官関係

1 家裁調査官の役割・機能

(1) 検討の必要性

家裁調査官は、これまで、時々の事件状況や家裁の態勢に応じて、様々な事務を担つてきつた。しかし、近年、社会情勢の変化や相次ぐ法改正を受けて、家裁における事件処理の在り方が大きく変わろうとする中で、家裁の機能をより充実させるために、家裁調査官が担うべき役割・機能を改めて検討することが求められている。家裁調査官の合理的かつ効果的な活用については、その役割・機能を明らかにした上で、各庁の事件動向、事務処理態勢等の実情を踏まえて検討する必要がある。

(2) 家裁調査官の役割・機能

家裁調査官に関しては、家裁に設置された趣旨とその職務の法的根拠から、その職務の根幹は、行動科学の知見及び技法等を基盤として、事実の調査と調整を行うことにあるといえる。具体的には、家裁調査官には、法的視点からだけでは適切な判断や解決方針を示せない場合に、行動科学の専門的知見をいかして、必要な事実を収集し、収集した事実を的確に分析・評価して客観的で科学的な裏付けを伴つた将来予測を含む意見を提出するとともに（「行動科学の知見等に基づく事実の調査」）、そのような分析・評価の結果に基づいて当事者、少年等に対する働き掛けや関係機関との間での調整を行う（「行動科学の知見等に基づく調整」）といったことが要請されている。これを踏まえて、家裁調査官の中核的な役割・機能は「行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整」であると整理されている。

2 今後の課題

家裁の機能をより充実していくためには、裁判官をリーダーとするチームとして関係職種がそれぞれの役割・機能を発揮しつつ、協働していくことが重要である。そのためには、家裁調査官が行動科学の知見を活用して

家庭事件の処理にいかに貢献できるかという観点から、その職務の具体的な内容について、まずは家裁調査官の中でもよく考え、それを基に、裁判官等の関係職種と踏み込んだ議論や検討を継続的に行うことを通じ、家裁調査官の役割・機能についての共通認識を形成するとともに、役割・機能を発揮することが求められる分野（事件）において質の高い事務を確実に行う態勢を整えることが肝要と考えられる。

第5 家裁の裁判官の役割

家裁の裁判官には、個々の事件を適切に処理することはもとより、書記官のほか、家裁特有の家裁調査官、調停委員、参与員等の多様な職種に対するリーダーシップを発揮してこれらを統括し、組織としての家裁の運営にも積極的に関与する役割が求められる。すなわち、裁判官は、まず何よりも、個々の事件の処理において主体的に各職種をリードする姿勢で取り組むことが必要であり、そのためには、事件の内容や特色を早期に的確に把握して審理方針と見通しを立てるという他の裁判所の裁判官と変わらない役割が求められることはいうまでもない。書記官に対しては、進行管理上の留意点や法的調査の在り方等について適切な指示を与えるとともに、家裁調査官に対しても、的確に調査の要点を伝え、調査の進行中も常にその動向に配意し、中間的な口頭報告を求めるばかりでなく主体的にケースカンファレンスを求めていくことなどが必要と考えられる。

さらに、家事調停事件においては、裁判官が実質的かつ効果的に関与することが必要であり、例えば、調停委員の指定や調停期日の指定についても意を用いるほか、解決方針の策定やそれに基づく合意形成に向けた働き掛けを行うために、評議を積極的に行ったり、必要に応じて調停期日への立会いを行ったりするなど、調停委員任せにすることなく、手続の主宰者として調停運営を中心となって進めていくことが重要である。

また、裁判官には、個々の事件処理の面にとどまらず、司法行政的な側面でも、庁としての事件処理態勢の整備改善や関係機関との連携の強化に主体的に取り組み、さらに、人間関係の面でも、信頼関係を築き連携を円滑に行えるよう組織の一体化を図っていくことも求められる。例えば、新規立法や法改正に伴う事件処理態勢の構築、事件処理要領の改定、事件の類型に応じた細則策定の要否の検討、手続選別（インテーク）基準の見直し、長期未済事件の処理方針の策定、少年や保護者に対する保護的措置の在り方など、各種事件処理の在り方に対する各職種の共通認識を深めるため、他の職種を交えた検討を主導することなどが求められる。また、対外的にも、福祉機関、捜査機関、執行機関などの関係機関との協議会の運営

などにも中心となって積極的に関与することが望まれる。

以 上

令和2年7月

実務協議会資料目次

経理局

- 資料 1 令和2年度一般会計歳入歳出予算
- 資料 2 令和2年度一般会計歳出・歳入の構成
- 資料 3 一般会計歳出の主要経費の推移
- 資料 4 公債残高の累増
- 資料 5 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移
- 資料 6 令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について
- 資料 7 一般経費の内訳
- 資料 8 物件費・令和2年度予算額
- 資料 9 庁舎維持管理等経費の推移
- 資料 10 裁判所予算額（当初）歴年比較
- 資料 11 令和元年度予算の概要
- 資料 12 令和元年度補正予算（第1号）について
- 資料 13 令和2年度予算について
- 資料 14 令和2年度補正予算（第2号）について
- 資料 15 裁判所庁舎現況
- 資料 16 裁判所の耐震化について
- 資料 17 令和2年度予算施設関係予算内訳
- 資料 18 令和元年度補正予算（第1号）施設関係予算内訳
- 資料 19 裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）
- 資料 20 公共調達における適正な会計事務について（通知）



令和2年度一般会計歳入歳出予算

(単位: 億円)

区分	前年度予算額 (当初) (A)	令和2年度 予算額(当初) (B)	比較増△減 額 (B-A)	備考
歳入				
1 租税及印紙収入	624, 950	635, 130	10, 180	
2 その他の収入	63, 016	65, 888	2, 871	
3 公債金	326, 605	325, 562	△ 1, 043	
合計	1, 014, 571	1, 026, 580	12, 009	
歳出				
1 国債費	235, 082	233, 515	△ 1, 567	
2 地方交付税交付金等	159, 850	158, 093	△ 1, 758	
3 一般歳出	619, 639	634, 972	15, 333	
合計	1, 014, 571	1, 026, 580	12, 009	

(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

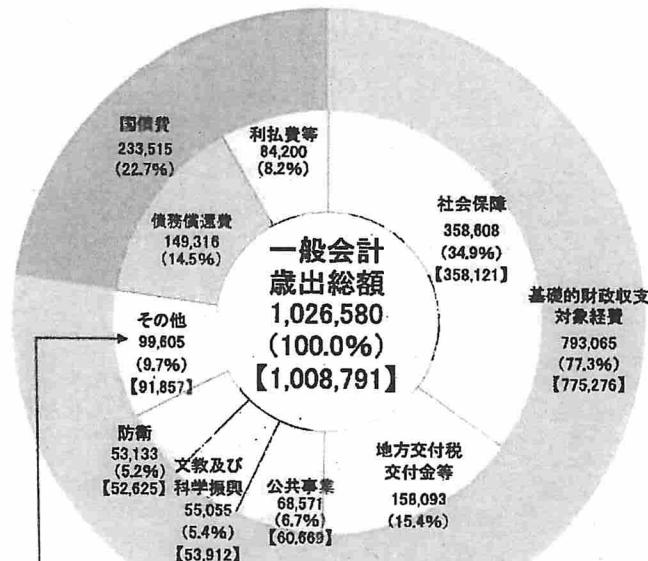
(参考) 一般歳出の主な内容

社会保障関係費、文教及び科学振興費、防衛関係費、公共事業関係費及びその他の事項経費等がある。

裁判所予算は「他の事項経費」に含まれる。

令和2年度一般会計歳出・歳入の構成

一般会計歳出



食料安定供給	9,840 (1.0%)	【9,832】
エネルギー対策	9,495 (0.9%)	【9,008】
経済協力	5,123 (0.5%)	
恩給	1,750 (0.2%)	
中小企業対策	1,753 (0.2%)	【1,723】
その他の事項経費	66,645 (6.5%)	【59,422】
予備費	5,000 (0.5%)	

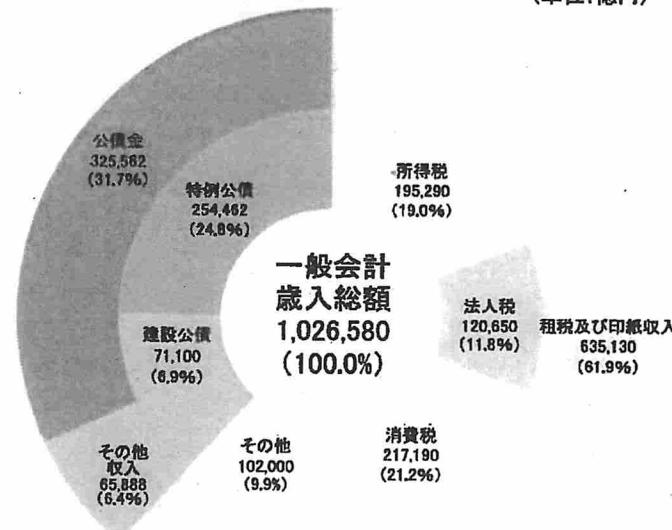
(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(注2) 一般歳出における社会保障関係費の割合は56.5%。

(注3) 【】内は臨時・特別の措置を除いた計数。

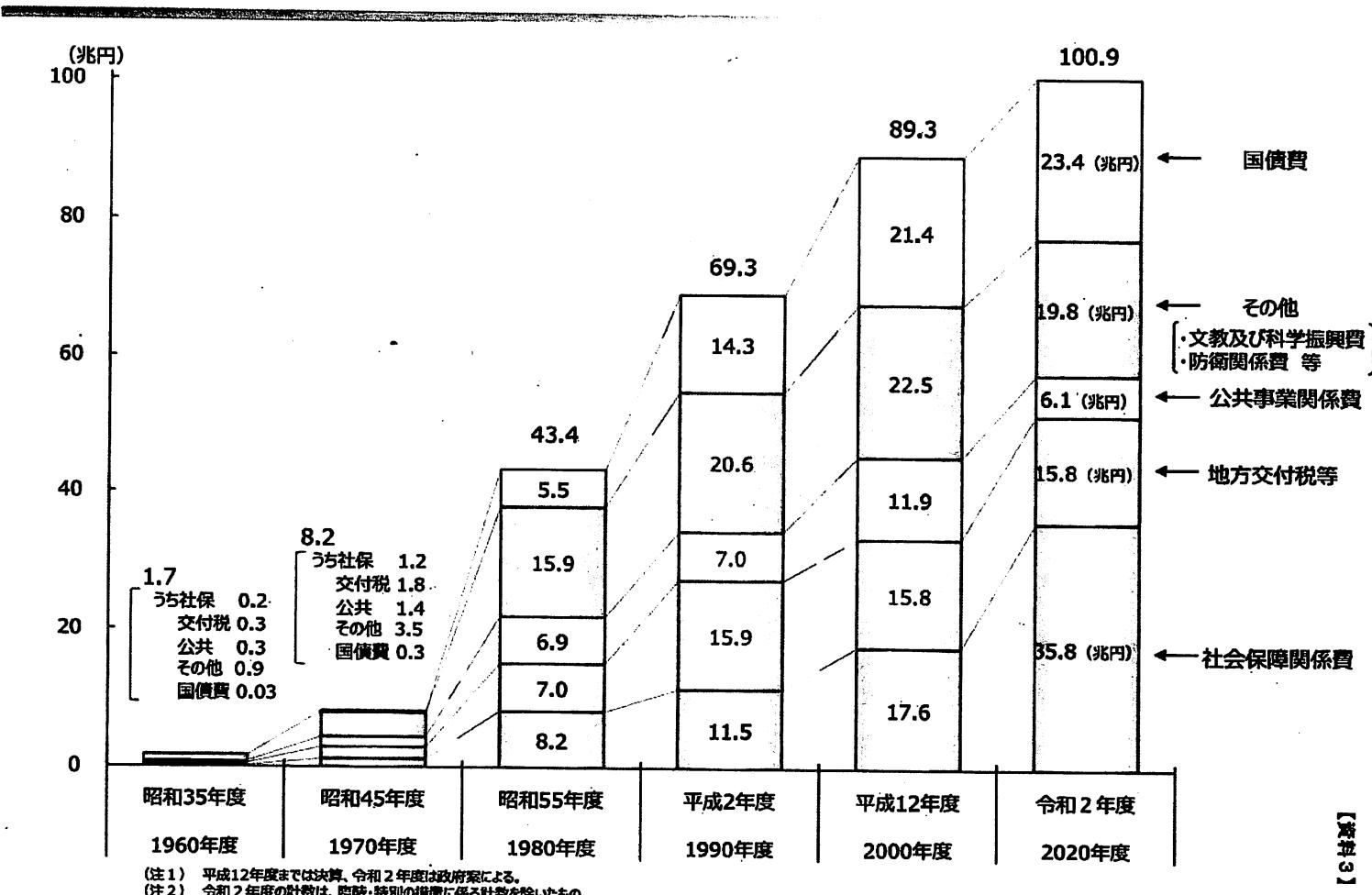
一般会計歳入

(単位:億円)

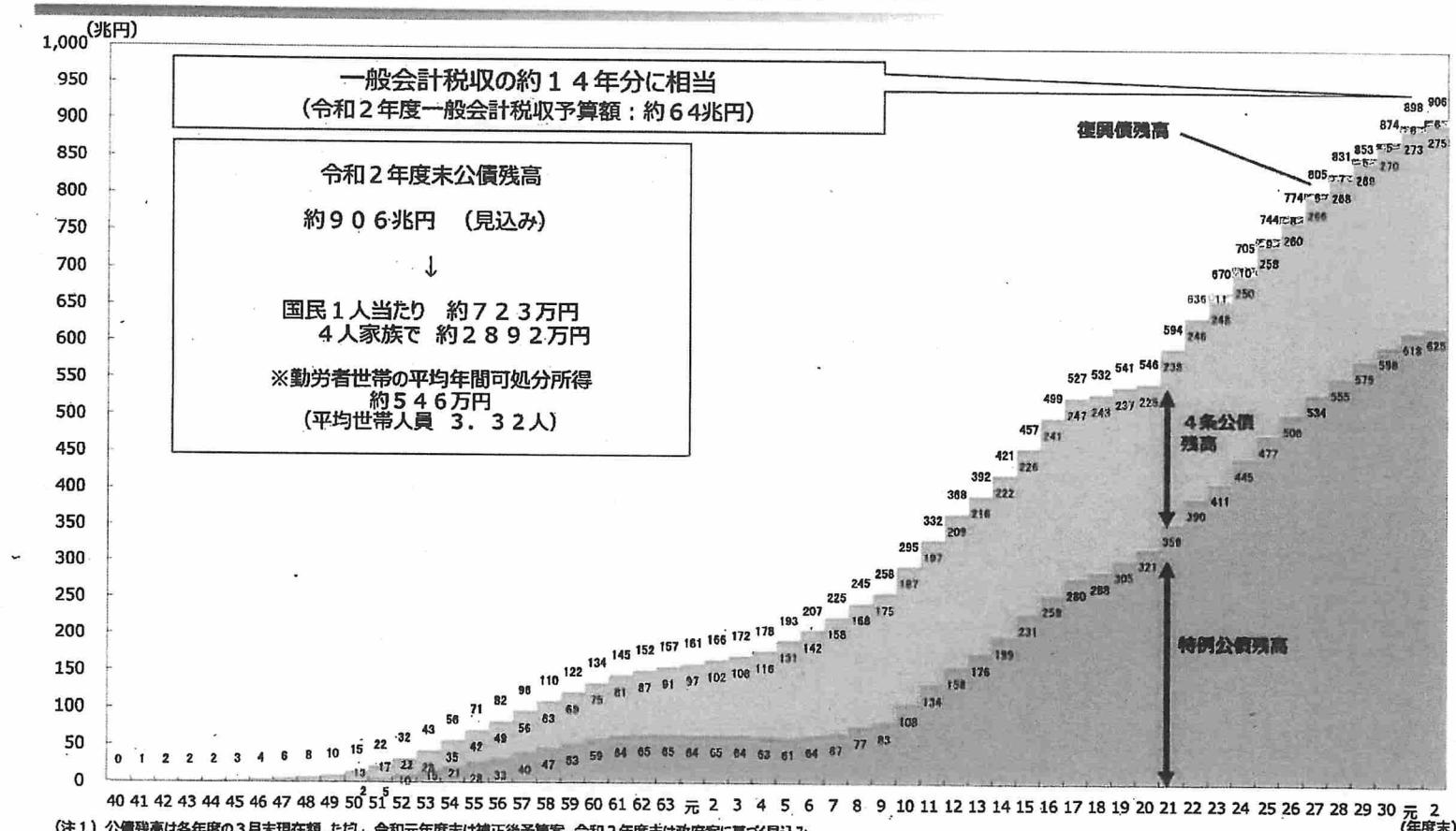


【資料2】

一般会計歳出の主要経費の推移



公債残高の累増



(注1) 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、令和元年度末は補正後予算額、令和2年度末は政府案に基づく見込み。

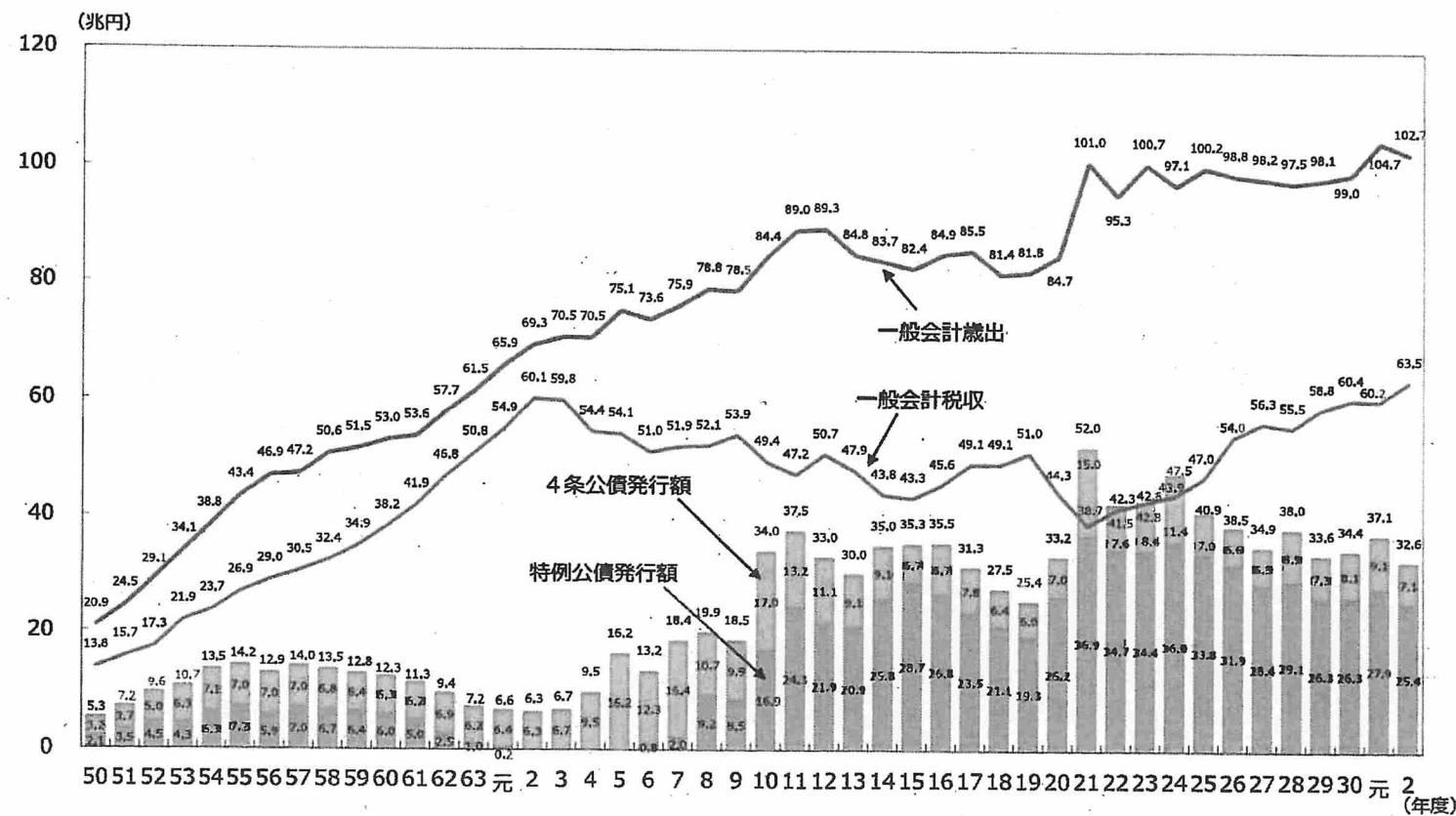
(注2) 特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野景観債務等の一般会計承継による償換国債、臨時特別公債、減税特例公債及び年金特例公債を含む。

(注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債（平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担）を公債残高に含めている。

(平成23年度末: 10.7兆円、平成24年度末: 10.3兆円、平成25年度末: 9.0兆円、平成26年度末: 8.3兆円、平成27年度末: 5.9兆円、平成28年度末: 6.7兆円、平成29年度末: 5.5兆円、平成30年度末: 5.4兆円、令和元年度末: 6.2兆円、令和2年度末: 5.6兆円)。

(注4) 令和2年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は863兆円程度。

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

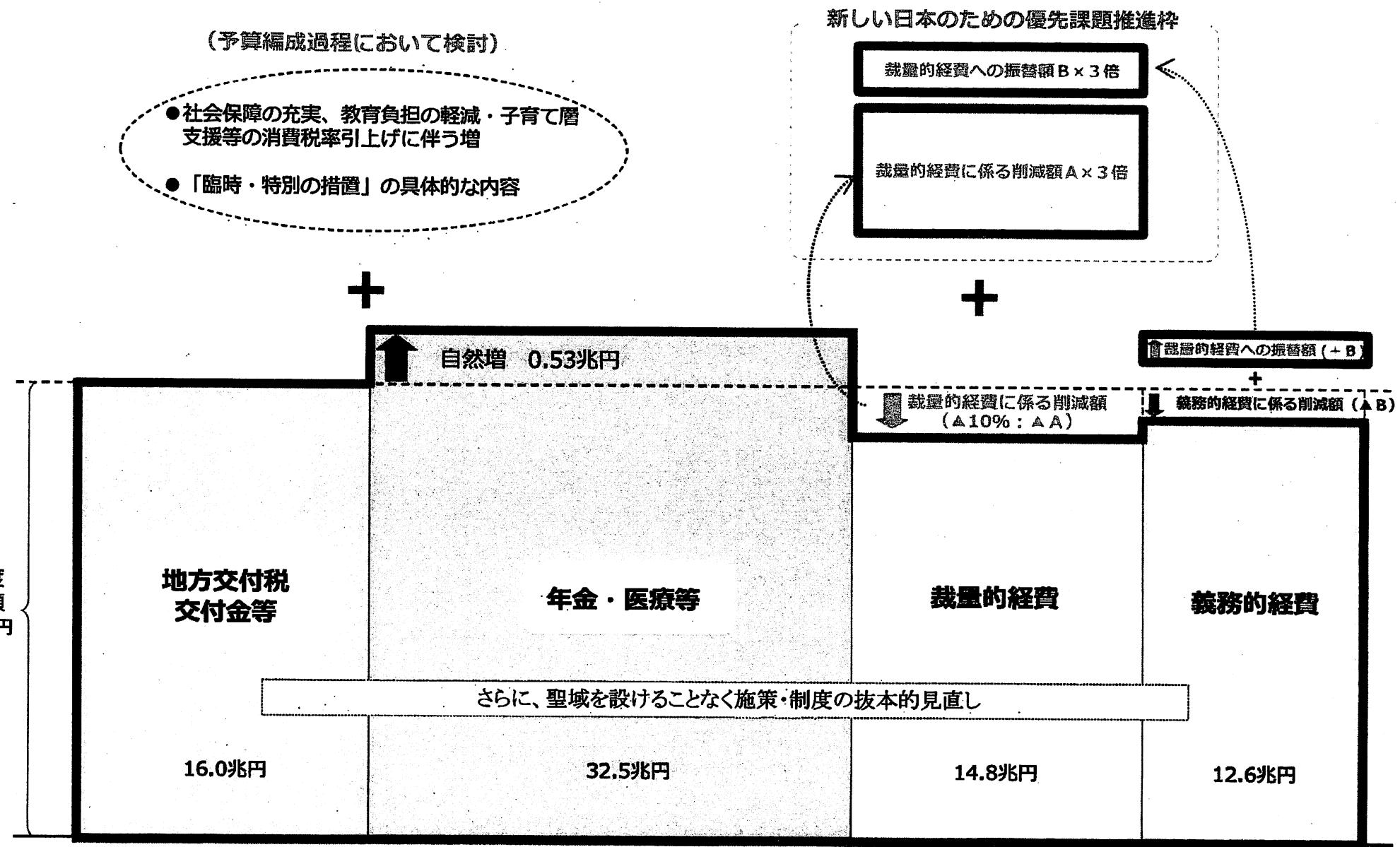


(注1) 平成30年度までは決算、令和元年度は補正後予算案、令和2年度は政府案による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は瀬戸内海沿岸地域における平和回復活動を支援するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。

(注3) 令和元年度及び令和2年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの。

令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



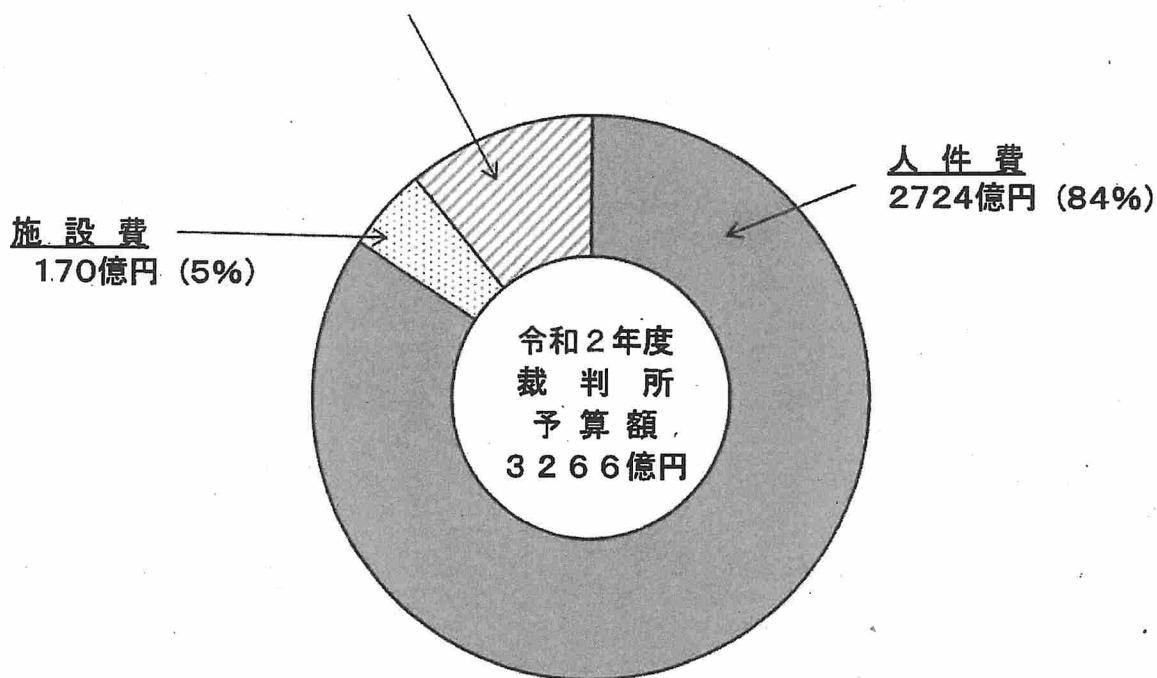
※ 地方交付税交付金等については「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、国勢調査に必要な経費の増等について加減算。

一般経費の内訳

物件費

372億円(11%)

裁判の運営に直接必要となる経費(裁判費)等の義務的な経費のほか、庁舎維持管理経費等、固定的ないし他動的経費が多くを占めている。

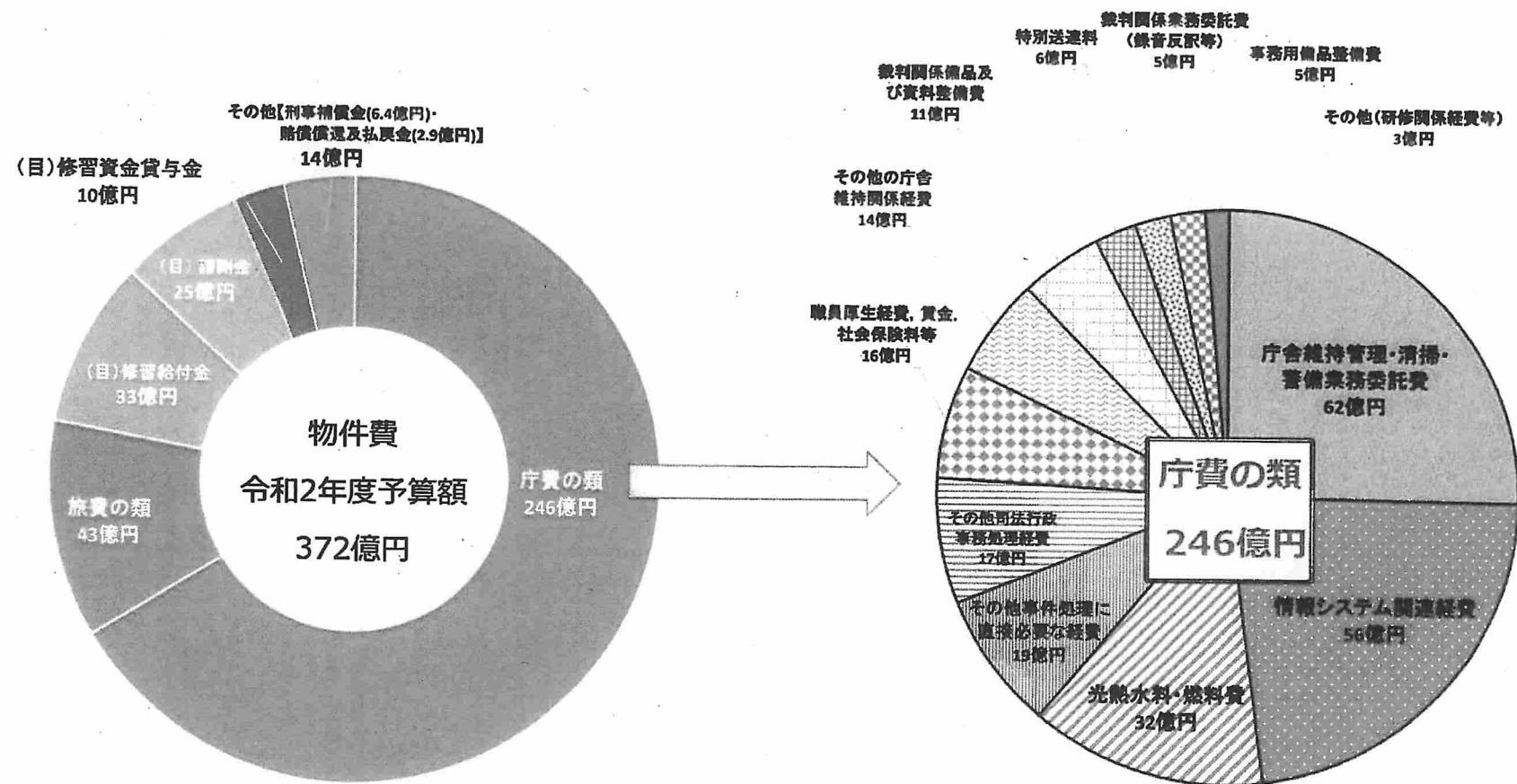


(単位:億円)

	元年度 予算額	2年度 予算額	増▲減額
人件費	2,711	2,724	14
物件費	370	372	1
施設費	175	170	▲5
合計	3,256	3,266	10

(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

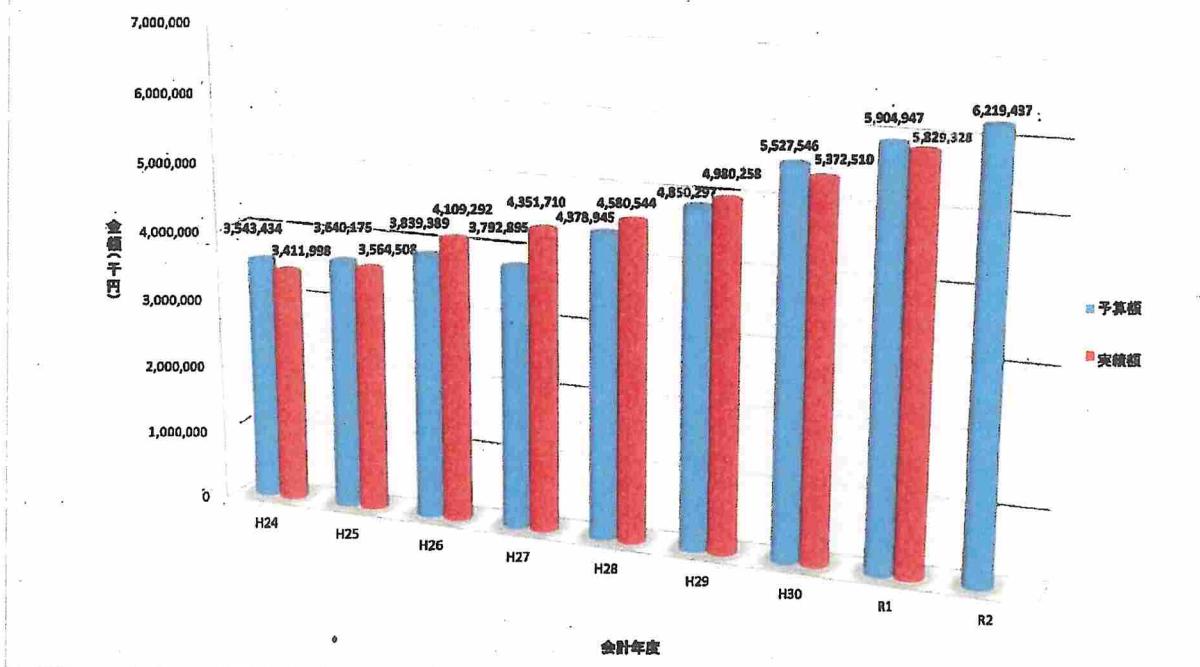
物件費・令和2年度予算額



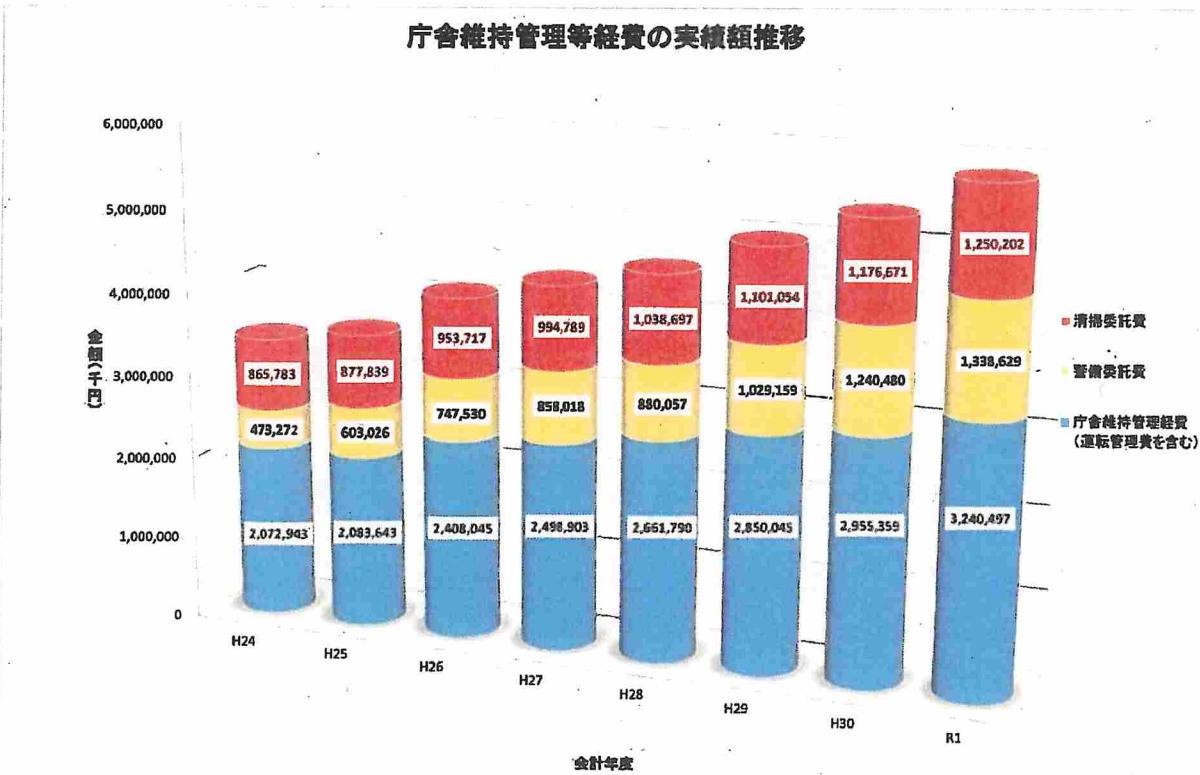
(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

【資料9】

庁舎維持管理等経費の推移



庁舎維持管理等経費の実績額推移



裁判所予算額(当初)歴年比較

(単位:千円)

年度	国の予算総額	裁判所予算額	国の予算に対する割合(%)	裁判所予算内訳							
				人件費	割合(%)	施設費	割合(%)	裁判費	割合(%)	その他	割合(%)
30	991,457,523	9,176,320	0.926	6,630,456	72.3	580,633	6.3	1,205,375	13.1	751,856	8.2
40	3,668,080,318	27,827,303	0.761	21,409,344	76.9	2,595,445	9.3	2,074,410	7.5	1,740,104	6.3
50	21,288,800,073	123,644,701	0.581	107,990,266	87.3	6,513,851	5.3	3,697,221	3.0	5,435,363	4.4
60	52,499,643,415	218,392,283	0.416	192,897,953	88.3	7,771,259	3.6	8,815,337	4.0	8,899,734	4.1
61	54,088,643,440	229,790,264	0.425	203,425,521	88.5	7,926,029	3.5	9,202,099	4.0	9,228,615	4.0
62	54,101,019,241	235,547,066	0.435	208,536,314	88.5	8,180,526	3.5	9,371,980	4.0	9,450,246	4.0
63	56,699,713,560	240,847,032	0.425	212,286,408	88.1	9,535,138	4.0	9,378,004	3.9	9,639,482	4.0
平成元	60,414,194,091	248,841,410	0.412	219,223,721	88.1	10,303,727	4.1	9,481,604	3.8	9,824,358	3.9
2	66,236,790,811	257,403,727	0.389	227,030,587	88.2	10,467,151	4.1	9,497,783	3.7	10,400,206	4.0
3	70,347,419,164	267,512,060	0.380	235,859,287	88.2	11,121,967	4.2	9,545,786	3.6	10,977,020	4.1
4	72,218,011,260	277,672,580	0.384	244,993,228	88.2	11,651,591	4.2	9,587,976	3.5	11,431,785	4.1
5	72,354,824,310	283,898,974	0.392	248,691,861	87.6	12,142,591	4.3	10,404,035	3.7	12,652,487	4.5
6	73,081,669,430	288,319,798	0.395	250,670,580	86.9	12,503,972	4.3	12,159,222	4.2	12,978,024	4.5
7	70,987,120,301	295,047,940	0.416	254,973,976	86.4	13,191,629	4.5	13,558,955	4.6	13,315,380	4.5
8	75,104,923,815	305,285,978	0.406	261,872,110	85.8	13,991,210	4.6	15,162,163	5.0	14,252,495	4.7
9	77,390,003,705	310,787,900	0.402	263,782,261	84.9	14,767,352	4.8	16,976,870	5.5	15,253,417	4.9
10	77,669,179,091	310,228,613	0.399	265,353,662	85.5	11,910,743	3.8	18,168,711	5.9	14,787,497	4.8
11	81,860,122,402	318,406,367	0.389	272,624,053	85.6	12,173,419	3.8	18,714,022	5.9	14,886,863	4.7
12	84,987,053,259	318,665,895	0.375	271,464,306	85.2	12,343,096	3.9	19,188,568	6.0	15,681,925	4.9
13	82,652,378,963	319,785,378	0.387	270,395,835	84.6	14,092,570	4.4	20,629,261	6.5	14,659,712	4.6
14	81,229,993,005	317,103,560	0.390	270,590,561	85.3	10,650,000	3.4	21,007,501	6.6	14,847,498	4.7
15	81,789,077,666	317,831,163	0.389	270,318,375	85.1	10,297,000	3.2	21,937,520	6.9	15,270,268	4.8
16	82,110,924,617	315,627,056	0.384	267,553,858	84.8	9,263,778	2.9	23,510,266	7.4	15,291,154	4.8
17	82,182,917,678	325,948,805	0.397	270,905,816	83.1	12,613,039	3.9	26,274,789	8.1	16,147,161	5.0
18	79,686,024,221	333,106,391	0.418	271,238,923	81.4	22,223,000	6.7	23,794,847	7.1	15,841,621	4.8
19	82,908,807,811	330,394,123	0.399	273,312,324	82.7	22,645,799	6.9	18,178,605	5.5	16,249,395	4.9
20	83,061,339,913	327,580,849	0.394	272,162,882	83.1	20,043,132	6.1	18,530,159	5.7	16,836,676	5.1
21	88,548,001,321	324,732,707	0.367	273,889,878	84.3	14,723,663	4.5	20,903,633	6.4	15,207,533	4.7
22	92,299,192,619	323,178,496	0.350	270,884,289	83.8	14,597,121	4.5	21,470,310	6.6	16,218,776	5.0
23	92,411,612,715	320,021,993	0.346	268,890,203	84.0	14,745,699	4.6	20,718,699	6.5	16,659,392	4.9
24	90,333,931,511	314,664,684	0.348	260,317,320	82.7	15,235,758	4.8	20,303,126	6.5	18,800,480	6.0
25	92,611,539,328	298,878,286	0.323	244,182,286	81.7	15,858,426	5.3	20,913,444	7.0	17,916,130	6.0
26	95,882,302,829	311,058,216	0.324	259,907,991	83.6	14,039,106	4.5	19,694,506	6.3	17,408,613	5.6
27	96,341,950,970	313,097,396	0.325	262,817,897	83.9	14,039,433	4.5	19,274,476	6.2	16,957,590	5.4
28	96,721,841,054	315,300,114	0.326	264,803,867	84.0	14,604,687	4.6	19,124,553	6.1	16,759,007	5.3
29	97,454,709,410	317,702,810	0.328	266,609,844	83.9	15,871,546	5.0	18,917,371	6.0	16,296,049	5.1
30	97,712,769,411	321,210,516	0.329	270,577,447	84.2	15,392,321	4.8	19,050,740	5.9	16,182,008	5.0
令和元	101,457,093,570	325,574,308	0.321	271,072,241	83.3	17,480,346	5.4	19,764,433	6.1	17,249,288	5.3
2	102,657,971,326	326,624,181	0.318	272,429,613	83.4	17,024,474	5.2	19,716,454	6.0	17,445,640	5.3

(注) 1 裁判所予算内訳の割合は、それぞれ四捨五入によってるので、合計で100.0にならない場合もある。

2 平成16年度及び平成17年度裁判所予算内訳のうち、施設費には改革推進公共投資事業償還金を含む。

3 平成24年度は、この他に東日本大震災復興特別会計に予算が計上されている。

令和元年度予算の概要

(単位:百万円)					
区分	平成30年度 当初予算額	令和元年度 予算額	比較増△減額	増△減率	補正予算計上額
裁判所所管	321,211	325,574	4,363	1.4%	1,118

1. 主要経費(裁判事務処理態勢の充実)

(単位:百万円)
※<>内は「補正予算計上額」

○ 民事事件関係経費	3,437 (前年比 +238) <	126 >
◇ 民事調停、労働審判、専門委員関連経費など		
○ 刑事事件関係経費	4,405 (前年比 +379) <	1 >
◇ 裁判員裁判、心神喪失者等医療観察事件関連経費など		
○ 家庭事件関係経費	6,288 (前年比 △83) <	5 >
◇ 家事調停関連経費など		
○ 事件共通関係経費	15,181 (前年比 △177) <	118 >
◇ 各種事件処理に共通する諸経費		

2. 裁判所施設の整備

○ 裁判所施設の耐震化等	17,480 (前年比 +2,088) <	797 >
--------------	-------------------------	-------

3. その他の機構維持等に必要な経費

○ 職員人件費	262,969 (前年比 +609) <	0 >
○ 司法修習生関係経費	4,993 (前年比 +18) <	0 >
○ その他の機構維持等経費	10,821 (前年比 +1,293) <	72 >

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

4. 人的機構の充実

○ 増員	99人
判事	40人
書記官	15人
事務官	44人

※判事補から判事への振替25人、速記官から書記官への振替2人を含む

○ 定員合理化	70人
---------	-----

【資料12】

令和元年度補正予算(第1号)について

最高裁判所

(単位:百万円)

令和元年度 補正予算額	平成30年度 補正予算額
----------------	-----------------

国民の安全・安心の確保	2,316	1,118
-------------	-------	-------

○裁判所施設に関する緊急対策 1,999

・裁判所施設の耐震化	613
・機能的劣化に関する改修	217
・非常用設備の更新	1,170

○民事裁判手続のIT化等 317

・ITツールを活用した争点整理	60
・書面の電子提出	97
・サイバーセキュリティ対策	159

合計 2,316

(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

令和2年度予算について

区分	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予算額	比較増△減額	増△減率	(単位:百万円) 補正予算計上額
裁判所所管	325,574	326,624	1,050	0.3%	2,316

1. 裁判事務処理態勢の充実

(単位:百万円)

○ 民事事件関係経費

3,313 (前年比 △125)

◇ 民事調停、労働審判、専門委員、民事訴訟手続のIT化関連経費など

○ 刑事事件関係経費

4,536 (前年比 +131)

◇ 裁判員裁判、心神喪失者等医療観察事件関連経費、法廷通訳関連経費など

○ 家庭事件関係経費

6,213 (前年比 △75)

◇ 家事調停関連経費など

○ 事件共通関係経費

15,048 (前年比 △133)

◇ 各種事件処理に共通する諸経費

2. 裁判所施設の整備

○ 裁判所施設の耐震化等

17,024 (前年比 △456)

3. その他の機構維持等に必要な経費

○ 職員人件費

264,557 (前年比 +1,588)

○ 司法修習生関係経費

4,932 (前年比 △61)

○ その他の機構維持等経費

11,001 (前年比 +180)

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

4. 人的機構の充実

○ 増員

72人

判事 30人
書記官 8人
事務官 34人

※判事補から判事への振替30人、速記官から書記官への振替2人を含む

○ 定員合理化

57人

【資料14】

令和2年度補正予算(第2号)について

最高裁判所

(単位:百万円)

令和2年度
補正予算額

裁判手続のIT化等	1,259
-----------	-------

○遠隔通訳実施の環境整備 215

○裁判手続のIT化のための情報インフラ基盤の整備 1,044

(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

裁判所庁舎現況

(令和2年4月1日現在)

区分	施設数	経年数						備考
		50年以上 (S45以前)	40年以上 (S46~55)	30年以上 (S56~H2)	20年以上 (H3~12)	10年以上 (H13~22)	9年以下 (H23~R2)	
最高裁判所	1		1					
高等裁判所	8	2	4	1			1	
地方裁判所	42	18	5	2	1	10	6	
家庭裁判所	17		5	4	6	2		
地家裁支部	203	51	70	10	13	28	31	
簡易裁判所	185	15	64	56	28	10	12	
研修所	9		6		2	1		
合計 [%]	465 [100]	(10) [18]	(3) [33]	155 [16]	73	50 [11]	51 [11]	50 [11]
対前年度増減		14	1	△7	1	△4	△5	

※ 上段()書きは、現在整備中の庁舎数であり、合計数の内数で表示

裁判所の耐震化について

1 耐震化の必要性

裁判所は全国各地に多数所在。古い時期に建てられ、耐震安全性に問題のある裁判所が存在する。

毎日多数の国民が来庁するとともに、災害直後にあっても令状手続などを行う裁判所の耐震化は、国民の安全にも治安維持にも直結する喫緊の課題。

2 耐震化の進捗状況

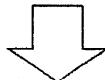
耐震改修促進法に基づき、特定建築物（3階建てかつ1,000m²以上）の庁舎について、平成19、20年度に耐震診断を実施。

特定建築物に該当しない小規模庁舎についても、平成22、23年度に耐震診断を実施。

これまで補正予算による予算措置も得て、庁の規模や診断結果に応じて、耐震改修又は庁舎新築による耐震化を実施。

裁判所庁舎 465庁

うち 耐震整備中：9庁（最高裁、大阪高裁、外）
予算措置未了：3庁（盛岡地裁、二戸支部、外）



耐震化の完了を目指すとともに、予防保全の観点をも踏まえ、裁判所施設の整備を計画的かつ着実に進めていく必要

令和2年度予算 施設関係予算内訳

				予算額 (百万円)
府	新當			4,787
(継続分	6府)	本	府	(東京) 中目黒分室(仮称) 津地家裁 仙台高裁秋田支部秋田地家裁 地家裁支部 (広島) 福山 (松江) 浜田 簡裁 (札幌) 静内裁 (新規分 3府) 本 府 烏取地家 佐賀地家 地家裁支部 (富山) 高岡
府	増築			285
(継続分	1府)	本	府	熊本家裁
建替えによる耐震化				2,080
(継続分	6府)	地家裁支部		(神戸) 柏原 (大津) 彦根 (名古屋) 半田 (津) 伊賀 (熊本) 玉名 簡裁 (福井) 大野
改修による耐震化				1,944
(継続分	2府)	本	府	最大阪高地裁
特別修繕等				7,089
事務費(旅費・庁費)				840
不動産購入費				0
各所修繕				1,107

令和元年度補正予算（第1号） 施設関係予算内訳

	予算額 (百万円)
<u>改修による耐震化（2庁）</u>	157
地家裁支部　（神戸）伊　　丹 簡　　裁　（鹿児島）徳　之　島	
<u>特別修繕等</u>	1,735
<u>事務費（旅費・庁費）</u>	107

※ 単位未満四捨五入のため、端数において計数が合致しない場合がある

裁 判 所

インフラ長寿命化計画（行動計画）

平成28年度～平成32年度

平成29年1月

最 高 裁 判 所

目次

I. はじめに	1
II. 計画の範囲	
1. 対象施設	1
2. 計画期間	1
III. 対象施設の現状と課題	1
1. 点検・診断／修繕・更新等	2
2. 基準類の整備	2
3. 情報基盤の整備と活用	2
4. 個別施設計画の策定・推進	3
5. 新技術の導入	3
6. 予算管理	3
7. 体制の構築等	3
IV. 中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通し	3
V. 必要施策に係る取組の方向性	3
1. 点検・診断／修繕・更新等	3
2. 基準類の整備	4
3. 情報基盤の整備と活用	4
4. 個別施設計画の策定・推進	4
5. 新技術の導入	4
6. 予算管理	4
7. 体制の構築等	5
VI. フォローアップ計画	5

I. はじめに

国の社会資本は、今後、急速に老朽化することが見込まれており、また、人口減少・少子高齢化の進展をはじめとする社会構造の変化等により、国の財政状況も厳しさを増すことが予想される中で、国のインフラ全般について、適正かつ確実にその維持管理・更新等を行う必要性が高まっている。

政府においても、平成25年10月4日、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月29日には、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）がとりまとめられた。

このような状況を踏まえ、裁判所の所管に属する施設についても、適切な維持管理・更新等を行うことにより、国民の安全・安心の確保、中長期的なコストの縮減や予算の平準化等を実現する必要があり、そのために、点検・診断の結果に基づき、適時に必要な対策を着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらを通じて得られた施設の状況や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」の構築に向け、着実に取組を推進していく必要がある。

そこで、基本計画に基づき、裁判所の所管に属する施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするものとして、「裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）」（以下「行動計画」という。）を策定する。

本行動計画に基づき、メンテナンスサイクルの構築と継続的な発展を更に推進し、施設の新設から撤去までのいわゆるライフサイクルの延長のための対策という狭義の長寿命化の取組に留まらず、更新を含め、将来にわたって必要なインフラの機能を發揮し続けるための取組を実行することとする。

II. 計画の範囲

1. 対象施設

裁判所の所管に属する施設を対象とし、老朽、狭隘、分散、耐震性能・耐津波性能の不足、都市計画上の要請等の理由から更新すべき施設を除き、長寿命化を図る必要がある。

2. 計画期間

平成28年度（2016年度）を初年度とし、基本計画に示されたロードマップにおいて、一連の必要施策の取組に一定の目途を付けることとされた平成32年度（2020年度）までを計画期間とする。

III. 対象施設の現状と課題

裁判所は、全国に466庁（延べ面積で約184万m²）という多くの庁舎を有するが、

このうち、建築後30年以上を経過している庁舎が全体の6割を超えるなど、老朽化の著しい施設を多数維持管理している現状にある。また、省庁別宿舎についても庁舎と同様に老朽化が進んでいる。

裁判所は、社会に生起する事件・紛争を公権的に解決する役割を担っており、その使命を果たすためには、裁判所施設の機能を維持するとともに、その安全性を確保することが不可欠であって、施設の管理者においては、その維持管理を遺漏なく、かつ適切に実施することが必要である。

そこで、今後の厳しい財政状況等も踏まえ、裁判所におけるインフラの長寿命化に向けて既に現場が直面している課題を明らかにし、その解決に向けた取組を迅速かつきめ細かく進めていくとともに、中長期的な社会経済情勢の変化を見据えたメンテナンスサイクルの構築に向けた取組を進める必要がある。

1. 点検・診断／修繕・更新等

インフラの維持管理及び修繕・更新等に当たっては、施設の変状を把握するための日常的な見回り・確認、経年劣化・損傷を把握するための定期的な点検・診断、災害発生後の変状を把握するための緊急点検等の不定期な点検などが行われているが、これらは、施設の機能を維持するとともに、利用者や職員の安全を確保するための措置を講ずる上で必要不可欠であり、これを引き続き適切に実施するとともに、その分析・反映等の仕組をより実効性の高いものとすることにより、施設の状況をより的確に把握し、良好なものとして維持保全していく必要がある。

2. 基準類の整備

裁判所における施設の維持管理及び修繕・更新等に必要な基準類は、関係法令・告示等に加え、所要の通達等が整備されているところであるが、さらに保全業務の在り方や実情、関係法令の改正等に合わせた見直し等を適切に行う必要がある。

3. 情報基盤の整備と活用

保全に必要な施設の情報について、その一部をBIMMS-N（※）に登録するとともに、法令等に基づき、維持管理及び修繕・更新等に必要な情報を保全台帳に記録し、備え付けることとしているが、情報の管理・分析等が十分ではないなどの問題もあり、今後さらに、実際の施設の維持管理及び修繕・更新等の過程において、必要な情報を効率的・効果的に収集し、これを適切に管理・分析することにより、メンテナンスサイクルを適切に機能させていく必要がある。

※ 国土交通省が管理する「官庁施設情報管理システム」

(Building Information system for Maintenance and Management Support in National government)

4. 個別施設計画の策定・推進

個別施設計画は、点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるものであり、メンテナンスサイクルの核として重要な意義を有する。

裁判所においては、従前から個別施設計画として、中長期保全計画を作成しているが、さらにすべての施設について、点検・診断及び修繕・更新等の過程を通じて情報を効率的・効果的に収集し、これを適切に分析・反映した個別施設計画を整備することにより、施設の状況等に応じたきめ細かな対応を行っていく必要がある。

5. 新技術の導入

点検・診断及び修繕・更新等を効率的・効果的に実施していくためには、さらに、関係省庁とも連携の上、より効率的かつ効果的な長寿命化に資する新技術の情報収集及び導入に取り組む必要がある。

6. 予算管理

厳しい財政状況下において、修繕・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るために、施設に関する情報を的確に蓄積・更新し、適切な個別施設計画の策定と計画的な投資を行う必要がある。

7. 体制の構築等

「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」（平成17年6月国土交通省策定）に基づき、すべての対象施設において施設保全責任者が設置されているが、さらに、より実効性のある保全を実施するための体制を構築する必要がある。

IV. 中長期的な維持管理及び修繕・更新等に係るコストの見通し

維持管理及び修繕・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握して予防的な個別施設計画を策定するなどの取組を進めることが重要であり、そのために、施設の実態等を踏まえ、中長期的な維持管理及び修繕・更新等のコストの見通しを的確に把握する必要がある。

V. 必要施策に係る取組の方向性

「III. 対象施設の現状と課題」を踏まえ、以下の取組を進める。

1. 点検・診断／修繕・更新等

すべての対象施設について、法令・告示等に基づき定期（建築物の敷地及び構造は

3年以内毎、建築設備・防火設備は1年以内毎)の点検・診断等を引き続き実施するとともに、その分析・反映等の仕組をより実効性の高いものにすることにより、施設の状況をより的確に把握し、維持保全を確実に実施する。これまでの取組により、保全実態調査で「施設の保全状況」が「良好」(総評点が80点以上)と判断される施設(宿舎を除く)は80%以上の割合となっているが、この状況が更に維持・改善されるよう、引き続き取組を継続する。

2. 基準類の整備

施設の定期点検については、建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律等で実施方法が定められ、また、支障がない状態の確認については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」(平成17年5月27日付け国土交通省告示第551号)で建築物の各部の状態とその確認方法が定められているところ、引き続きこれらに基づく点検、確認を実施する。また、裁判所において定めている保全に関する事務の取扱いについても、引き続き通達等に基づいて実施する。その上で、関係法令の改正その他の情報を幅広く収集しながら保全業務の在り方を不斷に見直し、基準類の整備とこれに基づく点検、確認の一層の充実化、実質化を図る。

3. 情報基盤の整備と活用

裁判所において定めている保全に関する事務の取扱いに基づく点検・診断の結果に關し、必要な情報をさらに効率的・効果的に収集して蓄積・更新した上、これを適切に管理・分析して活用し、施設の現状と課題をより的確に把握することにより保全の適正化を図り、メンテナンスサイクルを適切に機能させる。

4. 個別施設計画の策定・推進

すべての対象施設について、中長期保全計画等による個別施設計画が作成されているところ、さらに、点検・診断及び修繕・更新等の過程を通じて必要な情報を効率的・効果的に収集し、これを適切に分析・反映した個別施設計画の策定を推進する。

5. 新技術の導入

点検・診断や材料・工法等に關し、関係省庁とも連携の上、より効率的かつ効果的な長寿命化に資する新技術の情報収集及び導入に努める。

6. 予算管理

最高裁判所は、施設に関する情報を的確に評価し、対応の必要性・緊急性や必要な対策費用等を検討の上、将来必要となる費用の全体を見通しながら優先順位を検討するなどして、予防的な施設計画を策定し、計画的に投資を実施することなどにより、修繕・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る。

7. 体制の構築等

施設の管理者は、点検・診断の結果に基づき中長期保全計画等を策定し、各対象施設の施設保全責任者は、中長期保全計画等に従い、保全に関する業務を適正に実施するとともに、必要な情報を蓄積・更新する。

高等裁判所は、これらの情報を適切に管理・分析して、管内における施設の現状と課題を把握し、これを踏まえて実効的な保全を実現する。

最高裁判所は、これらの計画全体を総合的に評価することにより、メンテナンスサイクルが適切に機能しているかを確認し、総合調整等を行う。

また、既にすべての対象施設に施設保全責任者が設置されているところ、最高裁判所及び高等裁判所は、専門知識や経験の少ない施設保全責任者及び保全担当者に対する情報提供を行うなど、保全業務の充実・適正化に向けた指導を総合的に推進する。

VI. フォローアップ計画

裁判所は、本行動計画を継続し発展させるため、「V. 必要施策に係る取組の方向性」に沿った取組を引き続き充実させる。併せて、本行動計画の取組状況を把握し、必要な検討を行うとともに、必要に応じて公表及び官庁施設における長寿命化計画に関する連絡調整会議に対する情報提供を行う。

最高裁経監第341号

(会ろ-12-A)

平成31年3月25日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

〔裁判所会計事務規程第2条に
規定する本官設置家裁〕

最高裁判所事務総局經理局長 笠井之彦

公共調達における適正な会計事務について（通知）

公共調達の適正化については、これまでも下記の点につき、格段の配慮を行いつつ、法令等を遵守するとともに、競争性や透明性を確保した会計処理を実践していただくようお願いしてきました。

各庁におかれでは、適正な会計処理に取り組んでいただいているところですが、これまでの取組により適正性が向上した部分があるものの、依然として事務処理上の課題も少なくありません。今後も継続して、適正化の趣旨・目的の実質的な理解を深めるとともに、組織として所属職員に対する公共調達の適正化に関する意識向上への取組を行う必要があります。

このような問題意識の下、今後も、公共調達の適正化に向け、下記の点に留意した上、各庁において、契約事務取扱基準等や事務処理態勢の見直しを図るなど、主体的・自律的な取組を継続してください。

記

1 隨意契約の適正化について

随意契約については、各会計法令並びに昭和45年1月6日付け最高裁経監第

1号経理局長依命通達「随意契約による場合の予定価格等について」及び平成18年9月6日経監第001063号経理局長通知「公共調達の適正化について」に基づき、競争性・透明性の確保を一層推進すること。

予定価格の積算や見積書の徴取については、価格の公正性・適正性を確保するため、予算決算及び会計令第79条、第80条、第99条の5、第99条の6の規定のほか、契約事務取扱規則等の関係規範及び各庁が定める契約事務取扱基準等に則り、適切に実施すること。

また、各庁における内規、契約事務取扱基準等については、その制定の目的等を担当職員に周知徹底し、内容が形骸化しないように配慮するとともに、会計事務手続の根拠となる会計法令等を常に確認することにより、安易に前例踏襲を続けることがないように不断に注意を払う必要がある。

2 会計書類の適正管理について

見積書、納品書、作業完了報告書、請求書等の会計書類の提出を受けた際には、漏れなく正確に記載されているかについて精査した上、記載に漏れや誤りがあった場合には、確実に補正させること。特に、日付のない会計書類については、会計事務処理の適正さに疑義が生じないよう、確実に日付を記載させるなど補正を求ること。

また、提出を受けた会計書類については、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」及び同日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」による管理を確実に行うこと。

3 監督・検査の適切な実施について

契約の適正な履行を確保するため、監督職員及び検査職員については、会計法第29条の11各項の趣旨を踏まえ、的確な監督及び検査を実施できる職員を任命すること。

任命にあたっては、しかるべき動機付けを行うとともに、予算執行職員等の責任に関する法律の「予算執行職員」として、同法に定める義務及び責任について十分認識させる必要がある。

検査職員は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に留意しつつ、履行完了後に；実質的な検査を実施した上、検査完了後、検査を行った事実に即した検査調書を作成し、適切な保管等に努めること。

なお、監督職員及び検査職員の能力向上を図り、契約のトラブルを防止するための方策についても、各庁の実情を踏まえて、策定し、実施するのが相当である。

裁判所職員総合研修所の概要



1 裁判所職員総合研修所の組織等について

裁判所職員総合研修所（以下「総研」という。）は、「研修部門」と「事務局部門」に分けられています。

研修部門は、裁判所書記官研修部（以下「書研部」という。）、家庭裁判所調査官研修部（以下「調研部」という。）及び一般研修部の三つの部に分けられています。このうち、書研部は、裁判所書記官（以下「書記官」という。）及び裁判所速記官の執務に必要な理論及び実務に関する研修並びに書記官の養成を、調研部は、家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）の執務に必要な理論及び実務に関する研修並びに家裁調査官の養成を、一般研修部はその他の研修をそれぞれ担当しています。

このほか、書記官の事務について研究する第一研究室及び家裁調査官の事務について研究する第二研究室が置かれ、各研究室では、各種研究の企画及び実施の指導、総研所報等に掲載する論文、研究結果報告書等の監修、各種法改正に関する資料及び情報の収集、分析等を行っています。

2 総研における研修実施の基本的な考え方

社会経済情勢の変化や価値観の多様化等に伴い、裁判所を取り巻く状況も大きく変容してきました。これに合わせ、総研においても、国民の期待や負託に応えることができる裁判所職員を養成し、育成していくという観点から、現在及び将来にわたる事務の質の確保を目指した諸施策の進展状況も踏まえつつ、各種研修及び養成課程を計画、実施してきました。

また、適正迅速な事件処理のため、裁判官を含めた職種間で、それぞれの職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携強化を目的とする研修の充実強化を図ることに力を入れており、裁判官と合同で研究するのがふさわしいテーマについては、司法研修所（以下「司研」という。）と合同で研修を実施する

ほか、研修のテーマが総研内の各部で共通である場合については、各部が合同で研修を実施しています。

3 令和2年度研修実施計画について

上記の総研における研修実施の基本的な考え方方に加え、①裁判所を取り巻く状況の変化に適切に対応し、自律的に執務を遂行することができる職員の育成を図る、②各職場におけるOJTとの効果的な連携を意識した研修の充実を図る、③裁判官を含めた各職種間で、それぞれの職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携強化を図る、④社会情勢の変化や法改正の趣旨等を踏まえ、時宜に応じた課題に対応するとの観点から、全ての研修についての内容・科目の拡充を図りつつ、一層充実した研修の実施に努めていきたいと考えています。

また、各職種共通の組織課題として、組織運営の適正確確保や障害者等に対する配慮を含む人権意識の涵養等についても、効果的な研修の在り方を検討し、カリキュラム等に反映させていきたいと考えています。

ただし、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、職員の感染リスク低減の観点から、当初計画していた研修を延期又は中止したり、実施する場合であっても、その期間や方法等を工夫するなどの対応を行っています。中央研修については、新任者を対象とした導入系の研修、施策遂行のために実施すべきである等、今年度実施する必要性が高い研修に絞って実施することとし、養成課程については、4月以降に予定していた集合研修を在宅学修に切り替えた上で、7月から、少人数の5グループに分けて、3日間から5日間の日程で集合研修を実施しています。

4 研修

近年の研修の内容は、次のとおりです。

(1) 管理者・中間管理者

職種間連携を前提とした組織運営の在り方を意識させるとともに、効果的な人材育成のための態勢整備・環境整備を図ることをねらいとする科目を実施し

ています。また、最新の施策に関する講義や共同討議などにより、様々な気付きを得る機会を与え、自己研さんの意識付けを図るなど、それぞれの役割を明確に意識させることを主眼としたカリキュラムの充実に取り組んでいます。

ア 管理者

首席書記官研究会、首席家裁調査官研究会、事務局長研究会、管理者研究会等の幹部職員を対象とする研究会を実施し、組織が直面する課題の認識を共有するとともに、より広い視点から、適切に組織全体をリードしていくための視点の獲得等に重点を置いたカリキュラムとしています。

イ 中間管理者

平成30年度までは、全ての職種の中間管理者を対象とする研修について裁判部所属者と事務局所属者に分けて実施していましたが、令和元年度からは、これらを統合した上で、さらに中間管理者としての執務経験及びポストに応じて二つの階層に分けて中間管理者研修Ⅰと中間管理者研修Ⅱとして実施しています。これらの研修では、管理能力の向上に加え、職種間・部署間連携の意識や組織全体の観点から最適なものを見極める目など、それぞれの階層に応じて求められる能力の向上を図っています。

(2) 書記官・家裁調査官

各種実務研究会において、書記官事務の整理の考え方や行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整を担う家裁調査官の役割・機能を踏まえた共同討議を実施するなど、各職種間の連携強化を図りながら、的確な職務遂行を実現していくための視点の獲得等に重点を置いたカリキュラムを実施しています（各日程の一部を司研の研究会と合同で実施しています。）。

ア 書記官

書記官ブラッシュアップ研修（高裁委嘱）は、「事務の法的根拠を確認し、その目的を見定め、常に合理的な事務を追求できる書記官」を育成していくため、書記官任官後に全国共通のカリキュラムで行われる唯一の研修です。

本研修については、令和2年度に、書記官事務の整理の考え方に基づき問題を把握し解決する能力の向上及び組織的な視点の涵養を図るカリキュラムを充実させるなど、当該研修の目的を達成するためのカリキュラムの最適化を図る見直しを行いました。

イ 家裁調査官

家裁調査官任官後の研修について、現在の家庭裁判所及び家裁調査官を取り巻く社会情勢を踏まえ、家裁調査官が行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整を確実に実践していくための能力向上に向けて、中央研修が果たすべき役割を改めて検討した上で、家裁調査官特別研修及び家裁調査官応用研修に整理し、応募型で実施する家裁調査官特別研修については、移行期間を経て令和元年度から本格実施しています。

(3) 事務官（係長等）

各庁の総務・人事・会計の各分野の係長・専門職を対象とする研修において、担当事務に関する諸課題や専門的知識に関する講義等を行うとともに、関係職員等との連携・協働を踏まえた円滑かつ適切な係運営の在り方、その実現のために重要となる視点や考え方、効果的な働き掛けの方法等について、「働き方改革」の観点も取り入れ、共同討議等を行うこととしています。また、事務局事務を遂行する上で基盤となる知識や考え方の習得に重点を置いたカリキュラムの充実強化を図っています。

5 研究

第一研究室では、令和2年度の書記官実務研究として、「医療観察事件における書記官事務の研究」をテーマとする研究を行っているほか、過去の実務研究報告の復刻・補訂作業を行っています。

第二研究室では、令和2年度家裁調査官実務研究（指定研究）として、「監護権をめぐる紛争における子の監護に関する調査の方法及び分析・評価の在り方」をテーマとする研究を行っています。

6 養成課程

(1) 書記官養成課程

法律科目と実務科目の効果的な連携に留意し、実務における書記官事務に即した形の演習を積極的に取り入れています。また、書記官事務の整理の考え方を涵養させるためのカリキュラムや、職種間の連携及び協働の在り方について検討させる家裁調査官養成課程との合同カリキュラムなど、参加型、討論型の演習も実施しています。

令和2年度は、第一部第17期研修生231人（このほかに特許庁からの受託研修生1人）、第二部第16期研修生（2年生）69人、第二部第17期研修生（1年生）79人（いずれも令和2年6月1日現在の人数）で研修を実施しています。

(2) 家裁調査官養成課程

家裁調査官の役割・機能である事実の調査や調整を行うために必要な行動科学の知見や技法を体系的に習得させるとともに、グループ討議により多角的な視点で組織的に事件処理を行う姿勢を身に付けさせ、組織性の涵養にも重点を置いたカリキュラムを実施しています。

令和2年度は、第16期研修生45人、第17期研修生48人で研修を実施しています。

7 総研の今後の取組と情報発信

(1) 今後の取組

効果的な人材育成を行うに当たっては、集合研修を担う総研においても、書記官及び家裁調査官をはじめとする裁判所職員の育成目標を見据え、養成課程の一層の充実を図り、OJTと集合研修（中央研修、高裁委嘱研修及び自庁研修）との連携を意識しながら、また、IT化後の書記官事務等の新しい課題をも見据えながら、引き続き、研修内容の見直しを行って研修の充実を図っていきたいと考えています。

(2) 総研の刊行物について

総研の刊行物として、総研で行われた各種実務研究会の結果要旨や研修実施結果等を掲載した「総研所報」と、書記官の研究論文を掲載した「書記官実務研究報告書」、家裁調査官の研究論文を掲載した「家裁調査官研究紀要」があります。

(3) 総研コンテンツについて

J・NETポータルの総研コンテンツにおいて、実務研究会の結果要旨、中央研修や養成課程の状況及び文献情報など、執務に役立つ情報・資料等を提供しているとともに、「総研ニュース」を毎月1回掲載して総研の最新情報を発信しています。

参考資料

目 錄

- ・参考資料 1 令和 2 年度研修実施計画
- ・参考資料 2 令和 2 年度研修実施計画一覧表（令和元年度との比較表）
※参考資料 1 を令和元年度と比較しつつ一覧表の形に整理したもの
- ・参考資料 3 令和 2 年度裁判所職員（裁判官以外）研修
※令和 2 年度の総研の研修の体系の全体像を図示したもの

令和2年度研修実施計画

裁判所職員総合研修所

目 次

第1 研修	1
1 中央研修	1
2 高裁委嘱研修	7
3 自序研修	9
4 研究	10
5 委託研修	11
第2 養成	12
1 裁判所書記官養成課程	12
2 家庭裁判所調査官養成課程	12

※期間は、休日を除く実日数を記載している。

※このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

第1 研修

1 中央研修

(1) 管理者層 ア 管理業務系

番号	名 称		目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
1	首席書記官研究会		首席書記官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 9. 16(水) ～ 9. 17(木)	2日	約30	地・家・簡裁の首席書記官
2	首席家庭裁判所調査官研究会	第1回 第2回	首席家裁調査官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 9. 3(木) ～ 9. 4(金) 2. 11. 17(火) ～ 11. 18(水)	2日 2日	8 50	高裁所在地の首席家裁調査官 首席家裁調査官
3	事務局長研究会		事務局長として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 2. 18(木) ～ 2. 19(金)	2日	約20	地・家裁の事務局長
4	管理者研究会 (組織運営) ※司研合同		支部運営を始めとする組織運営に関する研究及び討議を行うことにより、幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図る。	司法研修所 及び 裁判所職員総合研修所	2. 5. 19(火) ～ 5. 21(木)	3日	約60	次席書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官(次席家裁調査官の経験がある者)、次長
5	次席家庭裁判所調査官等研究会		次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 9. 23(水) ～ 9. 25(金)	3日	未定	次席家裁調査官、総括主任家裁調査官
6	管理者研究会		幹部職員として、その職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させるとともに、当面する諸問題の研究及び討議を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 4. 13(月) ～ 4. 17(金)	5日	約100	新たに局長(高裁を除く。)、次長、事務部長、首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、首席家裁調査官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、次席技官(最高裁)、次席技官(最高裁)等に任命された者

イ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
7	研修計画協議会	研修実施計画及び研修運営上の諸問題について協議し、研修方針の周知徹底を図る。	裁判所職員総合研修所	3. 1. 7(木) ～ 1. 8(金)	2日	25	高裁の次長、首席書記官、高裁所在地の首席家裁調査官

(2) 中間管理者層

ア 管理業務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者	
8	中間管理者研修 I	第1回	中間管理者として、その職務を遂行するため必要な高い識見及び管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 10. 13(火) ～10. 16(金)	各4日	各約80	昇任後おおむね7年未満の主任書記官若しくは主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長補佐、専門官、班長又は主任技官の職にある者
		第2回			3. 1. 12(火) ～1. 15(金)			
		第3回			3. 2. 2(火) ～2. 5(金)			
9	中間管理者研修 II	第1回	中間管理者として困難な職務を遂行するため必要な広い視野と高い識見及び管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 10. 27(火) ～10. 29(木)	各3日	各約80	訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、課長、文書企画官、企画官、首席技官、営繕企画官(最高裁)又は昇任後おおむね7年以上経過した主任書記官若しくは主任家裁調査官の職にある者
		第2回			2. 12. 8(火) ～12. 10(木)			
10	主任家庭裁判所調査官研修	主任家庭裁判所調査官研修	主任家裁調査官として必要な指導監督能力の向上及び管理者意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 6. 23(火) ～6. 26(金)	4日	未定	主任家裁調査官

イ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者	
11	研修指導研究会	第1回	高裁委嘱研修及び自府研修の指導者を養成する。	裁判所職員総合研修所	2. 6. 3(水) ～6. 5(金)	3日	約40	次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、主任家裁調査官、総括企画官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、専門官
		第2回			2. 12. 15(火) ～12. 17(木)			

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
12	実務指導研究会	書記官ブラッシュアップ研修の指導者を養成する。	裁判所職員 総合研修所	2. 5.12(火) ～ 5.13(水)	各 2日	約40	
				2. 5.12(火) ～ 5.13(水)		約40	書記官ブラッシュアップ研修の講師となる予定の者
				2. 5.14(木) ～ 5.15(金)	各 2日	約35	
				2. 5.14(木) ～ 5.15(金)		約25	

(3) 主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等)

ア 裁判事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
13	家事実務研究会 ※司研合同	家事書記官及び家事係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	2.11. 4(水) ～11. 6(金)	3日	約100	家裁で家事事件を担当する書記官、家裁調査官
14	少年実務研究会 ※司研合同	少年書記官及び少年係調査官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	2. 9. 9(水) ～ 9.11(金)	3日	約100	家裁で少年事件を担当する書記官、家裁調査官
15	民事実務研究会 ※司研合同	民事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	2. 6.10(水) ～ 6.11(木)	各 2日	約50	高・地・簡裁で民事事件を担当する書記官
	第2回		裁判所職員 総合研修所	3. 1.21(木) ～ 1.22(金)			
16	刑事実務研究会 ※司研合同	刑事書記官の事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	2.11.18(水) ～11.19(木)	2日	約50	高・地・簡裁で刑事事件を担当する書記官
17	家事特別研究会 ※司研合同	後見関係事件等の運用をめぐる諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な事件処理の推進に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	2.10. 8(木) ～10. 9(金)	2日	約50	家裁で後見関係事件を担当する書記官

18	家庭裁判所 調査官 特別研修	第1回	行動科学等の更なる専門性の獲得及び深化を図り、現場の調査事務の質向上に寄与させ、的確な調査事務を追求する能力の発展を図る。	裁判所職員 総合研修所	2. 10. 20(火) ～10. 23(金)	4日	各 約40	家庭裁判所調査官実務研修を終了した者及び平成29年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
		第2回			2. 12. 2(水) ～12. 4(金)			
		第3回			3. 1. 27(水) ～ 1. 29(金)			
19	家庭裁判所調査官 応用研修		専門的知識及び技能を応用して、複雑困難な事件についても円滑な調査事務の遂行を確保できる能力の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所	2. 7. 6(月) ～ 7. 10(金)	5日	未定	家裁調査官任官後、3年以上経過した者のうち家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了していないもの
20	速記官中央研修		裁判所が当面する諸問題に関する理解を更に深めさせるとともに、裁判部の一員としての職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	2. 7. 1(水) ～ 7. 2(木)	2日	約20	速記官(速記管理官及び速記副管理官を除く。)
21	総括執行官研究会		総括執行官の職務等について知識を付与するとともに、研究、討議等を行うことにより、総括執行官の役割や執行官室の運営等についての認識を深めさせ、総括執行官としての識見をかん養する。	裁判所職員 総合研修所	2. 7. 7(火) ～ 7. 9(木)	3日	未定	総括執行官
22	執行官実務研究会		社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身につけるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力を養う。	裁判所職員 総合研修所	3. 2. 2(火) ～ 2. 4(木)	3日	未定	執行官
23	新任執行官研修		職務遂行に必要な知識を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	2. 5. 26(火) ～ 5. 29(金)	4日	未定	平成31年4月2日以後に執行官に任命された者又は執行官事務取扱書記官に指定された者

イ 事務局事務系

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期 間	人 員	対 象 者
24	係 長 等 (総 務 担 当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	2. 10. 6(火) ～10. 8(木)	3 日	約50	高・地・家裁 本庁の総務事 務を担当する 係長、専門職
25	係 長 等 (人 事 担 当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	2. 10. 20(火) ～10. 22(木)	3 日	約70	高・地・家裁 本庁の人事事 務を担当する 係長、専門職
26	係 長 等 (会 計 担 当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	2. 11. 10(火) ～11. 13(金)	4 日	約60	高・地・家裁 本庁の会計事 務を担当する 係長、専門職

ウ 研修事務系

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期 間	人 員	対 象 者
27	研 修 事 務 担 当 者 研 修	研修の企画、実施等に必要な知識及び技能を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図り、もって高裁委嘱研修及び自庁研修の充実を図る。	裁判所職員 総合研修所	2. 6. 16(火) ～ 6. 18(木)	3 日	約40	研修事務を担 当する高・地・家 裁の係長、専門 職、主任

(4) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期 間	人 員	対 象 者
28	総 合 職 採 用 職 員 初 任 研 修	将来の幹部職員の候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	2. 4. 7(火) ～ 4. 9(木)	3 日	未定	2019年度 裁判所職員採 用総合職試験 の合格者で、 新たに採用さ れたもの

(5) その他

ア 情報化関係

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期 間	人 員	対 象 者
29	情 報 セ キ ュ リ テ ィ 研 修	情報セキュリティの確保に必要な知識等を習得し、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施に資するとともに、情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図る。	裁判所職員 総合研修所	2. 9. 29(火) ～ 9. 30(水)	2 日	約60	情報セキュリ ティ対策事務 従事者の事務 を補助する者 (管理職以上 の者)

30	情報処理研修	第1回		情報化の推進に向けて、職員全体のレベルアップを図るための指導的役割を果たす者を広く養成する。	裁判所職員総合研修所	2. 5. 19(火) ～ 5. 21(木)	各3日	約60 約60	情報化の推進に指導的役割を果たすことが期待される行(一)職員(家裁調査官を除く。)
		第2回				2. 5. 26(火) ～ 5. 28(木)			

31	裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分)導入研修	第1回	高裁判事 簡裁刑事 簡裁民事 支払督促	裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分)の円滑な導入に向けて中心的役割を果たす者を養成する。	裁判所職員総合研修所	2. 5. 12(火) ～ 5. 13(水)	各2日	未定 未定 未定 未定 未定 未定	裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分)の導入事務を担当する職員
		第2回	高裁判事 簡裁刑事 簡裁民事 支払督促			2. 5. 13(水) ～ 5. 14(木)			
		第3回	高裁判事 簡裁刑事 簡裁民事 支払督促			2. 6. 9(火) ～ 6. 10(水)			
						2. 6. 10(水) ～ 6. 11(木)			
						2. 9. 1(火) ～ 9. 2(水)			
						2. 9. 2(水) ～ 9. 3(木)			

イ 採用試験事務関係

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
32	採用試験事務担当者研究会	採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことにより、執務能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	2. 5下旬	1日	未定	採用試験事務を担当する管理職員等

ウ CA関係

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
33	CA研修実務試験	前期研修	書記官の執務に必要な学識及び実務知識並びに職務遂行能力の有無を判定する。	裁判所職員総合研修所	2. 6. 25(木) ～ 7. 15(水)	15日	裁判所書記官任用試験の第2次試験に合格した者
		実務研修		実務研修実施庁	2. 7. 17(金) ～ 8. 21(金)	23日	
		後期研修		裁判所職員総合研修所	2. 8. 24(月) ～ 9. 11(金)	15日	

2 高裁委嘱研修

(1) 管理者層 管理業務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
34	次 席 家庭裁判所調査官等 実務研究会	高等裁判所で実施する委嘱研修及び高裁ブロック研修の運営等について研究及び討議を行うことにより、研修等の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が 適宜決定	1日	未定	次席家裁調査官、 総括主任家裁調査官

(2) 中間管理者層 管理業務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
35	新任中間管理者 研 修	職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が 適宜決定	5日	未定	新たに主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、首席技官、班長（最高裁）、主任技官（最高裁を含む）、地裁本庁所在地にある検審局長等に任命された者

(3) 主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等)

ア 裁判事務系

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
36	書 記 官 ブランクシュアッブ 研 修	中堅書記官に求められる思考力・表現力等を執務で十分に發揮できるよう、基本的資質・能力を磨き、執務の質の向上につなげる契機とする。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	7月から9月 までの間で実施機関が適宜決定	5日	未定	書記官任用資格取得後5年以上の者 (中間管理者以上の者を除く。)
37	家庭裁判所調査官 実務研究会	家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、調査実務の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員 総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所	実施機関が 適宜決定	3日	未定	主任家裁調査官、 家裁調査官

イ 事務局事務系

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期 間	人 員	対 象 者
38	新任係長研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより係長としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	3日	未定	新たに係長に任命された者
39	事務官専門研修	総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識及び技能を付与することにより、事務局において中核的役割を果たしている事務官の執務能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	2~3日	未定	採用後7年以上の行(一)事務官(専門官以上の職にある者を除く。)

(4) 事務官層

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期 間	人 員	対 象 者
40	ジャンプアップ研修	職務での問題点の発見と改善等について研究及び討議を行うことにより、仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	3日	未定	採用後7年以上10年未満の行(一)事務官(係長、専門職以上の職にある者及び書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者を除く。)
41	事務官法律研修	通信研修及び面接研修を通じて基礎的な法學教育を行うことにより、資質及び事務処理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	通信研修 実施機関が適宜決定 面接研修 実施機関が適宜決定	約250 9~11日		採用後1年以上の行(一)事務官(書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者、総合職(I種、上級)試験合格者等を除く。)

(5) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実 施 場 所	実 施 時 期	期 間	人 員	対 象 者
42	新採用職員研修	国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに裁判所職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所職員にふさわしい心構えをかん養する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定	5日	未定	新たに採用された職員(総合職採用職員を除く。)

3 自府研修

(1) 事務官層

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
43	ステップアップ研修	本格的なジョブローテーションが始まる前にその意義を理解させ、動機付けを行うとともに、職務遂行能力の向上を図り、事務局事務等の一般的な知識を付与する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3日	未定	採用3年目の行(一)事務官、行(一)技官

(2) 新採用職員層

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
44	フォローアップセミナー	裁判所職員として必要な基礎的知識を確認させ、幅広い視野で職務を遂行する姿勢をかん養する。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3日	未定	採用後1年程度を経過した行(一)事務官、行(一)技官
45	フレッシュセミナー	職員として当面必要な知識を付与し、職場への円滑な定着を図る。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	採用後勤務初日及び2日目	2日	未定	新たに採用された職員

(3) その他

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
46	高裁ブロック研修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所	実施機関が適宜決定			高裁管内に勤務する職員
47	自 府 研 修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	最高裁判所 高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	実施機関が適宜決定			最高裁、高裁管内に勤務する職員

4 研究

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
48	合 同 実 務 研 究	異なる職種の職員に裁判所の職種間の連携、協働に関する研究を共同してさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	研究員が所属する裁判所	2. 9 ～ 3. 3	7月	未定	書記官、家裁調査官等
49	書記官実務研究	書記官実務における諸問題について、体系的かつ実証的な研究をさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	裁判所職員総合研修所	2. 4 ～ 3. 3	1年	2	書記官
50	家庭裁判所調査官実務研究 (個人及び共同研究)	家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	研究員が所属する家庭裁判所	2. 7 ～ 3. 3	8月	未定	(個人研究) 家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了した者 (共同研究) 家裁調査官
	同 上 (指 定 研 究)		研究員が所属する家庭裁判所及び裁判所職員総合研修所	2. 4 ～ 3. 3	1年	6	家庭裁判所調査官実務研修を終了した者及び平成29年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
51	家庭裁判所調査官関係機関特別研究 (家事及び少年関係機関についての研究)	関係機関における業務の実際にに関する研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	派遣先関係機関 及び研究員が所属する家庭裁判所	2. 7 ～ 3. 3	8月	未定	家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (心身の鑑別についての研究)		矯正研修所 及び研究員が所属する家庭裁判所	3. 2 ～ 3	1月	3	家庭裁判所調査官実務研修を終了した者及び平成29年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (更生保護についての研究)		法務総合研究所及び研究員が所属する家庭裁判所	2. 5 ～ 7	2月	3	家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了した者

5 委託研修

番号	委 託 庁	名 称	人 員
52	人 事 院	行政研修（課長補佐級）	未定
53	財務省	会計事務職員研修	未定
54		会計事務職員契約管理研修	
55		予算編成支援システム研修	
56		予算担当職員初任者研修	
57		決算書作成システム研修	
58		会計監査事務職員研修	
59	国税庁	税務大学校本科特別研修	未定
60	総務省	情報システム統一研修	未定

第2 養成

1 裁判所書記官養成課程

番号	部	期	実施時期等	期間	人員	対象者
61	第一 部	第 17 期	2. 4. 6(月) 入所, 第1期研修 7. 20(月)～ 実務修習 10. 1(木)～ 第2期研修 3. 3. 1(月) 修了	1年	231	第一部入所試験合 格者で, 最高裁が 指名したもの
62	第二 部	第16期 (2年生)	31. 4. 4(木) 入所 4. 9(火)～ 裁判事務修習 元. 9. 2(月)～ 第1期研修 2. 4. 1(水)～ 第2期研修 7. 20(月)～ 実務修習 10. 1(木)～ 第3期研修 3. 3. 1(月) 修了	2年	68	第二部入所試験合 格者で, 最高裁が 指名したもの
		第17期 (1年生)	2. 4. 6(月) 入所 4. 9(木)～ 裁判事務修習 10. 16(金)～ 第1期研修 3. 4. 1(木)～ 第2期研修 7. 下旬～ 実務修習 10. 上旬～ 第3期研修 4. 3. 25(金) 修了	2年	78	

2 家庭裁判所調査官養成課程

番号	期	実施時期等	期間	人員	対象者
63	第 16 期	31. 4. 4(木) 入所 4. 10(水)～ 実務修習(予修期) 元. 5. 7(火)～ 前期合同研修 7. 22(月)～ 実務修習 2. 9. 1(火)～ 後期合同研修 3. 3. 1(月) 修了	2年	45	平成31年度採用の 家裁調査官補で, 最 高裁が指名したもの
64	第 17 期	2. 4. 6(月) 入所 4. 10(金)～ 実務修習(予修期) 5. 7(木)～ 前期合同研修 7. 20(月)～ 実務修習 3. 9. 中旬～ 後期合同研修 4. 3. 25(金) 修了	2年	48	令和2年度採用の家 裁調査官補で, 最高 裁が指名したもの

令和2年度研修実施計画一覧表(令和元年度との比較表)

(2.1.22 総研)

*研修名の頭に付した記号は、◎は中央研修、○は高裁委嘱、◎は自府研修を表す。

番号	研修名等		令和2年度			令和元年度			備考
			実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員	
1	◎首席書記官研究会		2.9.16(水)~9.17(木)	2	約30	元.9.18(水)~9.19(木)	2	30	
2	◎首席家庭裁判所調査官研究会	第1回 第2回	2.9.3(木)~9.4(金) 2.11.17(火)~11.18(水)	2 2	8 50	元.9.5(木)~9.6(金) 元.11.19(火)~11.20(水)	2 2	8 50	
3	◎事務局長研究会		3.2.18(木)~2.19(金)	2	約20	2.2.20(木)~2.21(金)	2	約20	
4	◎管理者研究会(組織運営)(※)		2.5.19(火)~5.21(木)	3	約60	元.5.21(火)~5.23(木)	3	60	令和元年度は司研と一部合同で実施
5	◎次席家庭裁判所調査官等研究会		2.9.23(水)~9.25(金)	3	未定	元.9.25(水)~9.27(金)	2.5	28	★
6	◎管理者研究会		2.4.13(月)~4.17(金)	5	約100	31.4.15(月)~4.19(金)	5	127	
7	◎研修計画協議会		3.1.7(木)~1.8(金)	2	25	2.1.9(木)~1.10(金)	1.5	25	★
8	◎中間管理者研修I	第1回 第2回 第3回	2.10.13(火)~10.16(金) 3.1.12(火)~1.15(金) 3.2.2(火)~2.5(金)	4 4 4	約80 約80 約80	元.10.15(火)~10.18(金) 2.1.14(火)~1.17(金) 2.2.4(火)~2.7(金)	4 4 4	79 80 80	
9	◎中間管理者研修II	第1回 第2回	2.10.27(火)~10.29(木) 2.12.8(火)~12.10(木)	3 3	約80 約80	元.10.29(火)~10.31(木) 元.12.10(火)~12.12(木)	3 3	61 59	
10		◎主任家庭裁判所調査官研修	2.6.23(火)~6.26(金)	4	未定	元.6.25(火)~6.28(金)	3.5	47	★
11	◎研修指導研究会	第1回 第2回	2.6.3(水)~6.5(金) 2.12.15(火)~12.17(木)	3 3	約40 約50	元.6.5(水)~6.7(金) 元.12.17(火)~12.19(木)	3 3	38 44	
12	◎実務指導研究会	民事 刑事 家事 少年	2.5.12(火)~5.13(水) 2.5.12(火)~5.13(水) 2.5.14(木)~5.15(金) 2.5.14(木)~5.15(金)	2 2 2 2	約40 約40 約35 約25	元.5.14(火)~5.15(水) 元.5.14(火)~5.15(水) 元.5.16(木)~5.17(金) 元.5.16(木)~5.17(金)	2 2 2 2	41 35 36 22	
13	◎家事実務研究会(※)		2.11.4(水)~11.6(金)	3	約100	元.11.6(水)~11.8(金)	3	100	令和元年度は司研と一部合同で実施
14	◎少年実務研究会(※)		2.9.9(水)~9.11(金)	3	約100	元.9.11(水)~9.13(金)	3	98	令和元年度は司研と一部合同で実施
15	◎民事実務研究会	第1回(※) 第2回	2.6.10(水)~6.11(木) 3.1.21(木)~1.22(金)	各2	約50 約50	元.6.12(水)~6.13(木) 2.1.23(木)~1.24(金)	各2	50 50	令和元年度は司研と一部合同で実施
16	◎刑事実務研究会(※)		2.11.18(水)~11.19(木)	2	約50	元.11.21(木)~11.22(金)	2	50	令和元年度は司研と一部合同で実施
17	◎家事特別研究会(※)		2.10.8(木)~10.9(金)	2	約50	元.10.10(木)~10.11(金)	1.5	50	令和元年度は司研と合同で実施 ★
18	◎家庭裁判所調査官特別研修	第1回 第2回 第3回	2.10.20(火)~10.23(金) 2.12.2(木)~12.4(金) 3.1.27(水)~1.29(金)	4 3 3	約40 約40 約40	元.10.29(火)~11.1(金) 元.12.4(木)~12.6(金) 2.1.29(水)~1.31(金)	4 3 3	39 39 40	
19	◎家庭裁判所調査官応用研修		2.7.6(月)~7.10(金)	5	未定	元.7.8(月)~7.12(金)	5	52	
20	◎速記官中央研修		2.7.1(水)~7.2(木)	2	約20	元.7.3(水)~7.4(木)	1.5	20	★
21	◎総括執行官研究会		2.7.7(火)~7.9(木)	3	未定				隔年で実施 令和元年度は実施なし
22	◎執行官実務研究会		3.2.2(火)~2.4(木)	3	未定	2.2.4(火)~2.6(木)	3	19	
23	◎新任執行官研修		2.5.26(火)~5.29(金)	4	未定	元.5.28(火)~5.31(金)	3.5	13	★
24	◎係長等(総務担当)研修		2.10.6(火)~10.8(木)	3	約50	元.10.1(火)~10.3(木)	3	52	
25	◎係長等(人事担当)研修		2.10.20(水)~10.22(金)	3	約70	元.10.23(水)~10.25(金)	3	71	
26	◎係長等(会計担当)研修		2.11.10(火)~11.13(金)	4	約60	元.11.12(火)~11.15(金)	4	59	
27	◎研修事務担当者研修		2.6.16(火)~6.18(木)	3	約40	元.6.18(火)~6.20(木)	3	39	
28	◎総合職採用職員初任研修		2.4.7(火)~4.9(木)	3	未定	31.4.5(金)~4.9(火)	3	64	
29	◎情報セキュリティ研修		2.9.29(火)~9.30(水)	2	約60	元.10.8(火)~10.9(水)	1.5	66	★
30	◎情報処理研修	第1回 第2回	2.5.19(火)~5.21(木) 2.5.26(火)~5.28(木)	3 3	約60 約60	元.5.21(火)~5.23(木) 元.5.28(火)~5.30(木)	3 3	58 60	

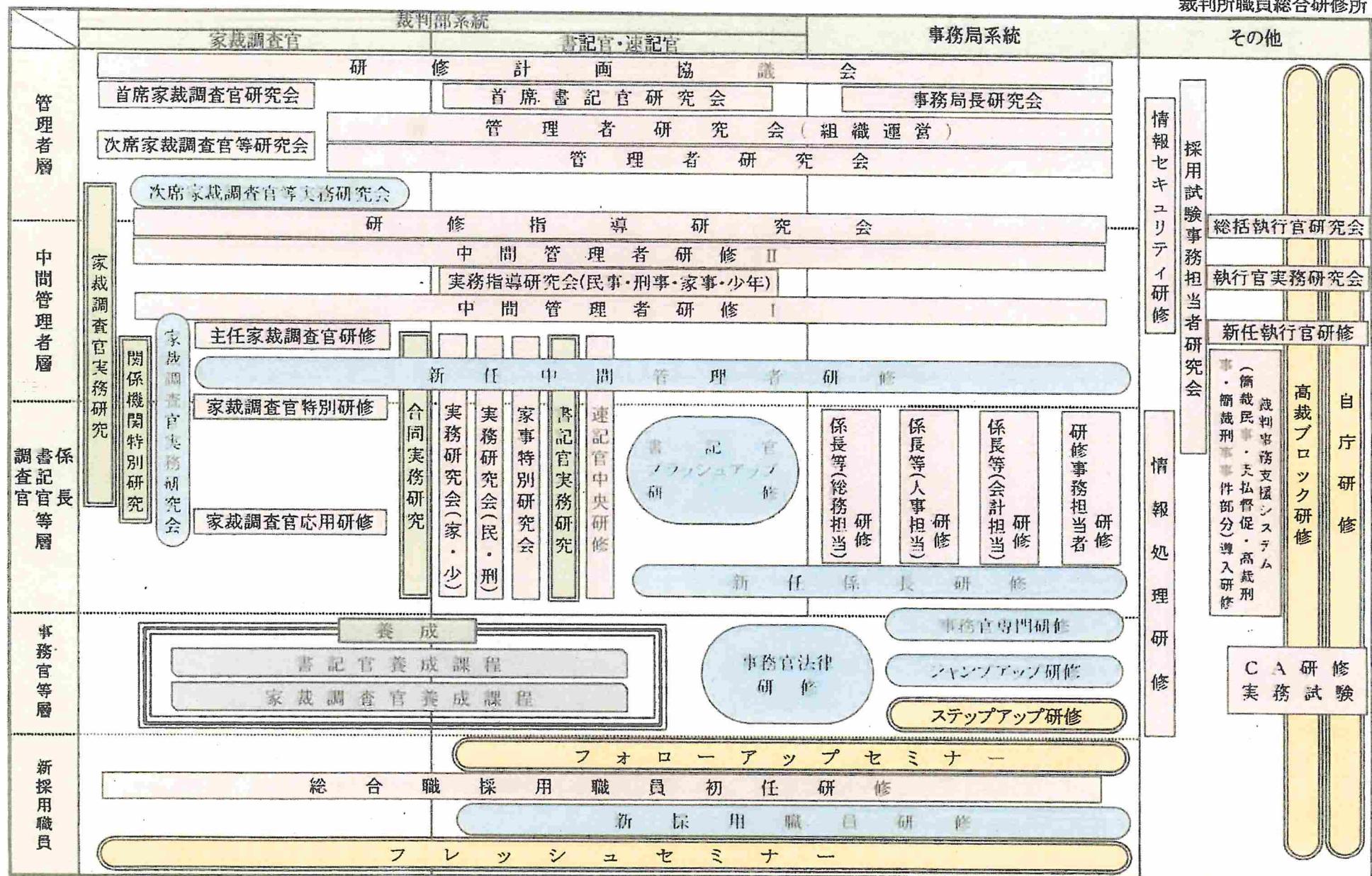
番号	研修名等	令和2年度				令和元年度			備考	
		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員			
30	◎裁判事務支援システム(少年事件部分)導入研修	第1回			元.5.13(月)～5.14(火)	2	54			
		第2回			元.6.6(木)～6.7(金)	2	64			
		第3回			元.7.9(火)～7.10(水)	2	46			
		第4回			元.9.9(月)～9.10(火)	2	44			
31	◎裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分)導入研修	第1回	高級刑事 簡裁刑事 簡裁民事 支払督促	2.5.12(火)～5.13(水) 2.5.13(水)～5.14(木)	2 2	未定 未定				
		第2回	高級刑事 簡裁刑事 簡裁民事 支払督促	2.6.9(火)～6.10(水) 2.6.10(水)～6.11(木)	2 2	未定 未定				
		第3回	高級刑事 簡裁刑事 簡裁民事 支払督促	2.9.1(火)～9.2(水) 2.9.2(水)～9.3(木)	2 2	未定 未定				
32	◎採用試験事務担当者研究会	2.5下旬		1	未定	元.5.29(水)	1	28		
33	◎CA研修実務試験	前期研修	2.6.25(木)～7.15(水)		15		元.6.26(水)～7.17(水)	15		
		実務研修	2.7.17(金)～8.21(金)		23	未定	元.7.19(金)～8.21(水)	23	57	
		後期研修	2.8.24(月)～9.11(金)		15		元.8.23(金)～9.12(木)	15		
34	○次席家庭裁判所調査官等実務研究会	実施機関が適宜決定		1	未定	実施機関が適宜決定	1	約70		
35	○新任中間管理者研修	実施機関が適宜決定		5	未定	実施機関が適宜決定	5	316		
36	○書記官ブラッシュアップ研修	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定		5	未定	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	10.5	274		
37	○家庭裁判所調査官実務研究会	実施機関が適宜決定		3	未定	実施機関が適宜決定	3	約240		
38	○新任係長研修	実施機関が適宜決定		3	未定	実施機関が適宜決定	3	251		
39	○事務官専門研修	実施機関が適宜決定		2～3	未定	実施機関が適宜決定	1.5～3	未定	★	
40	○ジャンプアップ研修	実施機関が適宜決定		3	未定	実施機関が適宜決定	3	未定		
41	○事務官法律研修	通信研修	実施機関が適宜決定		約250	実施機関が適宜決定		272		
		面接研修	実施機関が適宜決定			9～11	実施機関が適宜決定			
42	○新採用職員研修	実施機関が適宜決定		5	未定	実施機関が適宜決定	5	446		
43	◎ステップアップ研修	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定		3	未定	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	未定		
44	◎フォローアップセミナー	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定		約3	未定	①2月及び3月中で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3	未定		
45	◎フレッシュセミナー	採用初日及び2日目		2	未定	採用初日及び2日目	2	未定		
46	◎高裁ブロック研修	実施機関が適宜決定		実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
47	◎自序研修	実施機関が適宜決定		実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
48	合同実務研究	2.9～3.3		7月	未定	元.9～2.3	7月	7		
49	書記官実務研究	2.4～3.3		1年	2	31.4～2.3	1年	2		
50	家庭裁判所調査官実務研究(個人及び共同研究)	2.7～3.3		8月	未定	元.7～2.3	8月	2	人員欄は、研究の本数を記載	
	同上(指定研究)	2.4～3.3		1年	6	31.4～2.3	1年	6		
51	家庭裁判所調査官関係機関特別研究(家事及び少年関係機関についての研究)	2.7～3.3		8月	未定	元.7～2.3	8月	19		
	同上(心身の鑑別についての研究)	3.2～3		1月	3	2.2～3	1月	3		
	同上(更生保護についての研究)	2.5～7		2月	3	元.5～7	2月	3		
61	書記官養成課程第一部	第17期	2.4.6(月)～3.3.1(月)		1年	231	31.4.4(木)～2.3.2(月)	1年	202	令和元年度欄は第16期生
62	書記官養成課程第二部	第16期(2年生)	31.4.4(木)～3.3.1(月)		2年	68	30.4.5(木)～2.3.2(月)	2年	59	令和元年度欄は第15期生
		第17期(1年生)	2.4.6(月)～4.3.25(金)		2年	78	31.4.4(木)～3.3.1(月)	2年	68	令和元年度欄は第16期生
63	家裁調査官養成課程第16期	31.4.4(木)～3.3.1(月)		2年	45	30.4.5(木)～2.3.2(月)	2年	39	令和元年度欄は第15期生	
64	家裁調査官養成課程第17期	2.4.6(月)～4.3.25(金)		2年	48	31.4.4(木)～3.3.1(月)	2年	45	令和元年度欄は第16期生	

・(※)付したのについては、カリキュラムについて司評と合同実施を検討中

・備考欄に★がある研修については、令和2年度から期間の表記を端数を切り上げる形で改めた。ただし、日程そのものは令和元年度と変わらない。

令和2年度裁判所職員(裁判官以外)研修

裁判所職員総合研修所



(注) □は中央研修、□は高裁委嘱研修、□は自庁研修、□は研究、□は養成課程を表す(養成の配置については、階層や系統と関連したものではない)。

※ このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。